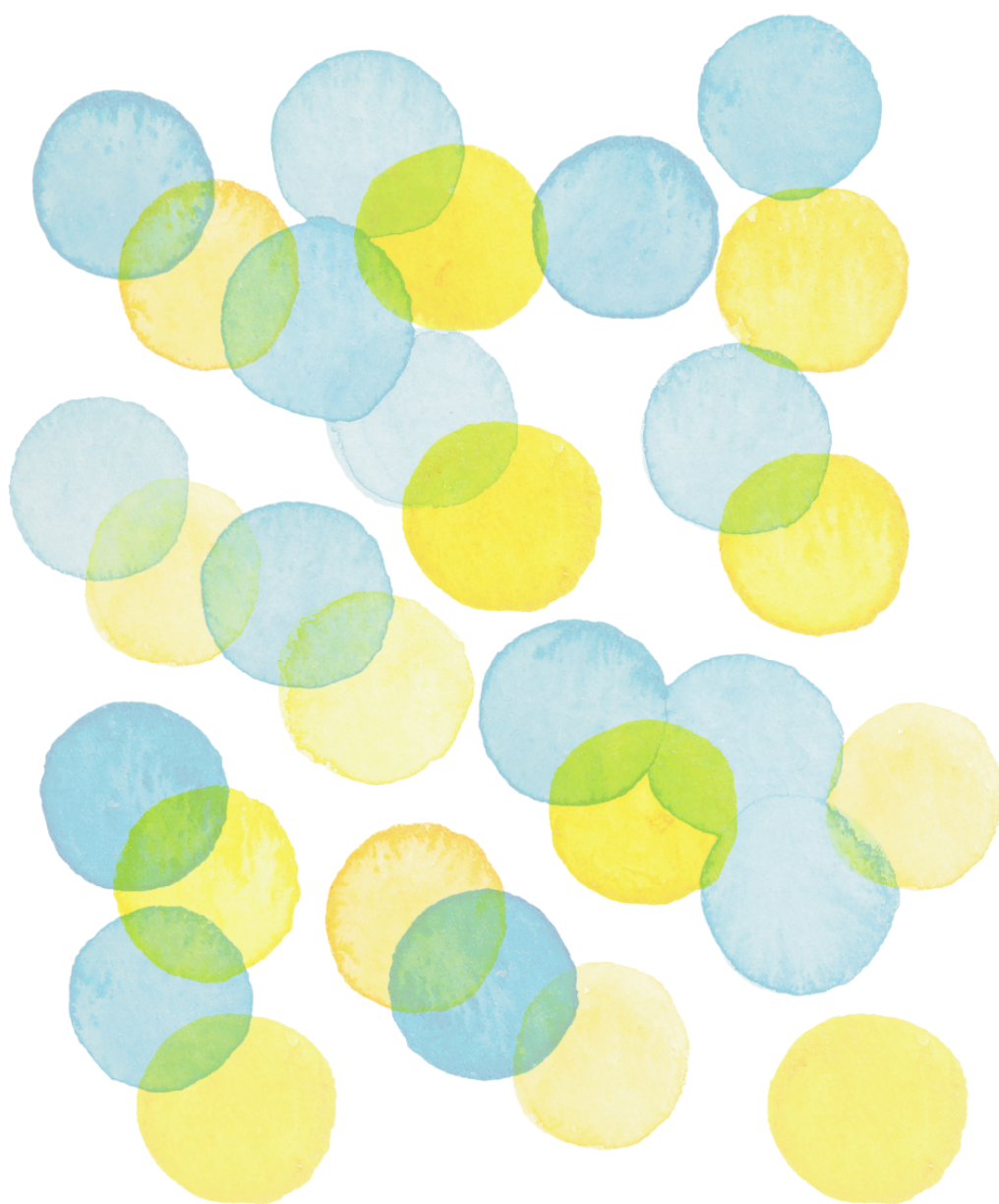


第2期鈴鹿市地域福祉計画

一人ひとりが“元気なまち”をみんなで作る
一人ひとりの“しあわせな暮らし”をみんなで支える



平成28年3月
鈴鹿市

はじめに

第1期鈴鹿市地域福祉計画を策定後、10年が経過しました。この間、わが国は平成20年のリーマンショックを発端とした経済の低迷を経験するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災が甚大な被害をもたらすなど、国民の間に、将来に対する大きな不安が広がった時期でもありました。



そして、超高齢社会の到来や少子化・核家族化による高齢者単独世帯の増加、世帯人数の減少といった家族形態の構造的な変化とともに、高齢者の介護や児童への虐待問題をはじめ、生活困窮や社会的孤立、また災害時における支援のあり方など、日常生活における様々な問題や新たな課題が、従来にも増して私たちの周りにごく身近なこととして浮かびあがってきています。

このような背景の中で、市民の皆様の福祉ニーズも多様化し多岐にわたるようになってきており、これまで行政が担ってきた既存の制度や公的サービスだけでは、その解決が困難なことが多く生じてきています。

住み慣れた地域でつながりをもって、安心して心豊かに暮らせることは、誰もが願うことです。そのような地域づくりをめざして、市民の皆さまをはじめ、地域組織、事業者、社会福祉協議会など関係団体の皆さま方と行政が力をあわせ、それぞれの立場で取り組む地域福祉の推進が一層求められております。

第2期鈴鹿市地域福祉計画では、困りごとが起こったときには、誰もが福祉サービスの受け手になっていただくと同時に、一方では誰もが「できること」や「したいこと」でその担い手となっていただくという“お互いさま”の気持ちをもって、地域福祉を推進していきたいと考えています。

本計画は、地域福祉を推進するにあたっての基本的な考え方と方向性を定めたものですが、それを推し進め、広げていくことは、行政だけでできるものではありません。そのため、計画の主語を「わたしたち」として策定いたしました。

地域福祉に関わる団体や事業者等の皆さま方をはじめ、市民の皆さまお一人おひとりに、本計画を通して、改めて地域福祉に関心を持っていただくとともに、その推進へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご議論をいただきました第2期鈴鹿市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、地域福祉に関するアンケート調査などを通して貴重なご意見などをいただきました市民の皆さま及び多くの関係団体の皆さまに心より感謝を申し上げます。

2016年（平成28年）3月

鈴鹿市長 末松則子

目 次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	3
5. 計画の推進方法	3
II. 鈴鹿市の地域福祉をすすめるうえでの課題	4
1. アンケート調査からみた課題	4
2. 第1期計画の取組からみた課題	6
3. 地域福祉に関する法律や制度の動向	7
4. 第2期計画で取り組む主な課題	8
III. 地域福祉の推進目標	9
1. 地域福祉推進の基本理念	9
2. 地域福祉推進の基本目標	10
3. 多彩な主体の役割分担と協働の考え方	12
4. 各エリアでの取組と連携の考え方	13
IV. 地域福祉の推進方向	14
1. 取組の柱と方向性	14
[基本目標1] 一人ひとりが“元気なまち”をつくる	16
[基本目標2] 一人ひとりの“しあわせな暮らし”を支える	26
[基本目標3] 地域のみんなで“つくる・支える”	36
2. 先導的に取り組む事項	45
第2期鈴鹿市地域福祉計画の体系	51
資料	52
計画の策定経過	52
計画の策定体制	54
アンケート調査の結果	56
第1期計画の実施状況と課題	78

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

わたしたちのまち鈴鹿市でも少子高齢化がすすんでおり、今後、その影響が本格的に現れると予測されます。わが国全体の社会や経済の構造が変化し、日常生活にもさまざまな影響が現れているなかで、だれもが安心して、子どもを産み、育てることができ、必要な介護や支援が受けられるまちづくりが求められています。一人ひとりのしあわせな暮らしを守るためにみんなで支えあう「福祉」は、わたしたちのだれにも身近なものになってきました。多様化し、増大する福祉のニーズに応えていくために、地域の状況に応じた福祉を地域のあらゆる力をあわせてつくる取組である「地域福祉」が、いっそう重要になっています。

市では、平成17年に第1期の「鈴鹿市地域福祉計画」を策定しました。この計画では、「みんなでつくる幸せプラン」として、市民や関係者の意見をふまえて「地域福祉の土壌づくり」、「生活関連サービスの充実」、「地域福祉推進のしくみづくり」を柱とした施策の方向性を定め、関連する分野別計画や、地域福祉の推進機関である鈴鹿市社会福祉協議会が策定した「鈴鹿市地域福祉活動計画」などを通じて、さまざまな取組がすすめられてきました。

こうした取組の成果を活かすとともに、現在の地域の状況に対応するよう本市の地域福祉をさらに発展させるために、市民や関係者の思いを集めて新たな計画を策定しました。この計画は、「みんなで協働してすすめる」ことを重視しています。この計画を目標として共有しながら、各々が「できること・したいこと」を考え、役割を分担しながら協力して、着実に推進していきたいと考えています。

【「地域福祉」の考え方】

地域福祉の「地域」という言葉には多くの意味が込められています。例えば、

- だれもが「地域」とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるように、
- 「地域」のさまざまな力をあわせて、支えあいながら、
- 鈴鹿市という「地域」の状況にあった福祉をつくりたい、など・・・。

つまり地域福祉は、だれもが支援が必要なきには受け手となり、各々ができるところで担い手ともなって「お互いさま」の気持ちで取り組んでいくものです。

【この計画での「わたしたち」とは】

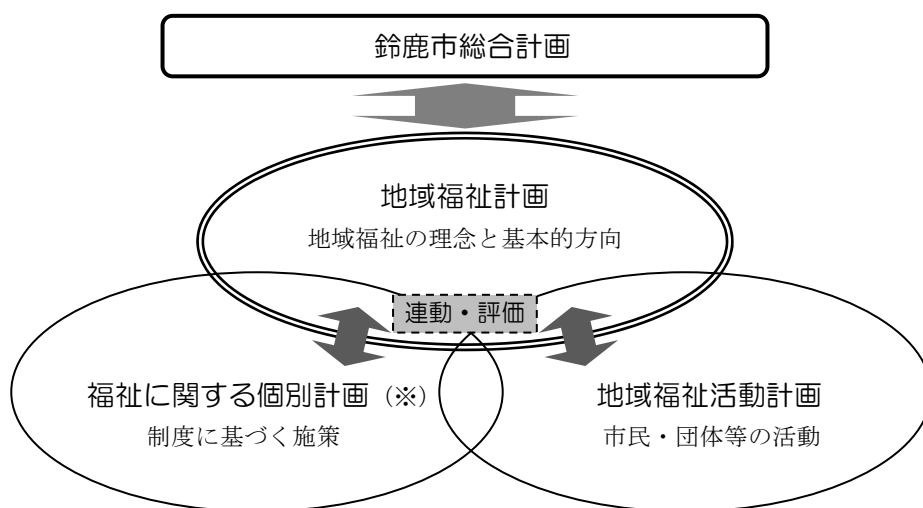
こうした地域福祉の考え方に基づいて、この計画は、地域福祉の受け手であると同時に担い手でもある市民と、地域福祉に関わる団体、事業者、市・関係機関などが、それぞれの立場で主役となって参加するよう、「わたしたち」を主語として策定しました。市は、責任をもって計画を推進するよう、先導的な役割を担うとともに、広く参加を呼びかけ、協働による取組をすすめていきます。

2. 計画の位置づけ

「鈴鹿市地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画です。この計画では、法律の位置づけに基づき、本市の地域福祉を市・関係機関などの「公」と市民・団体・事業者などの「民」が協働して推進するうえで、基本となる考え方と方向性を定めています。

また、この計画は、市のまちづくりビジョンと施策の方向性を示す「鈴鹿市総合計画」に基づき、地域福祉を総合的に推進するための考え方を定めたものです。

さらに、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりなどの保健福祉の施策をすすめる分野別計画や、市民・団体・事業者等の主体的な活動を推進する地域福祉活動計画などに基づく取組が、分野や立場の枠を超えて効果的に協働してすすめられるように、共有する理念と基本的方向、基盤づくりのための取組などを定めました。



(※) 鈴鹿市高齢者福祉計画、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業計画
すずかハートフルプラン（障害者計画・障害福祉計画）
鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画、鈴鹿市健康づくり計画 など

（社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の期間

この計画は、「鈴鹿市総合計画2023」と整合性を図るよう、平成28年度から平成35年度までの8年間の計画として策定しました。なお、前半の取組状況や地域福祉を取

りまく状況の変化などをふまえ、4年目に見直しを行います。

4. 計画の策定方法

この計画は、「公」と「民」が協働して推進する計画として、さまざまな立場の人々の意見を反映するよう、公募委員を含む市民・団体・事業者と市・関係機関の参加による「鈴鹿市地域福祉計画策定委員会」で協議、検討しました。また、鈴鹿市社会福祉協議会が策定する「第3次鈴鹿市地域福祉活動計画」と一体的な策定をすすめることを通じて、よりスムーズに協働できる計画とするよう、策定委員会のメンバーに重なりをもたせ、共通する事項は合同で委員会を開催して協議するとともに、地域福祉活動計画について検討を行う「専門部会」での議論を、この計画にも反映しました。

さらに、市民の意見やニーズを広く反映するため、市民や団体などへのアンケート調査やヒアリングなどを実施し、策定委員会での検討に反映させました。

あわせて、庁内関係課等による「鈴鹿市地域福祉計画庁内検討部会」を設置し、庁内で連携して事業等を推進していくための協議を行うとともに、地域福祉活動計画の策定を担う社会福祉協議会事務局との情報共有や調整を行いました。

このようにして取りまとめた計画素案に対して、市民の意見を広く聴くパブリックコメント（意見募集）（※）を実施し、その結果も反映させて計画を策定しました。

（※）市の基本的な政策等の策定過程において、その案を公表して市民からの意見を求め、十分に考慮して必要な意思決定を行うとともに、意見の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続です。

5. 計画の推進方法

この計画は「PDCAサイクル」（※）の考え方にに基づき、効果的な推進を図ります。そのため、市民参加による審議会組織を設置し、各々の協働による計画の推進に関する協議や、計画に基づく事業・活動等の進捗状況の点検・評価、見直し等に関する検討を、年次的に行います。

市は庁内推進組織を設置し、地域福祉に関連するさまざまな計画や事業と連動させるように調整を図りながら、「先導的に取り組む事項」をはじめとする計画に基づく事業を具体的に推進します。

市民、団体、事業者等の取組は、計画の積極的な周知を図りながら、社会福祉協議会が策定する「鈴鹿市地域福祉活動計画」とも連動させて「民」の主体的な取組を促進、支援し、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。

（※）Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検）→ Act（改善）を繰り返すことで、継続的に改善をすすめていく手法のことをいいます。

Ⅱ． 鈴鹿市の地域福祉をすすめるうえでの課題

1. アンケート調査からみた課題

この計画を策定するにあたり，市民や地域福祉に関する活動を行っている団体等の意見やニーズをお聴きするためのアンケート調査を実施しました。調査の結果からみた主な課題は次のとおりです（調査全体の結果の概要は資料編（p. 56～77）に記載しています）。

（1）市民アンケートから

① 日常生活での“困りごと”などについて

- ・75歳以上では3分の1以上，ひとり暮らしでは5割以上の人々が，日常生活でなんらかの“困りごと”があると答えています。また，年齢などによって“困りごと”に特徴があることも示されているほか，現在は特に困っていなくても，今後の生活で，経済的な面や介護，移動などのさまざまな面での「不安」があげられています。
- ・“困りごと”についてだれかに相談したことがある人は約5割です。相談相手は家族や知人などが多く，身近な福祉や医療の機関も比較的多くの人々が相談しています。
- ・約2割は家族など以外で身近に「気に掛かる人」がおり，9割近くは日常や災害時の支えあいのために自治会等に個人情報を知らせてもよいと答えています。

② 地域福祉への関心や参加について

- ・約8割の人が福祉に関心があり，福祉に関する活動に現在参加している人は1割強ですが，3割近い人が今後は参加したいと答えています。
- ・近所づきあいが少なくなり，地域活動が難しくなったと感じている人もいます。こうしたなかで，少額の謝礼やポイント制などの有償で支えあう活動も必要だとした人が半数近く，1割近い人がその受け手，担い手として参加したいと答えています。

【計画に反映すべき課題】

- 高齢化や小世帯化がすすむと日常生活での“困りごと”がいつそう増えると予測されることから，相談や支援に的確につないでいく必要があります。
- 支えあいのために個人情報を共有してもよいと考える人が多く，プライバシーの尊重を前提として効果的に活用し，活動を推進することが望めます。
- 福祉に対する市民の関心は高く，福祉活動への参加意向を実践につなぐ取組が求められています。そのために，身近な地域でのつながりを広げるとともに，多様な活動をつくり，担い手を増やしていく必要があります。

(2) 自治会・団体アンケートから

① 地域福祉に関する活動の課題や支援について

- ・自治会や団体等が地域福祉に関わるさまざまな活動を行っています。また、災害時の支援や地域のつながりづくり，外出支援などの活動に高い関心が示されています。
- ・担い手の不足や高齢化，活動資金の確保などの課題をかかえるところが多く，財源補助や広報・情報提供などの支援，他の団体等との連携が求められています。

② 活動を通じて感じている地域の福祉課題について

- ・生活が苦しい人や地域から孤立した人が増えたことは約2割の自治会で感じています。地域福祉活動を行っている団体ではこうした福祉課題を感じる団体の割合が大きく，そうした人々や虐待や権利侵害に遭っている人，支援を拒否する人などへの支援に困難を感じる団体も多くなっています。
- ・地域の福祉を充実するために，「公」は相談窓口やサービス，社会保障の充実など，「民」は住民どうしのつながりや支えあい，災害時の支援などに取り組むべきとしたところが多く，公・民の協働や行政内での連携の必要性も多く指摘されています。

【計画に反映すべき課題】

- 自治会や団体等が主体的に行っているさまざまな活動をいっそう推進するよう効果的に支援するとともに，先駆的な活動を広げていく必要があります。
- 活動を通じて把握された地域のさまざまなニーズを適切な支援につなぐなど，公・民の特長を活かした協働をいっそう推進することも求められます。

(3) 中学生アンケートから

① 地域の活動や福祉教育への参加について

- ・多くの生徒は地域であいさつしたり活動に参加していますが，地域（校区）による差もあるようです。福祉教育の取組も学校によって特徴がありますが，参加・体験型の学習が良かったと答えた生徒が多くなっています。
- ・ボランティア活動への参加状況や意向，弱い立場の人への気遣い，困っている友だちへの対応などは，地域の活動や福祉教育への参加状況などによって違いがあることが示されています。一方，大人になっても鈴鹿市に住み続けたいと答えた生徒は3割弱にとどまり，地域とのつながりなどとの関連はあまりみられませんでした。

【計画に反映すべき課題】

- 福祉の意識を高め行動をすすめるためにも，福祉教育や地域の活動への参加をいっそう推進することが望まれます。また，地域の次世代の担い手を育てるためにも，住み続けたいと思えるまちづくりが求められます。

2. 第1期計画の取組からみた課題

第1期計画の基本目標に沿って事業等の実施状況を整理したなかから、この計画で取り組むべき主な課題として、次のようなものが見えてきました。

[基本目標1 地域福祉の土壌づくり] について

- ・新たな福祉課題等も含めた幅広いテーマについての多様な場での啓発や学習の推進
- ・多くの市民（特に若年層など）の活動への参加やリーダー養成等の担い手づくり
- ・参加しやすい活動の場や利用しやすい拠点などの充実

[基本目標2 地域における生活関連サービスの充実] について

- ・潜在的なニーズの把握と、多様なニーズに対応するための取組の推進
- ・福祉サービス等についての情報が、必要な人に的確につながる取組の充実
- ・身近なところでの相談や総合的な相談ができる体制づくり
- ・健康で自立した生活を支援する取組の充実
- ・多様なニーズに対応する就労や社会参加への支援と環境整備の充実
- ・権利擁護に関するニーズの増加に対応した支援体制の充実
- ・さまざまな面でのバリアフリーやユニバーサルデザイン（※）の推進
- ・防災、防犯、交通安全などによる安全・安心の地域づくりの推進
- ・ライフステージを通じた、切れ目のない支援の充実
- ・市民、団体、事業者と市・関係機関等の連携による取組の推進
- ・分野別計画と地域福祉計画、総合計画等の連携による効果的な事業の推進

（※）バリアフリーは、障がいのある人などの社会参加を妨げている段差などの物理的なバリア（障壁）、情報や制度のバリア、人々の意識上のバリアなどをなくしていくことをいいます。ユニバーサルデザインは、障がいの有無だけでなく、年齢や性別、国籍などにかかわらず、だれもが使いやすいものを、あらかじめつくっていかうという考え方で、それに基づく取組です。これらは相互に補いあう関係にあり、あわせて推進していくことが求められています。

[基本目標3 地域福祉推進のための仕組みづくり] について

- ・地域の活動への支援やコーディネート、ネットワークづくりの推進
- ・有償やビジネスの視点なども含めた多様な活動の推進
- ・民間の事業所等とのいっそうの連携の推進
- ・市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会等の機能の充実
- ・民生委員等の地域の担い手の確保と、活動への支援や連携の充実
- ・「地域包括ケアシステム」（※）の構築
- ・地域の課題や先駆的な取組を施策に反映するしくみづくり

（※）介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをおくれるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみづくりが、介護保険制度改革のなかで推進されています。

3. 地域福祉に関する法律や制度の動向

第1期計画を策定した平成17年以降も、地域福祉に関連する法律や制度等はさまざまに変化しており、この計画は、次のような法律をふまえて策定しました。

○ 社会保障制度改革推進法・社会保障改革プログラム法

持続可能な社会保障制度を確立するために、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野の制度改革の基本方針や内容が定められました。

○ 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の自立支援として、相談支援や住居の確保、就労、子どもの学習への支援などを推進します。

○ 子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」等）

急速な少子化に対応し、幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を含めた保育、教育の拡充や地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進します。

○ 介護保険法（改正）

2025年を目途として地域包括ケアシステムを構築するよう、地域支援事業を充実するとともに、介護給付の重点化・効率化、費用負担の公平化などを推進します。

○ 障害者基本法（改正）・障害者総合支援法

障がいのある人もない人も共生できる社会をめざし、障がいのある人が地域で生活するための支援や権利擁護のための取組の充実を推進します。

○ 高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法・障害者差別解消法

高齢者・障がい者に対する虐待の防止や対応、養護者への支援のための取組などを推進します。また、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

○ バリアフリー新法

だれもが生活しやすいまちづくりのために、公共的な建築物等の整備に関するハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、一体的な推進を図ります。

○ 災害対策基本法（改正）

東日本大震災の経験をふまえ、大規模災害等への対応を強化するとともに、災害時の避難が困難な人への支援などを推進します。

○ 地方分権に関する法律（地方分権改革推進法・地方自治法（改正）等）

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本的な考え方として、権限委譲や規制緩和を推進します。

(※) これらに加え、まちづくりの基本原則を定めた「鈴鹿市まちづくり基本条例」、市民と行政の協働に関する考え方やしくみ、ルールを定めた「鈴鹿市協働推進指針」や、本市で策定、検討している各種計画などをふまえて策定しました。

4. 第2期計画で取り組む主な課題

アンケート調査による市民のニーズや、第1期計画の進捗状況、本市の地域福祉をとりまく状況等をふまえて、第2期計画で取り組むべき地域福祉を推進するうえでの課題を、次の3つの柱で整理しました。

[課題1] 地域福祉のさまざまなニーズを解決するための取組を充実する必要がある

- 日常生活や子育てなどでの多様なニーズ（さまざまな“困りごと”）に対応するための、地域福祉に関するサービスや活動の充実と、再構築や新たな開発への取組
- さまざまな“困りごと”を早期に発見し、必要な支援につなぐ取組の充実
- 健康・生きがいづくりなど、生活の質を高め、“困りごと”を予防する取組の推進
- 虐待の防止や成年後見などの、権利擁護のための支援の充実

[課題2] そのための、地域福祉の多彩な担い手づくりと、担い手への支援を充実する必要がある

- 福祉への理解を深め、担い手として参加する意識や参加のきっかけづくりの充実
- ニーズに応じて参加できる、地域での多様な福祉活動の推進
- コミュニティビジネス（※）等も含む、福祉や介護のサービスの担い手の拡充
- 活動を効果的にすすめるための、事業者等との連携を含めたネットワークの充実
- 活動のリーダーやコーディネーターの養成
- 活動の立ち上げや継続のための支援の充実

（※）市民の生活に密接に関わる課題を解決するために、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。

[課題3] これらを効果的に推進するために、地域福祉をすすめるしくみや環境を充実する必要がある

- 連携して支援するための情報共有のしくみづくり（個人情報の適切な活用を含む）
- 地域の福祉環境（コミュニティ、安全・安心、ユニバーサルデザインなど）の向上
- 課題を施策や活動などにつなぐしくみづくり
- 介護保険制度改革のなかで推進する地域包括ケアシステムの構築に向けた取組とも連動し、高齢・障がい・児童などの分野や「公」（市など）・「民」（市民・団体・事業者など）の各々の主体の立場を超えた、多彩な力の協働によって地域福祉をすすめるしくみづくり

これらの課題を効果的に解決していくよう、
第2期の地域福祉計画を検討しました。

Ⅲ. 地域福祉の推進目標

本市の地域福祉をとりまく課題に的確に対応していくために、「第2期鈴鹿市地域福祉計画」と「第3次鈴鹿市地域福祉活動計画」で共有する、地域福祉を推進するうえでの基本的な目標を、次のように定めます。

1. 地域福祉推進の基本理念

一人ひとりが“元気なまち”をみんなで作る
一人ひとりの“しあわせな暮らし”をみんなで支える

社会や地域、家族のかたちに変化するなかで、日常の生活や子育てなどで、さまざまな“困りごと”（福祉ニーズ）をもつことが増えています。こうした“困りごと”をできるだけ予防すること、また、もし起こってしまったときには早期に発見し、的確に解決できるような支援につないで“しあわせな暮らし”を続けることができるようにすることが、だれもが地域で安心して心豊かに暮らせることをめざす地域福祉の最も基本となる目標です。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、健康や生きがいを保ち、よりよい生活をおくるように、自ら心がけ、互いに呼びかけあいながら取り組むことが大切です。

そして、それぞれができることで支えあうことにより、人も地域も元気になる「市民一人ひとりが“元気なまち”を、わたしたち（市民、団体、事業者、市・関係機関等）が、それぞれの得意なことを活かして役割を分担し、みんなで協働してつくります。

【「地域福祉」とは】

地域福祉について、この計画では「だれもが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるように、地域のあらゆる力をあわせて、地域にあった福祉をつくる取組」と位置づけます。

2. 地域福祉推進の基本目標

(1) 一人ひとりが“元気なまち”をつくる

【いきいき暮らし，地域で活躍する人づくり】

地域福祉は，わたしたち一人ひとりが，“困りごと”が起きたときは受け手となり，各々が“できること・したいこと”で担い手ともなってすすめていくものです。そうした取組を通じて“困りごと”を予防したり，的確に解決して健康で生きがいのある暮らしをまもるとともに，主体的な意識で参加し，お互いに支えあうあたたかなコミュニティのある，人も地域も“元気なまち”をつくっていくことをめざしています。

そのために，まず，地域福祉を自分にも関わることとして理解し，受け手，担い手としての意識や知識などを身につけます。そして，“困りごと”ができるだけ起こらないように，健康で生きがいのある生活を，一人ひとりが主体的に心がけるとともに，地域ぐるみで支えあいながら推進します。

また，地域福祉への理解を通じて，各々が“できること・したいこと”で参加することで，地域福祉の多様な活動やサービス（※）の担い手を増やしていくよう，参加へのきっかけや参加しやすい条件づくりを充実したり，地域の資源を活かして活動を支える取組をすすめていきます。

（※）この計画では，制度に基づく介護・福祉サービスや，生活に関わるさまざまなサービス（商業・サービス業など）をイメージして用いています。

(2) 一人ひとりの“しあわせな暮らし”を支える

【多様なニーズに応えるサービスや活動づくり】

人口減少傾向のなかで，少子高齢化や核家族化，都市化などによる社会や地域の変化により，福祉や介護，子育てなどに関する“困りごと”は，わたしたちのだれにも起こりうる課題となっています。一人ひとりの“しあわせな暮らし”を守るための取組を，福祉ニーズが多様化，増大している状況をふまえて，効果的にすすめていく必要があります。

福祉や介護，子育てなどの“困りごと”を支えるサービスや活動が，必要なときに的確に利用できるようにするために，情報提供や相談を充実し，“困りごと”に早めに気づいて，大変な状態にならないうちに身近なところで相談でき，そこから適切な支援につながる流れを充実します。

また，生活の変化にともなう新たなニーズや，制度の狭間となっているニーズなどへの対応も含めて，サービスや活動を的確に提供する体制を，地域福祉の視点でさまざまな力をあわせてつくとともに，“自立した生活を支える”という視点で支援の質を高めていきます。

あわせて、弱い立場に置かれがちな人々への権利侵害や虐待をなくして、だれもが“自分らしく”暮らしていけるように、権利擁護を支える取組も推進します。

(3) 地域のみんで“つくる・支える”

【地域福祉をすすめるしくみや環境づくり】

“元気なまち”や“しあわせな暮らし”づくりは、わたしたち一人ひとりがしっかり意識することからスタートするものですが、そのための環境づくりも含めて地域のみんで取り組むことで、効果的にすすめていくことができます。

今後の超高齢社会に対応するため、住まいと生活支援・介護予防、医療、介護を一体的に提供することをめざした地域包括ケアシステムを構築するための取組とも連動しながら、制度による分野の枠組みを超えて、だれもが安心して心豊かに暮らせる地域福祉を「公」と「民」のさまざまな主体が協働してすすめるしくみ（「分野を超えた地域包括ケア」）をつくり、計画的な取組を推進します。

また、地域福祉を推進するための基盤として、みんながふれあい、支えあう、あたたかなコミュニティづくりや、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり、安全・安心のまちづくりによる環境づくりを、弱い立場に置かれがちな人々への配慮を行いながら、さまざまな取組と連動させて、推進していきます。

(※) この計画では、介護保険制度改革のなかで推進する「地域包括ケアシステム」と連動し、保健、医療、福祉などのサービスを、関係者が連携、協力し、市民の多様なニーズに応じて一体的、体系的に提供するしくみを「分野を超えた地域包括ケア」と位置づけます。

3. 多彩な主体の役割分担と協働の考え方

地域福祉の受け手であるとともに担い手でもある「市民」と、地域福祉に関わる「団体」、「事業者」、「市・関係機関」などの多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら、協働して本市の地域福祉を推進していくよう、各々の役割分担についての基本的な考え方を次のように定めます。

【① 市民】

地域福祉を、自分や家族などの生活（人生）に関わることとしてとらえて、できるだけ“困りごと”が起こらないように、健康でいきいき暮らせるように心がけて生活し、もし起きたときには、大変な状態にならないうちに早めに相談するなど、適切に行動します。また、それぞれが“できること・したいこと”で担い手となり、隣近所や知人・友人などをはじめ、身近なところで支えあいます。

【② 団体】

地域での暮らしや福祉に関わる活動を行っている団体（地域組織、ボランティア団体・NPO（※）など）は、より多くの市民に参加を呼びかけたり、市や関係機関、事業者、他の団体などとも協働して、それぞれの団体がめざす活動を通じて、地域でのつながりづくりや福祉課題の解決に向けて取り組めます。

【③ 事業者】

地域の一員として、人材、拠点、資金などの資源を活かし、市民、団体、市・関係機関、他の事業者などとも協働して、地域福祉の推進に参加します。
福祉・介護・子育て・健康などに関するサービスを提供する事業者は、事業を通じて“しあわせな暮らし”を支援するとともに、専門性を活かして市民や団体等の地域福祉活動を支援します。

各々が役割分担・協働

【④ 市・関係機関】

市民の生活課題・福祉課題を解決するために、市民、団体、事業者等と協働し、取組を支援するとともに、公的な役割に基づく事業や基盤づくりなどを推進します。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する専門機関として、市民、団体、事業者、市・関係機関等が協働していくための“つなぎ役”を担うとともに、各々の取組への支援、新たな課題に対応する先導的な事業や専門的な事業などを推進します。

(※) NPO (Non-Profit Organization) は営利を目的とせず市民活動や公共的な活動を行う民間組織で、このうち法人格を取得したものをNPO法人といいます。

4. 各エリアでの取組と連携の考え方

地域の特性に応じた地域福祉を、地域に根ざして推進するため、それぞれのエリアの特性に応じた取組をすすめながら、エリアを超えて連携することで、重層的で効果的な展開を図っていくよう、次の考え方に沿って推進します。

【① 自治会】

もっとも身近なエリアとして、災害などのいざというときへの備えも含めて、日常的なつながりづくりや見守り、支えあいの活動などを推進します。

連携

【② 行政区・小学校区】

地域福祉の「活動」をすすめる中心的なエリアとして、地区社協や設置を推進している地域づくり協議会などを通じて、地域の住民と各種団体や事業者等が連携し、地域の状況に応じた活動を推進します。

また、ひとつの地区だけでは解決できない課題などには、複数の地区が協力し、専門機関等とも連携して取り組んでいきます。

連携

【③ 介護保険の日常生活圏域】

地域福祉に関する「サービス」をできるだけ身近な地域で利用できるようにしていくために、高齢者福祉計画で設定した「日常生活圏域」を基本単位として地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、他の分野のサービスについても、できるだけ地域に近接した提供体制づくりを推進していきます。

連携

【④ 全市・広域】

各エリアの課題を集約し、市の施策として実施したり、地域の取組への専門的な支援を推進します。

また、市だけでは解決できない課題には、周辺の市町や三重県、国などとも協力して取り組んでいきます。

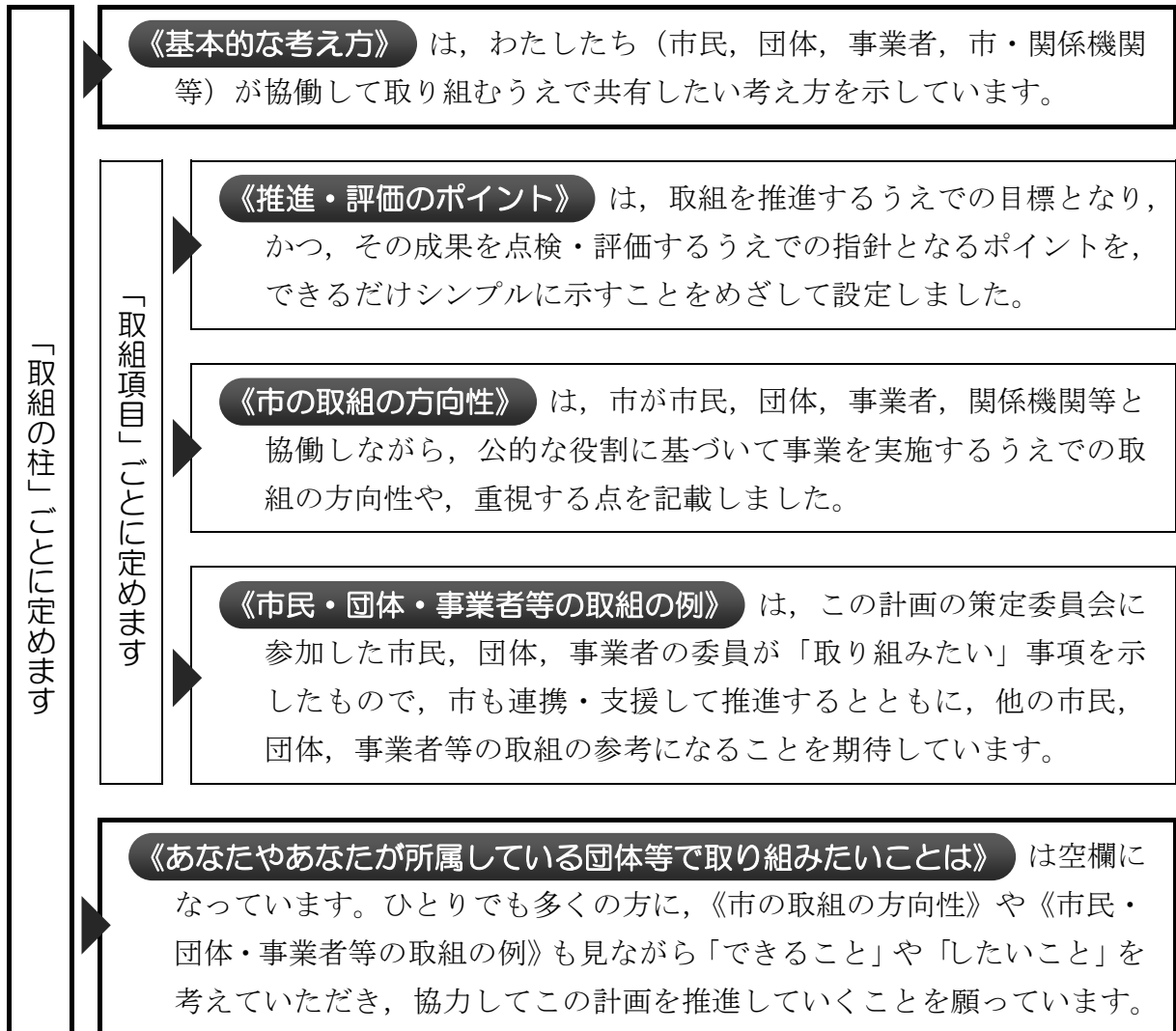
IV. 地域福祉の推進方向

1. 取組の柱と方向性

基本目標を実現していく取組を体系的に推進していくために、10の「取組の柱」と、より細かな「取組項目」を設定し、各々の方向性を決めました。

基本目標	「取組の柱」と「取組項目」
1 一人ひとりが “元気なまち” をつくる	<ol style="list-style-type: none">1. 地域福祉を知り、“受け手”・“担い手”としての意識を高めます<ol style="list-style-type: none">1-1. 地域福祉の情報を積極的に発信します1-2. 地域福祉についての学習を推進します2. 一人ひとりが“元気なまち”をめざし、健康や生きがいがいづくりに取り組みます<ol style="list-style-type: none">2-1. 主体的に取り組む意識を高めます2-2. 心身の健康づくりと介護予防をすすめます2-3. 地域に密着した医療を推進します2-4. 各々のニーズに応じた生きがいがいづくりにや就労を推進します3. 地域福祉の“担い手”を増やします<ol style="list-style-type: none">3-1. 福祉の仕事に就く人を増やします3-2. 地域福祉活動への参加を広げます3-3. 地域福祉活動への支援を充実します
2 一人ひとりの “しあわせな 暮らし”を支 える	<ol style="list-style-type: none">4. 福祉サービス等が、必要なときに的確に利用できるようにします<ol style="list-style-type: none">4-1. 福祉サービスや日常生活の支援等に関する情報提供を充実します4-2. 福祉に関する相談が気軽にできるようにします4-3. “気になる人”を相談や支援につなぐ取組を充実します5. “しあわせな暮らし”を支える多様な福祉サービスや活動を充実します<ol style="list-style-type: none">5-1. 多様なニーズに応えるサービス等をすすめます5-2. サービスや活動の質を高めます6. だれもが“自分らしく”暮らすための権利擁護を推進します<ol style="list-style-type: none">6-1. 偏見や差別のないまちづくりをすすめます6-2. 虐待や権利侵害の予防と適切な対応を推進します6-3. 日常生活での権利擁護を支援します
3 地域のみんな で“つくる・ 支える”	<ol style="list-style-type: none">7. 地域福祉をみんなですすめるしくみをつくります<ol style="list-style-type: none">7-1. 分野や立場を超えて推進するしくみをつくります8. みんながふれあい、支えあうコミュニティづくりをすすめます<ol style="list-style-type: none">8-1. ふれあい、支えあうつながりをつくります8-2. 身近な地域での福祉活動をすすめます9. だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます<ol style="list-style-type: none">9-1. “心のバリアフリー”を推進します9-2. だれもが快適で安全に移動できるまちをつくります10. だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめます<ol style="list-style-type: none">10-1. 安全・安心への理解と意識を高めます10-2. 弱い立場に置かれがちな人を、犯罪や事故などからまもります10-3. 災害時にだれもが安全に避難できるように備えます

また、p. 16～p. 44の「取組の柱」、「取組項目」ごとの各項目は、次の位置づけで定めました。



各々の特長を活かして、協働して推進していきます。

1. 地域福祉を知り，“受け手”・“担い手”としての意識を高めます

《基本的な考え方》

地域福祉をすすめるうえでの第一歩として，わたしたち（市民，団体，事業者，市・関係機関等）一人ひとりが，地域福祉の受け手・担い手だという意識をもち，各々が「できること・したいこと」での参加につながるように，だれもが必要な情報を得たり，学習の機会がもてるように工夫しながら，さまざまな方法や場所での取組を推進します。

1-1. 地域福祉の情報を積極的に発信します

《推進・評価のポイント》

- (1) 多様な情報を集めて，わかりやすく発信します
 (2) 必要な情報が的確に届くようにします

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【多様な情報を集めて，わかりやすく発信します】

★ 多様な情報を集めて発信します	・地域福祉に関する多様な情報のなかから，自分の状況にあったものを探しやすいように，情報はできるだけ集めて，体系的でわかりやすいように発信していきます。
------------------	---

【必要な情報が的確に届くようにします】

○ ユニバーサルデザインの情報発信をすすめます	・障がいのある人や日本語がわからない人などにも必要な情報が的確に伝わるように，情報のユニバーサルデザイン化を推進します。
○ 積極的に“伝える”取組をすすめます	・情報が必要な人に的確に届くように，EメールやSNS（※）なども活用した情報発信や，団体や事業者等とも連携した口コミによる情報伝達などを推進します。

(※) Eメールは通信ネットワークを使って情報をやりとりする手段です。

SNS (Social Networking Service) は通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービスです。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】利用者への情報提供とともに、関係機関・事業者等とも連携して発信します
- 【団体】活動に関連した情報を発信するチラシ等を作成・配布します
- 【団体】地域で情報を共有できる人を増やします

1-2. 地域福祉についての学習を推進します

《推進・評価のポイント》

- (1) 多様な学習機会を体系的につくります
- (2) さまざまところで学習をすすめます
- (3) 学習の成果を実践につなぎます

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【多様な学習機会を体系的につくります】

★ 福祉の学習や研修について協議し、協働してすすめる場をつくります	・学校や地域等で行われている福祉に関するさまざまな学習の情報を集めて発信したり、関連づけて体系的にすすめるための関係者のネットワークをつくります。
○ 多様な福祉課題についての学習をすすめます	・生活や地域の変化による新たな福祉課題や、少数の人の問題であっても大切な事項など、多様なテーマでの学習や啓発を推進します。
○ 鈴鹿市の魅力などを理解し、地域を愛する人を増やします	・地域福祉への参加をすすめる条件のひとつとして、地域や住民を大切にする気持ちを高めていくよう、鈴鹿市の魅力などへの理解を広げる取組を推進します。

【さまざまところで学習をすすめます】

○ 学校等での福祉教育を充実します	・子どものころから福祉への理解を広げていくよう、地域、団体、事業者等とも連携した体験型の学習なども充実しながら、学校等での効果的な福祉教育を推進します。
○ 地域・団体・事業所等での学習を推進します	・さまざまところで地域福祉を学ぶ機会を増やすよう、出前講座や保健福祉の各種事業などを通じて、地域、団体、事業所等での学習を支援します。
○ 家庭での学習を支援します	・学校や地域等での学習を家庭で共有できるように呼びかけたり、家庭で使えるテキストを作成するなど、家庭での学習を支援する取組を推進します。

【学習の成果を実践につなぎます】

○ 地域や当事者等と連携して、実践的な学習をすすめます	・地域や当事者が抱えている課題への理解を深めるとともに、課題の解決や支援の実践につながるよう、学校や地域等での福祉学習での連携を推進します。
★ 学習を活動につなぐ取組を充実します	・学習の成果を地域福祉をすすめる活動につないでいくように、活動の紹介やつなぎの支援を、福祉学習のネットワークも活かして推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 子ども・保護者・教員向けのさまざまな出前学習を開催します
- 【教育機関】 ボランティア活動を通じて学生の福祉マインド（福祉の心、思いやりの心）を形成します
- 【教育機関】 公開講座を通じて啓発や広報を行います
- 【事業者】 専門性を活かし、学校や地域での福祉教育や利用者の学びへの支援を行います
- 【事業者】 体験学習やボランティアの受け入れを推進します
- 【団体】 ファシリテーション（話しあいへの参加を促進する支援）を活かした学習を推進します

「地域福祉を知り、“受け手”・“担い手”としての意識を高める」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》（考えてみましょう!）

2. 一人ひとりが“元気なまち”をめざし、健康や生きがいがづくりに取り組みます

《基本的な考え方》

“しあわせな暮らし”の基盤となる健康や生きがいを高め、一人ひとりが“元気なまち”をつくっていくように、今後の生活や人生の希望も描きながら、目標をもって、一人ひとりが主体的に心がけ、みんなで呼びかけあいながら取り組みます。また、健康を支える地域に根ざした医療や、生きがいにもつながる就労や社会参加の場づくりや支援のしくみを、地域の力を活かして充実します。

2-1. 主体的に取り組む意識を高めます

《推進・評価のポイント》

(1) 多様な参加のきっかけをつくります

《市の取組の方向性》

【多様な参加のきっかけをつくります】

○ 健康づくりや生きがいづくりの情報発信や学習機会を充実します	・市民が健康づくりや生きがいがづくりに主体的に参加できるよう、ライフステージに応じた多様な情報や、活動につながる学習機会などを提供します。
○ 一人ひとりが自立した生活を描く“いきいき生活プランノート”（※）づくりを推進します	・これまで、現在、今後の生活や人生を考え、目標を描きながら健康や生きがいがづくり、生活への備えなどに取り組むきっかけとなるツールづくりを推進します。
○ 活動を評価し、支援する取組をすすめます	・活動の意欲を高めるひとつの方法として、優れた取組を表彰したり、ポイントを貯めることができる制度などのしかけづくりを推進します。

（※）もしものことがあったときのための「エンディングノート」の考え方を広げて、一人ひとりが生活や人生を考えるきっかけとなるツールをイメージしています。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

○ 【団体】 だれもが健康づくり・生きがいがづくりに取り組む市民運動を展開します

2-2. 心身の健康づくりと介護予防をすすめます

《推進・評価のポイント》

- (1) ライフステージに応じた健康づくりをすすめます
- (2) 地域包括ケアシステムの一環として介護予防を推進します

《市の取組の方向性》

【ライフステージに応じた健康づくりをすすめます】

○ 健康づくりや健康管理を支援する事業を充実します	・ ライフステージに応じた健康づくりや健康管理を支援するよう、分野別の計画に基づき、各種保健事業等を推進します。
○ 地域と連携した取組を充実します	・ 地域ぐるみで取り組むことで、一人ひとりの健康づくりをより効果的に促進していくように、地域組織や団体等と連携した取組を推進します。

【地域包括ケアシステムの一環として介護予防を推進します】

○ 心身機能の向上や自立した日常生活への支援をすすめます	・ 介護が必要な状態になることや重度化を予防し、地域で健やかに暮らせるよう、介護予防と日常生活支援を一体的に推進します。
○ 社会参加を通じた介護予防を推進します	・ 高齢者などが社会に参加し、生きがいや役割をもって生活することが介護予防につながるように、参加の場づくりや活動を支援する取組を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 地域に根ざした介護予防活動を推進します
- 【事業者】 地域での健康づくりや介護予防の取組を支援するとともに、地域の人が事業所の機器や相談などを利用できる環境を整備します

2-3. 地域に密着した医療を推進します

《推進・評価のポイント》

- (1) 地域での生活や介護を支える医療を充実します

《市の取組の方向性》

【地域での生活や介護を支える医療を充実します】

○ かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局と病院の連携を推進します	・ 日常的な健康管理を支援するかかりつけの医療機関や薬局をもつよう呼びかけるとともに、病院と診療所の連携などによる効果的な地域医療体制の充実を推進します。
---------------------------------------	---

○ 在宅医療・介護連携を推進します	・在宅での医療と介護の連携を充実することで、介護等が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムづくりを通じて推進します。
-------------------	--

2-4. 各々のニーズに応じた生きがいづくりや就労を推進します

《推進・評価のポイント》

- (1) 社会参加を通じた生きがいづくりをすすめます
 (2) ニーズに応じた就労をすすめます

《市の取組の方向性》

【社会参加を通じた生きがいづくりをすすめます】

○ 生涯学習やスポーツ等への参加を支援します	・ライフステージやニーズに応じた生涯学習や生涯スポーツへの参加を促進するよう、情報や参加機会、施設などの提供を、地域の多様な資源も活かして推進します。
○ 地域のさまざまな活動づくりや参加を支援します	・身近な地域での学習やスポーツなどの取組を促進するよう、地域組織や団体等への情報提供や、各種事業を通じた参加の呼びかけなどの支援を推進します。

【ニーズに応じた就労をすすめます】

○ 多様な就労の場づくりをすすめます	・生活のための収入や生きがいなど、さまざまな目的での就労を支援するよう、コミュニティビジネスによる新たな仕事づくりなども含めた支援を推進します。
○ 就労につなぐ支援を充実します	・就労を希望する人を仕事につなぐための支援を、新たに推進している生活困窮者自立支援も含めた各分野の取組などを通じて推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 もっと鈴鹿を知る活動をすすめます
 ○ 【団体】 老人クラブとNPOの協働による活動を推進します

「一人ひとりが“元気なまち”をめざし、健康や生きがいづくりに取り組む」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう!)

3. 地域福祉の“担い手”を増やします

《基本的な考え方》

地域福祉はわたしたちの力をあわせてすすめるもので、一人でも多くの人に参加することで、鈴鹿市の地域福祉がどんどん大きくなっていきます。地域でさまざまな活動を行ったり、福祉の仕事に従事する人を増やしていくように、学習の成果なども活かしてつないでいくとともに、仕事の環境を充実したり、多様な活動づくりや活動しやすくするための支援などを、あわせて推進します。

3-1. 福祉の仕事に就く人を増やします

《推進・評価のポイント》

- (1) 福祉の仕事への理解をすすめます
- (2) 福祉の仕事の労働環境を充実します

《市の取組の方向性》

【福祉の仕事への理解をすすめます】

○ 福祉教育や職業体験等を通じた理解をすすめます	・学校での福祉教育や職業体験等を通じて、福祉の仕事の大切さや魅力などへの理解を体験を含めて広げていくよう、事業者等と連携して取り組みます。
○ 福祉の仕事の魅力を伝える取組をすすめます	・さまざまな人と関わる福祉の仕事の魅力を伝えるように、多様な情報発信やイベント、ボランティア活動等の機会づくりなどを、事業者等と連携して推進します。

【福祉の仕事の労働環境を充実します】

○ 事業者等と連携し、従事者のやりがいや就労環境を高める取組をすすめます	・福祉の仕事への市民の理解やスキルアップなどを通じてやりがいを高めたり、賃金や労働環境を充実するための国への要望などを、事業者等と連携して推進します。
--------------------------------------	---

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 処遇改善や就業しやすい条件づくりに取り組み、子育てや介護をしている人の継続した就労や、子育てを終えた人などの就業を推進します
- 【事業者】 就労を希望する人の実習や職場体験を積極的に受け入れます
- 【事業所】 広報紙等を活用して、福祉の重要性を発信します
- 【教育機関】 福祉専門職を養成します
- 【団体】 介護の担い手不足に対応するために連携します

3-2. 地域福祉活動への参加を広げます

《推進・評価のポイント》

- (1) “受け手”・“担い手”の多様なニーズに応じた活動をつくります
 (2) 多様な人々の参加をすすめます

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【“受け手”・“担い手”の多様なニーズに応じた活動をつくります】

★ 多様な課題に対応する活動づくりを推進します	・日常生活での“ちょっとした困りごと”への支援など、多様な福祉課題に対応する活動を応援するよう、活動の立ち上げへの支援などを推進します。
★ 身近で参加しやすい活動を推進します	・地域での見守りや支えあいなど、身近なところで、それぞれの生活のなかで参加できる活動を増やすように、地域などと連携して推進します。
★ 有償やビジネスの視点での活動を推進します	・新たな担い手を増やす方法のひとつとして、少額の対価を介した有償型の活動やコミュニティビジネス等を推進するよう、実施する団体への支援等を行います。

【多様な人々の参加をすすめます】

★ 参加のきっかけとなる取組を充実します	・福祉への関心を活動につないでいくよう、情報発信や講座、イベント等や、これらの機会を活かしたコーディネートなどを団体等と協働して推進します。
★ 参加が少ない層や支援を受ける立場の人への、活動参加のはたらきかけや支援を充実します	・若い人や男性など活動への参加が少ない層や、支援を受ける当事者などが参加しやすい活動づくりを、社会福祉協議会等と連携して推進します。
★ 活動の負担が集中しないよう役割分担をすすめます	・活動の負担が集中することが担い手確保の妨げにならないよう、参加しやすい活動を増やし、コーディネートするしくみをつくる取組などを推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 イベント等を通じて活動を周知します
- 【団体】 活動に参加するボランティアを養成します
- 【団体】 メンバーを増やしたり役割分担等によって負担を軽減するなど、活動者の定着性を高めます
- 【教育機関】 学生のボランティア活動への参加を促進します
- 【事業者】 有償での活動のしくみをつくります
- 【団体】 地域での福祉活動の担い手となる人材（福祉委員など）を養成します

3-3. 地域福祉活動への支援を充実します

《推進・評価のポイント》

- (1) 活動の情報を積極的に発信します
- (2) 活動への助言や専門的な支援を充実します
- (3) 利用しやすい拠点を増やします
- (4) 活動に必要な資金を確保します

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【活動の情報を積極的に発信します】

★ 多様な活動の情報を発信・伝達します	・地域福祉活動に関する情報を、市民、団体、事業者等とのネットワークを活かして収集し、地域福祉の情報を一体的に提供するしくみを活かして発信します。
---------------------	--

【活動への助言や専門的な支援を充実します】

★ コミュニティワーク（地域福祉活動支援）の体制や機能を充実します	・市民、団体、事業者等による地域福祉活動を促進する専門的な支援を充実するように、コミュニティワークの体制や機能を社会福祉協議会等とも連携して充実します。
★ 活動のリーダーやコーディネーターを養成します	・活動の推進役となるリーダーやコーディネーターを増やしていくよう、研修などを行うとともに、活動への支援を充実します。
★ 活動時の事故防止や万一の場合の対応を推進します	・活動のリスクを軽減するため、事故防止のための情報や学習機会などを提供するとともに、保険の活用などによる対応を推進します。

【利用しやすい拠点を増やします】

★ 地域福祉の拠点となる施設整備を検討します	・市民や団体等の地域福祉活動の拠点となるとともに、情報発信や活動への支援などの専門的な機能をもつ施設の整備を検討、推進します。
★ 公共施設や地域施設等の活用を推進します	・公共施設や地域施設等が地域福祉活動で活用しやすいように、利用要件の検討や施設、備品等の充実への支援などを検討します。
★ 地域のさまざまな資源の活用を支援します	・利用されていない住宅や施設などの地域の資源を、地域福祉活動の拠点として活用する方策を検討し、利用を促進します。

【活動に必要な資金を確保します】

★ “協働” の視点に立ち、補助や助成などでの支援を推進します	・ 市民・団体等による公益的な地域福祉活動を促進するよう、補助、助成、委託等による協働を推進します。
★ “寄付” や “提供” による参加を推進します	・ 地域福祉の参加方法のひとつとして、金品の「寄付」や物品、場所等の「提供」を推進するよう呼びかけるとともに、それらを活かした効果的な支援を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 団体間の協力を推進します
- 【事業者】 地域の活動と連携し、社会資源の開発や広報などを支援します
- 【事業所】 地域福祉の拠点となる施設としての機能を整備します

「地域福祉の“担い手”を増やす」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》

(考えてみましょう！)

4. 福祉サービス等が、必要なときに的確に利用できるようにします

《基本的な考え方》

福祉や介護，子育てなどでの“困りごと”はだれにも起こりうることであり，必要なときに必要な情報が的確に伝わるしくみや，身近なところで相談すれば適切な窓口や支援につながるしくみを充実します。また，自分自身の“困りごと”に気づかなかつたり，どう対処すればよいかわからない人には，みんなで気にかけて支える取組を推進します。

4-1. 福祉サービスや日常生活の支援等に関する情報提供を充実します

《推進・評価のポイント》

(1) 必要な人に必要な情報が届くようにします

《市の取組の方向性》

【必要な人に必要な情報が届くようにします】

○ 福祉・介護・生活支援のサービス等に関する多様な情報を提供します	・地域で生活するうえでの福祉・介護・生活支援等のサービスに関する情報を，地域福祉の情報を一体的に提供するしくみを活かして発信します。
○ 地域・団体・事業者等と連携して効果的に伝える取組を推進します	・支援が必要な人の身近にいる人を通じて，必要な情報を的確に伝えられるように，地域・団体・事業者等への情報発信と，連携を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 当事者としての情報提供・情報発信を行います
- 【事業者】 利用者への情報提供を行うとともに，関係機関等と連携して情報を発信します

4-2. 福祉に関する相談が気軽にできるようにします

《推進・評価のポイント》

- | |
|--------------------------|
| (1) だれでも気軽に相談できる窓口を充実します |
| (2) 身近なところで相談できるようにします |
| (3) 相談のネットワークを充実します |

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【だれでも気軽に相談できる窓口を充実します】

★ 福祉や子育てなどの相談に総合的に対応する窓口や体制をつくります	・福祉，介護，子育てなどの相談にワンストップ（※）で対応できるように，総合的な窓口の設置や，連携して対応できる体制を構築します。
○ 各種の相談窓口の機能を広げます	・市や社会福祉協議会をはじめ，福祉，介護，子育て等の各種相談窓口が，専門分野以外の相談も聴いて専門機関につなぐなど，相談しやすい環境づくりを推進します。

(※) 複数の部署などにまたがっていた手続きを，一度にまとめて行えるような環境です。

【身近なところで相談できるようにします】

○ 福祉事業所や医療機関・薬局等での相談を推進します	・福祉事業所や医療機関・薬局等が市民にとって身近な相談窓口として，情報提供や専門機関へのつなぎなどの役割をいっそう担えるよう，連携や支援を充実します。
○ 地域の相談活動への支援と連携を充実します	・民生委員・児童委員等による身近な相談活動を支援するよう，情報や学習機会を提供するとともに，連携して対応するなどの支援を充実します。
○ 地域包括支援センターとの連携をすすめ活動を支援します	・地域包括支援センターによる訪問活動と連携して，困難ケースへの対応に取り組むとともに，緊急時の連携についても推進します。
○ 地区市民センターの相談機能を高めます	・市民にとって身近な地区市民センターでの地域福祉に関する相談機能を高めるように，専門機関等と連携した対応などを推進します。

【相談のネットワークを充実します】

★ 相談活動や機関の情報共有や連携のしくみを充実します	・身近な窓口で相談すれば，適切な機関や支援につながるように，相談機関が分野を超えて連携するネットワークづくりを推進します。
-----------------------------	---

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】相談支援を行う職員体制を確保します
- 【事業者】サービス利用者以外の相談にも対応します
- 【事業者】身近なワンストップの相談窓口としての対応に努めます
- 【団体】相談しやすい団体になり，市民と相談機関の“つなぎ”の役割を担います
- 【団体】民生委員とNPOの協働による身近な地域での相談や支援を推進します

4-3. “気になる人”を相談や支援につなぐ取組を充実します

《推進・評価のポイント》

- (1) 地域でのつながりづくりと見守りを推進します
- (2) 積極的なニーズ把握をすすめます

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【地域でのつながりづくりと見守りを推進します】

★ 福祉的な支援が必要な人と，地域のつながりづくりをすすめます	・福祉的な支援を受けている人が地域とつながりをもって生活できるように，地域における各種団体の活動などとも連携した支援を推進します。
○ “気かけあい，相談しあう”活動を支援します	・地域組織や事業者などによる見守り，声かけや気軽な相談などを通じてニーズを把握し，適切な支援などにつながるように，活動への支援や連携を推進します。

【積極的なニーズ把握をすすめます】

★ 地域に出向く相談支援を推進します	・相談機関が地域に積極的に出向いて，潜在化したニーズを支援につなぐ取組（アウトリーチ）を，生活困窮者自立支援などの事業を活かして推進します。
○ さまざまな事業等を通じて，ニーズや課題の把握をすすめます	・各種事業や相談などで気になった事項などに，プライバシーを尊重しながら適切に対処します。
★ 地域の活動と連携したニーズ把握を充実します	・地域での見守りや声かけなどの活動で把握されたニーズが，必要に応じて適切な機関につながるように，民生委員・児童委員や地域組織等との連携を充実します。
○ ニーズ把握のための調査などを推進します	・市民の福祉ニーズを的確に把握するための調査を，計画策定などとも関連づけて実施します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】ひとり暮らしの人などへの声かけや安否確認に取り組みます
- 【事業者】福祉ニーズをもつ人の早期発見に取り組みます

「福祉サービス等が、必要なときに的確に利用できる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう！)

5. “しあわせな暮らし”を支える多様な福祉サービスや活動を充実します

《基本的な考え方》

福祉や介護，子育てに関する制度が充実してきたなかで，増大するニーズに応じて的確に提供できる体制を確保するとともに，現在の制度では対応できない課題や将来の不安への備えなどにも，民間の柔軟性を活かして先駆的に対応しながら，広がりのあるしくみづくりにつないでいきます。また，その人の力を引き出し，自立して生活できるように支えるという視点で，サービスや活動の質を高める取組を推進します。

5-1. 多様なニーズに応えるサービス等をすすめます

《推進・評価のポイント》

- | |
|--------------------------------|
| (1) 新たなニーズにも対応した多様なサービス等を充実します |
| (2) サービス等を的確に提供する体制を充実します |
| (3) 地域福祉の視点でサービス等を推進します |

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【新たなニーズにも対応した多様なサービス等を充実します】

★ 新たなニーズや“不安”に，連携して対応するための協議や協働の場をつくります	・既存の制度やサービスなどでは対応が難しい課題に，関係部局等が協働して対応し，実績をふまえて新たな制度などにつなぐ協議の場をつくります。
★ 生活に困窮している人の自立を支援するサービス等を推進します	・生活に困窮している人の自立を支援するため，ニーズを把握し，必要なサービス等を推進します。
○ “制度の狭間”やライフステージのつながりに対応したサービス等を推進します	・支援の対象となっていなかったり，ライフステージの切れ目などの制度の谷間となっている課題に対応するよう，地域の活動等とも連携した取組を推進します。
○ 住まいの確保や改修などを推進します	・暮らしの基盤となる安定した住まいを確保するよう，公営住宅，民間住宅等を活用して対応するとともに，バリアフリー化などへの支援を推進します。

【サービス等を的確に提供する体制を充実します】

○ サービス等の提供体制や施設などの計画的な整備を推進します	・各分野別の計画に基づき，ニーズに応じたサービス等の提供体制や施設などの整備を，事業者等とも連携して推進します。
○ 地域・団体・事業者等と連携したサービス等の提供体制を充実します	・公的なサービスだけでなく，地域や団体等が実施する有償の活動などとも連携したサービス提供体制を充実するよう，協働での取組を推進します。

○ 必要性に応じた適切な利用を推進します	・必要なサービスが適正かつ効果的に利用されるように、状況を的確に把握した計画的なサービス提供やモニタリング（日常的かつ継続的な点検）を推進します。
----------------------	---

【地域福祉の視点でサービス等を推進します】

★ 先駆的な活動をサービスや施策につなぐ取組を推進します	・新たな課題などに柔軟に対応する先駆的な地域福祉活動を支援するとともに、必要に応じて制度化を推進します。
★ 地域福祉の視点で、「公」と「民」が連携した利用しやすいサービス提供を推進します	・公民が連携し、分野を超えて多様なサービスを一体的に提供する地域福祉の視点で、切れ目のない、利用しやすいサービス提供を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

- 【事業者】 事業所の機能を活用し、在宅での生活を継続するよう支援するサービスを提供します
- 【事業者】 新たな課題に、市などとも連携して対応します
- 【事業者】 多様な事業の連携による支援をすすめます
- 【事業者】 心身の機能を改善して自立を支援するサービスを推進します

5-2. サービスや活動の質を高めます

《推進・評価のポイント》

- (1) 利用者の立場に立ったサービス等を推進します
- (2) 担い手のスキルを高めます

《市の取組の方向性》

【利用者の立場に立ったサービス等を推進します】

○ サービス等のガイドラインづくりを推進します	・市の状況に応じたサービス等のガイドライン（※）づくりを推進し、サービスの質を担保します。
○ サービス等の評価と改善を推進します	・サービスの自己評価や第三者評価を推進し、問題点等を改善してサービスの質を高めるよう、事業者等と連携して推進します。
○ 意見や苦情を活かす取組を推進します	・利用者の意見や苦情に的確に対応するとともに、サービスの改善につなぐよう、事業者と連携して取り組みます。

（※）守ることが望ましいルールや、めざすべき目標などを明文化したものです。

【担い手のスキルを高めます】

- | | |
|----------------------------------|---|
| ○ 福祉サービスや活動の担い手への研修や専門的な指導を充実します | ・ 事業者や従事者への情報提供や研修を充実するとともに、スーパービジョン（※）等によるスキルアップを促進するよう、教育機関や事業者と連携して取り組みます。 |
|----------------------------------|---|

（※）指導者が助言して専門職を養成する取組です。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

- | |
|---------------------------------|
| ○ 【事業者】 従事者の意識を高める研修や教育を行います |
| ○ 【団体】 対象者の反応や意見を活動に取り入れます |
| ○ 【教育機関】 福祉職などへのスーパービジョンを行います |
| ○ 【事業者】 福祉施設でのボランティアの受け入れを拡充します |

「“しあわせな暮らし”を支える多様な福祉サービスや活動を充実する」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》（考えてみましょう！）

6. だれもが“自分らしく”暮らすための権利擁護を推進します

《基本的な考え方》

弱い立場に置かれがちな福祉や介護，子育てなどでの“困りごと”をもつ人をはじめ，すべての人の人権や権利が守られる偏見や差別のないまちづくりを，地域福祉を自分にも関わることだと理解することを通じて推進します。また，虐待や権利侵害の予防と的確な対応を推進するとともに，障がいや認知症などで日常生活での判断に不安がある人などを的確に支援する体制を充実します。

6-1. 偏見や差別のないまちづくりをすすめます

《推進・評価のポイント》

- | |
|-----------------------|
| (1) 人権や権利への理解を広げます |
| (2) 偏見や差別をなくす取組を推進します |

《市の取組の方向性》

【人権や権利への理解を広げます】

- | | |
|------------------------------|---|
| ○ 人権やさまざまな権利についての啓発や学習を充実します | ・ 基本的な人権やさまざまな権利を正しく理解し，守り支える意識と行動を推進するよう，いっそうの啓発や学習を推進します。 |
|------------------------------|---|

【偏見や差別をなくす取組を推進します】

- | | |
|--|---|
| ○ 性別，年齢，国籍，障がいや疾病の有無などを超えた共生のまちづくりを推進します | ・ だれもが，その人らしく生活できる共生のまちづくりに向けて，各種事業における取組を推進します。 |
| ○ 差別などを解消するための取組を推進します | ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮（※）を推進するとともに，他の課題に関する取組も推進します。 |

（※）障がいのある人が社会生活をおくるうえで，なんらかの助けを求める意思の表明があった場合に提供すべき，負担になり過ぎない範囲での便宜のことをいいます。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

- | |
|-----------------------------------|
| ○ 【団体】 当事者自身が障がい者の権利などを学ぶ機会をつくります |
| ○ 【事業者】 市民や地域への啓発に取り組みます |

6-2. 虐待や権利侵害の予防と適切な対応を推進します

《推進・評価のポイント》

- (1) 虐待や権利侵害を予防します
- (2) 早期に発見し、適切に対応します

《市の取組の方向性》

【虐待や権利侵害を予防します】

○ 権利擁護に関する相談窓口を充実します	・さまざま権利擁護に関する相談に対応するよう、相談窓口での取組を充実するとともに、問題解決を支援するシステムづくりを推進します。
○ 子育てや介護の負担が虐待等につながらないように支援を充実します	・児童、障がい者、高齢者などへの虐待を予防するため、発生の危険性を早めに把握し、適切なサービスの利用などによる支援を推進します。

【早期に発見し、適切に対応します】

○ 虐待や権利侵害を発見した際の通報の呼びかけを充実します	・どのような事象が該当するかなど、虐待や権利侵害への理解を広げるよう情報提供をすすめ、発見した際には的確に通報するよう呼びかけます。
○ さまざまな状況に迅速・的確に対応できる体制を充実します	・虐待等のケースに迅速かつ的確に対応するとともに、課題の解決に向けて効果的な支援ができるよう、関係機関や事業者等とも連携して支援体制を強化します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 行政や専門機関、地域等と連携して、虐待等の解決への支援に取り組みます

6-3. 日常生活での権利擁護を支援します

《推進・評価のポイント》

(1) 後見的な支援を充実します

《市の取組の方向性》

【後見的な支援を充実します】

○ 日常的な支援や後見活動の体制を充実します	・ 日常生活自立支援事業や成年後見制度（※）を効果的に活用し、判断能力に不安がある人などへの支援を行うよう、市民などの参加も得ながら体制を充実します。
○ 保証人問題などの多様な課題への取組をすすめます	・ 福祉的な支援が必要な人の入居やサービス利用などの際の保証人問題への対応など、権利擁護に関するさまざまな課題への検討や取組を推進します。

（※）認知症，知的障がい，精神障がいなどで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で，判断能力などに応じて「後見」，「保佐」，「補助」の3類型があります。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

- 【事業者】 行政や専門機関，地域等と連携して，虐待等の解決への支援に取り組みます

「だれもが“自分らしく”暮らすための権利擁護を推進する」ように，

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》（考えてみましょう！）

7. 地域福祉をみんなですすめるしくみをつくりま

《基本的な考え方》

“元気なまち”づくり，“しあわせな暮らし”づくりを，みんなの力をあわせて効果的にすすめていきます。そのために，この計画や関連する分野別計画を一体的に推進し，市民，団体，事業者，市・関係機関などの多様な人や組織で話しあいながら，分野や立場，地域の枠組みを超えて協働する“地域福祉のネットワーク”づくりを推進します。

7-1. 分野や立場を超えて推進するしくみをつくりま

《推進・評価のポイント》

- (1) 地域福祉について話しあう場をつくりま
- (2) 協働して取り組むネットワークを充実しま
- (3) 関連する計画を連動させて推進しま

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【地域福祉について話しあう場をつくりま

★ 分野を横断し，市民・団体・事業者・市などが立場を超えて地域福祉をすすめるための協議の場をつくりま	・各分野のネットワークを活用し，それらを横断的につなぐことで谷間を埋めたり，重なりを整理するなど，効果的に推進するための協議の場をつくりま。
--	--

【協働して取り組むネットワークを充実しま

★ 分野や地域エリアをふまえた重層的なネットワークづくりを推進しま	・各分野，エリアのネットワークをつなぎ，協働したり，共通の施策化につなぐ重層的なネットワークを構築しま。
★ あらゆる主体の連携と協力による「地域包括ケアシステム」を推進しま	・地域組織やボランティア団体，NPO，医療機関，福祉事業所などの高齢者を取りまくあらゆる主体の理解を得ながら，地域包括ケアシステムの実現をめざしま。
★ 協働をすすめる“つなぎ役”の機能を充実しま	・各ネットワークや構成する機関・団体等の“つなぎ役”の機能も担うコミュニティソーシャルワーカー（※）を配置するよう，しくみを検討しながら推進しま。

★ 協働して取り組むうえで情報共有を推進します	・分野などを越えた協働のための情報共有をすすめるよう、様式の共通化などを推進します。
★ 地域福祉を推進する専門機関としての社会福祉協議会や、民生委員・児童委員協議会等への支援を充実します	・公民協働による地域福祉のネットワークを推進するために、中核的な役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等との連携を充実します。
★ 市の関係部局の連携をいっそう推進します	・市の関係部局での情報共有や協働により支援などを推進するよう、地域福祉計画を軸とした連携のしくみを構築します。

(※) コミュニティソーシャルワークは、「地域福祉の視点で制度の狭間から生じる課題も含め、地域に暮らす一人ひとりの生活課題を、その人に必要な支援のネットワークをつくりながら支援するとともに、個別的な課題を地域の共通課題として取り組んでいくことで、だれもが住みよい福祉コミュニティづくりを展開し、さらに、サービスの開発や政策への働きかけなども積極的に行い、総合的な地域ケアをすすめるシステムの構築を図ることをめざす取組」です(『福祉みえ』2010年2月号を基に記述)。コミュニティソーシャルワーカーは、そうした多様な取組を推進する専門職です。

【関連する計画を連動させて推進します】

★ 地域福祉計画と連動した計画づくりを推進します	・各分野の取組を連動させて効果的にすすめるよう、地域福祉計画との整合性に配慮した個別計画づくりを推進します。
★ 各計画の「PDCAサイクル」を関連づけて、効果的に推進します	・各計画の重なる部分に効率的に対応したり、課題を共有して協働で対応するため、計画のPDCAに関する情報の共有化を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、地域包括支援センターの事業を展開します
- 【事業者】 地域包括ケアシステムの推進を通じて、だれもが必要な支援を受けられる体制づくりに取り組みます
- 【団体】 団体間の交流や情報共有、共同での取組などを推進します
- 【団体】 メンバーの協働意識を高めます

「地域福祉をみんなですすめるしくみをつくる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう!)

8. みんながふれあい、支えあうコミュニティづくりをすすめます

《基本的な考え方》

わたしたちの暮らしの場である身近な地域に根ざした地域福祉を推進していくために、だれもがだれかとつながりあう、ふれあいのあるコミュニティづくりを推進します。また、つながりを活かして、身近な地域で日常的に支えあう活動をすすめていくよう、まちづくりの多様な課題を解決していく取組とも連動しながら、地域福祉に関わる人や組織が協働して推進します。

8-1. ふれあい、支えあうつながりをつくりま

《推進・評価のポイント》

- (1) さまざまな人がつながる機会や場を増やします
- (2) 社会から孤立する人をなくします

《市の取組の方向性》

【さまざまな人がつながる機会や場を増やします】

○ さまざまな人が気軽に参加し、ふれあう機会を増やします	・ 地域のつながりづくりの活動を支援するとともに、福祉的な支援が必要な人も参加できる配慮などを推進します。
○ 身近なところで、気軽に集える場を増やします	・ 身近なところでのサロン活動等を促進するよう、地域の資源を活用した拠点の確保を推進します。

【社会から孤立する人をなくします】

○ 参加しにくい人への呼びかけや支援をすすめます	・ 地域の活動やイベント等に参加しにくい人への呼びかけや支援を、専門職や事業者等との連携も含めて推進します。
○ さまざまなつながりづくりを推進します	・ 生活に関するサービス等を提供する事業者なども含めて、だれかがだれかとつながる関係づくりを推進するよう、地域福祉のネットワークを通じて呼びかけます。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 当事者(若年性認知症) どうしで支えあうピア活動(仲間どうしの活動)などを行うサロンを開催します
- 【教育機関】 学生と障がい者のスポーツ交流をすすめます
- 【事業者】 多様なつながりづくりの場を、社会貢献活動として提供します
- 【団体】 地域で身近に行ける、集いの場づくりをすすめます

8-2. 身近な地域での福祉活動をすすめます

《推進・評価のポイント》

- (1) 日常的な支えあいをすすめます
 (2) 小地域福祉活動を推進する体制を充実します

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【日常的な支えあいをすすめます】

★ “ちょっとした困りごと”を支えあう活動をすすめます	・日常のごみ出しや買い物などに象徴される“ちょっとした困りごと”を支援する活動を，活動内容に応じて有償のしくみなども含めて推進します。
-----------------------------	---

【小地域福祉活動を推進する体制を充実します】

★ “できること・したいこと”でだれもが参加できるように呼びかけます	・「できること・したいこと」で地域の課題を解決する活動に参加することの大切さへの理解を広げるとともに，適切にコーディネートする取組を推進します。
★ 地区社会福祉協議会の活動を，地域づくり協議会や学校等とも協力して充実します	・地域に根ざした福祉活動を充実するよう，地域づくり協議会や学校と連携した活動体制づくりと，協議会に参加する各団体等が協働した活動の展開を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】地域のさまざまな組織が前向きに協力し，思いを共有して地域全体で子どもや高齢者を守る組織をつくります

「みんながふれあい，支えあうコミュニティづくりをすすめる」ように，

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう！)

9. だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます

《基本的な考え方》

だれもが移動や施設・サービスなどが快適に利用できる暮らしやすいまちづくりのために、施設などの物理的なバリアやコミュニケーションのバリアなどのないユニバーサルデザインのまちづくりや、移動を支援するサービスを充実します。そのために、施設などの整備をすすめるとともに、バリアをなくすことの必要性を理解し、思いやりの心でサポートする人づくりの取組を推進します。

9-1. “心のバリアフリー”を推進します

《推進・評価のポイント》

(1) バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解と実践を広げます

《市の取組の方向性》

【バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解と実践を広げます】

○ だれもが利用しやすい環境づくりへの理解を推進します	・だれもが生活しやすいまちづくりのために、思いやりの気持ちをもって配慮するユニバーサルデザインへの理解を広げるように、啓発や学習を推進します。
○ マナーや思いやりを高めるように呼びかけます	・バリアフリー化された施設等が適正に利用されるようにするとともに、危険な思いをしないためのルールやマナーを守るよう、啓発を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

○ 【団体】ユニバーサルデザインの実現に向けて、当事者としての意見を発信します

9-2. だれもが快適で安全に移動できるまちをつくります

《推進・評価のポイント》

- (1) 道路、公園や建築物などのユニバーサルデザイン化をすすめます
 (2) 移動の支援を充実します

《市の取組の方向性》

【道路、公園や建築物などのユニバーサルデザイン化をすすめます】

○ 道路や公園、公共施設などでの整備を計画的に推進します	・バリアのない環境を必要とする人のニーズや優先度などをふまえて、計画的な整備を推進するよう、都市施設の整備計画等とも連動させて取り組みます。
○ 民間施設等での整備を促進します	・民間の建築物等でのユニバーサルデザイン化を促進するよう、障害者差別解消法なども含めた啓発や、効果的な手法等の情報発信などを推進します。

【移動の支援を充実します】

○ 日常生活や社会参加のための移動を支援するサービスや公共交通を充実します	・日常生活や社会参加の利便性を確保するよう、公共交通の確保を図るとともに、ニーズに応じた移送サービス等の充実に、事業者等とも連携して取り組みます。
○ 生活に必要なサービスが身近なところで充実できるまちづくりをすすめます	・“買い物弱者”への支援や、サービス利用の手続きでの配慮など、身近なところで生活しやすいまちづくりを推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】ユニバーサルデザインの実現に向けて、当事者としての意見を発信します
- 【団体】活動に参加するための移動をサポートします
- 【事業者】移動支援のサービスを提供するとともに、事業所の送迎車両を移動手段として活用できる体制づくりをすすめます

「だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう!)

10. だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめます

《基本的な考え方》

災害や犯罪，交通事故などを防止し，弱い立場に置かれがちな人も含めて，だれもが安心して暮らせるように，見守りあったり，支えあえるつながりがある地域づくりを，プライバシーを尊重しながらつくります。また，災害時にだれもが安全に避難し，安定した避難生活をおくれるように，支援が必要な人のニーズをふまえた支援体制づくりを推進します。

10-1. 安全・安心への理解と意識を高めます

《推進・評価のポイント》

(1) だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりへの意識を高めます

《市の取組の方向性》

【だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりへの意識を高めます】

○ 防犯，交通安全，防災などの啓発や学習を推進します	・ 市民一人ひとりや地域で心がけて安全を守っていくよう，意識を高めたり，必要な知識を広める啓発を推進します。
○ 弱い立場に置かれがちな人への理解を広げます	・ 弱い立場に置かれがちな人を犯罪や事故から守ったり，災害時に支援できるよう，当事者の理解とあわせて，配慮すべき点なども含めて啓発や学習を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 当事者自身が防災について学ぶ機会をつくります
- 【事業者】 防災の取組についての広報を推進します
- 【団体】 地域全体の防災・防犯意識を高めます

10-2. 弱い立場に置かれがちな人を、犯罪や事故などからまもります

《推進・評価のポイント》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険なところの点検や改善をすすめます (2) 地域ぐるみの見守り活動をすすめます |
|---|

《市の取組の方向性》

【危険なところの点検や改善をすすめます】

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 地域での点検活動と改善を推進します | ・弱い立場に置かれがちな人の視点に立って、防犯，事故防止や，防災・減災などの面での問題箇所などの点検活動や改善の取組を推進します。 |
|---------------------|---|

【地域ぐるみの見守り活動をすすめます】

- | | |
|---|--|
| ○ 事故や犯罪，消費者被害などを防ぐための見守りを多様な人々の協働ですすめます | ・住民の目が行き届いた安全なまちづくりのために，多くの人が気かけ，プライバシーには配慮しながら見守りあう地域づくりを推進します。 |
| ○ 地域ぐるみでの青少年の健全育成を推進します | ・子どもが健全に育つよう，声かけや見守りを行うとともに，地域の活動などへの子どもの参加を推進します。 |

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- | |
|-------------------------|
| ○ 【事業者】 地域の見守り活動等を支援します |
|-------------------------|

10-3. 災害時にだれもが安全に避難できるように備えます

《推進・評価のポイント》

- (1) 支援が必要な人を支える体制を充実します
- (2) だれもが安心して利用できる避難所をつくります

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【支援が必要な人を支える体制を充実します】

★ 災害時に支援が必要な人の把握と、情報伝達や支援の体制づくりをすすめます	・ 災害時要援護者台帳の作成と更新を的確に行うとともに、災害時の安否確認や避難支援の体制づくりを、さまざまなニーズや状況をふまえて推進します。
★ 平時からの備えや訓練をすすめます	・ いざというときに的確に対応できるよう、情報伝達や避難時に必要なものを整えたり、さまざまな状況を想定した訓練などを、地域や団体等と連携して推進します。

【だれもが安心して利用できる避難所をつくります】

★ 地域の避難所での備えをすすめます	・ 一次避難所となる地域の避難所で、被害の状況にあった対応ができるよう、マニュアルづくりや訓練等を推進します。
★ 福祉避難所の整備や物資等の確保をすすめます	・ 地域の避難所での生活が難しい人のための福祉避難所を設定するとともに、薬や機材等を確保するよう、関係機関や事業者等とも連携して推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【教育機関】 災害ボランティアセンターのサテライト（補助的な機関）を担います
- 【団体】 地域の状況に応じた防災体制づくりをすすめます
- 【事業者】 福祉避難所としての機能を充実し、災害時の生活の場を確保します

「だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう!)

2. 先導的に取り組む事項

「取組の柱と方向性」に基づく取組を効果的に推進するうえで先導的な役割を担う次の事項を、市が推進役となり、地域福祉を推進する専門機関である社会福祉協議会等とも連携して取り組んでいきます。

(1) 地域での生活を支援する多様な地域福祉活動を推進するとともに、活動を支援するしくみを充実します

① 地域福祉活動への支援を充実します

《取組の考え方》

市民、団体、事業者等による地域福祉活動は、各々の主体性に基づいて行われるものですが、主体的な意識を高めて実践につないだり、専門的な視点で側面的に支援することは、活動を発展させていくうえで不可欠な取組です。地域福祉を推進する専門機関である「鈴鹿市社会福祉協議会」等とも連携しながら、活動を支援する体制や財源の確保などへの支援を、地域福祉を公民協働で推進するうえでの基盤づくりとして推進していきます。

取組項目	取組の概要
社会福祉協議会のコミュニティワーク機能の充実	社会福祉協議会のコミュニティワーカー（地域福祉活動を支援する専門職）の体制を充実するとともに、市・関係機関等との連携の強化などによって効果的な活動が展開できるよう支援します。
市職員による地域活動支援の推進	地域づくり協議会の活動などを含めて、市民の地域活動を市の職員が支援する体制を構築し、身近な地域での福祉活動を促進します。
福祉の専門職などによる地域福祉活動支援の推進	市の関係部局の職員や福祉に関する事業所の専門職などの地域福祉への理解をすすめて、各々の事業を通じて地域福祉活動を支援するよう、情報提供や研修などを推進します。
地域でのつなぎ役を担う市民の養成と支援の推進	身近な地域で人と人、人と活動のつなぎ役となる“世話焼きさん”を担う市民を増やすよう、養成やスキルアップのための研修を行うとともに、コミュニティワーカー等による支援を充実します。
公益的な地域福祉活動への財政的な支援の充実	公益的な地域福祉活動を推進するよう、「鈴鹿市協働推進指針」で定めた“協働の形態”をふまえて、補助金・助成金の交付や事業協力などでの財政的な支援の充実を図ります。
地域福祉への“寄付による参加”と効果的な支援のしくみづくり	地域福祉への参加方法のひとつとして、“寄付による参加”を市民・団体・事業者等に積極的に呼びかけ、寄付や活動に必要な資機材、拠点などの提供を受けて、既存の支援制度などが利用しにくい先進的な地域福祉活動などへの支援に効果的に活用するしくみを検討、推進します。

(※)「コミュニティワーク」と「コミュニティソーシャルワーク」(p.49)について

- コミュニティワークは、市民などによる地域に根ざした問題解決のための活動を支援するよう、市民の理解と共感を得ながら支援する専門的な技術です。
- コミュニティソーシャルワークは、地域に暮らす一人ひとりの生活課題への個別的な支援を行いながら、支援のネットワークや新たなサービスづくり、ひとりの課題を地域の課題としてみんなで取り組むことなどを通じて福祉コミュニティづくりをすすめる“地域を基盤としたソーシャルワーク（社会福祉の援助技術）”の取組です。
- これらは、それぞれ個別のケースや地域の取組を起点としながら、連携して地域のさまざまな福祉課題を解決することをめざしており、地域福祉を推進するうえでの専門的な技術として、ともに重要な役割が期待されています。

② 有償型の地域福祉活動等を推進します

《取組の考え方》

地域福祉活動は“目の前の課題を解決し、住みよい地域をつくりたい”という、担い手の主体的な意識に基づき、対価を求めずに行われてきましたが、地域福祉のニーズが多様化するなかで、受け手、担い手の双方が気兼ねなく支えあうしくみとして、少額の報酬などを介した有償の活動や、ビジネスの手法でニーズに応える取組も広がってきています。新たな活動を通じて新たな担い手を増やしていくためにも、無償の活動とともに、有償型の地域福祉活動も推進していきます。

取組項目	取組の概要
有償型の地域福祉活動への支援	日常生活の“困りごと”などを、少額の謝礼やポイント等を介することで気兼ねなく支えあう活動として、団体等による有償型の地域福祉活動の取組を促進、支援します。
コミュニティビジネス等の推進	さまざまな福祉課題・地域課題をビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスを推進するよう、情報発信や立ち上げの支援などを推進します。
市民参加型の生活支援・介護予防サービスの推進	支援が必要な高齢者等の生活支援・介護予防においても、高齢者自身も含めた市民の参加によるサービス提供を推進するよう、組織や担い手づくりを支援します。
既存の有償型の活動の利用の促進	すでに実施されているファミリー・サポート・センター(※)での活動やシルバー人材センター(※)での仕事の提供などもいっそう多くの人の利用を促進するよう、情報発信等で支援します。

(※)ファミリー・サポート・センターは、会員どうしが有償で一時的に子どもを預かる活動を行う相互援助組織です。シルバー人材センターは、働くことによる高齢者の生きがいと地域社会への参加をすすめるよう、会員に仕事の提供を行う組織です。

③ 福祉に関する学習を効果的にすすめるためのネットワークを構築します

《取組の考え方》

市民、団体、事業者、市・関係機関等の参加と協働で推進する地域福祉では、地域

の課題を知り、その解決に向けた取組について学びあう活動が非常に重要であり、市内のさまざまなところで取り組まれています。こうした取組をすすめる主体が連携することで体系的な学習を推進するとともに、活動や事業を行う団体・事業者等とも連携して、学習の成果を活動につなぐネットワークを構築するよう、取組を推進します。

取組項目	取組の概要
福祉学習に関する協議会の設置	学校での福祉教育や市民福祉講座、地域・職域等での出前講座など、さまざまな場で行われている福祉学習をいっそう効果的に推進するために、情報発信の一本化や多様なニーズに対応する体系的な学習機会の提供など推進するよう、関係部局や関係機関等による協議会的な組織づくりを検討、推進します。
学習の成果を活動につなぐ取組の推進	学習の成果を地域福祉活動や福祉サービスの担い手づくりにつないでいくよう、協議会を通じて、地域・団体・事業者等との連携も推進します。

④ 地域福祉の拠点となる施設整備を検討します

《取組の考え方》

地域福祉を推進していくうえで、総合的な情報や専門的な支援の発信元となるとともに、さまざまな活動の場として“担い手”，“受け手”が交流し、さらなる協働を推進していく拠点機能をもつ施設の整備を、老朽化がすすんでいる社会福祉センターのあり方等もふまえて検討、推進します。

取組項目	取組の概要
地域福祉の拠点施設整備の検討	地域福祉に関する情報発信や専門的な支援の拠点となるとともに、さまざまな地域福祉活動や福祉サービス等の提供、災害時の支援などができる施設の整備を検討、推進します。

(2) さまざまなニーズに総合的に対応する窓口と、関係部局や関係機関・事業者・団体等が協働して解決するしくみをつくります

① 地域福祉の情報を一体的に提供するシステムをつくります

《取組の考え方》

地域福祉は「公」・「民」の幅広い分野にまたがる取組であり、関連する情報も多岐にわたっています。こうした情報をできるだけ集約し、わかりやすく整理して提供することで、さまざまな取組が効果的に活用されるよう、情報の集約、整理、発信を行うシステムづくりを検討、推進します。

取組項目	取組の概要
地域福祉情報システムの設置	地域福祉に関する活動への参加や、困ったときに（予防も含めて）利用できる制度やサービスなどの「公」と「民」のさまざまな情報を、総合的にわかりやすく提供するシステムを、分野ごとに運営されている情報提供システム等とも連携して設置するよう、検討、推進します。
ネットワークを通じた情報収集の推進	「公」の事業だけでなく、「民」の公益性の高い活動や事業の情報なども集約していくよう、地域福祉のネットワークを通じて取り組みます。

② 福祉、介護、子育てなどの相談がしやすいしくみを充実します

《取組の考え方》

福祉や介護、子育てなどについての“困りごと”に気づいたときにすぐに相談し、早期の支援を通じて“しあわせな暮らし”を継続できるよう、相談しやすい体制を充実します。そのために、さまざまな相談をワンストップで受け止める総合的な窓口や、気軽に相談できる人やところを増やすとともに、相談窓口のネットワークを充実し、身近なところで相談すれば、適切な支援につながるしくみづくりを、さまざまな団体、事業者、関係機関等と連携しながら推進します。

取組項目	取組の概要
総合的な相談窓口づくりの推進	子育てに関する支援を一体的に行う窓口や、保健福祉の相談に総合的に対応するしくみを整備するよう検討、推進します。また、市役所の各課が連携し、ワンストップの対応ができるよう、情報を共有しながら協力して支援するしくみを充実します。
身近な相談窓口の充実	地域に密着した相談機関である地域包括支援センター等が、より身近に利用されるように機能の充実を図ります。また、民生委員等による地域での相談活動を支援しながら連携を強化し、よりきめ細かな相談や支援へのつながりを推進します。
課題を協働して解決するしくみづくりの推進	相談窓口や地域の相談活動などで把握されたニーズで、既存の制度やサービス、活動などでは対応が難しいものについて、関係する課や機関・事業者・団体等が集まり、役割分担して対応するとともに、必要に応じて新たな事業や活動につなぐための協議の場を設置するよう検討します。

③ 生活に困窮している人への支援を充実します

《取組の考え方》

失業や引きこもりなどによって経済的に困窮している人が自立して生活できるよう、その人や世帯の状況に応じた生活、就労、子どもの学習などへの支援を推進します。社会的に孤立し、適切な支援を求められないことが生活困窮の要因ともなっているこ

とから、地域と密着してニーズの把握を行うとともに、地域の活動などとも連携してつながりづくりなどの支援を行うよう、地域福祉の視点で推進します。

取組項目	取組の概要
生活困窮者自立支援事業の推進	経済的な問題をはじめ、生活全般にわたる“困りごと”を解決していくよう、生活困窮者自立支援の取組を推進します。
生活に困窮している人の把握の推進	生活に困窮している人を的確に把握し、支援につないでいくように、アウトリーチ（地域に向いた相談支援）を推進するとともに、地域での相談活動と連携して取り組みます。
社会的孤立をなくす取組の推進	生活困窮の要因の大きな要因のひとつである「社会的孤立」をなくしていくよう、地域のつながりづくりや、見守り・声かけ活動などとも連携して取り組みます。

(3) だれもが地域で安心して暮らせるように支えあうしくみと環境をつくります

① 地域福祉をすすめるネットワークを構築します

《取組の考え方》

地域福祉に関わる市民、団体、事業者と市・関係機関などが、分野やエリアを超えて情報を共有し、それぞれの“強み”を活かして役割を分担し、協働して活動や事業を展開していけるように、重層的なネットワークを構築するよう取り組みます。この取組は、地域包括ケアシステムの構築とも関連づけて、効率的に推進していきます。

取組項目	取組の概要
重層的な地域福祉ネットワークの構築	地域の福祉課題は地域のなかで解決するよう取り組みながら、課題の内容に応じてより広いエリアでの取組も着実にすすめるよう、重層的に連携しながら地域福祉を効果的に推進するネットワークの構築を検討、推進します。
コミュニティソーシャルワークのしくみづくり	多様な生活課題・福祉課題を地域に密着し、分野を超えたネットワークをつくりながら支援するコミュニティソーシャルワークを推進するよう、取組の推進役となるコミュニティソーシャルワーカーの配置や、各分野の相談支援の専門職等の連携によるしくみづくりを検討、推進します。
小地域での地域福祉推進体制の充実	身近な地域で、住民のニーズに応じた福祉活動を推進するよう、住民や各種団体等が参加して設置される地域づくり協議会のなかで、地区社協での取組などを活かした展開を行っていくよう、組織や活動の充実を推進、支援します。

② 災害時の避難に支援が必要な人とのつながりや支援の体制を充実します

《取組の考え方》

地震や風水害などの災害時にだれもが安全に避難できるように、地域ぐるみで防災に取り組むとともに、支援が必要な人を支えるための取組を推進します。そのために、支援が必要な人の情報を共有し、支援する体制を構築するよう、日頃からのつながりづくりや支えあいをすすめるとともに、避難生活が無事におくれるように、さまざまな状況に対応した避難所の確保や、物資の確保をすすめます。

取組項目	取組の概要
避難に支援が必要な人の情報を共有する取組の推進	災害時に支援が必要な人を的確に把握するよう、災害時要援護者台帳の作成と更新を推進するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら、支援に必要な情報を共有する方策を検討、推進します。
ニーズに応じた避難所などの確保の推進	災害時に、だれもが安全に避難できるよう支援しあえる体制と、さまざまなニーズに対応できる避難所づくりや物資の確保を推進します。
平時からのつながりづくりや支えあいの推進	災害時に的確な対応ができるよう、地域住民等が平時からつながりを持ち、支えあう取組を推進します。

③ 地域福祉に関わる計画を効果的に推進します

《取組の考え方》

地域福祉計画は、さまざまな主体が協働して地域福祉を推進していくうえでの基本的な方向と、各々の取組を推進するうえで先導的に取り組む事項を定めた計画であり、基盤となるしくみづくりを着実に推進しながら、各分野別の計画や地域福祉活動計画と連携して推進していくよう、PDCAサイクルによる着実な取組を推進します。

取組項目	取組の概要
地域福祉を推進・評価する組織の設置	地域福祉計画の推進に関する協議や進捗管理と評価などを行うために、市民参加による審議会組織や庁内推進組織を設置します。
PDCAサイクルによる地域福祉計画の推進	地域福祉計画を着実に推進するよう、「先導的に取り組む事項」の事業化を推進します。また、関連する事業を「取組の柱と方向性」の各項目の考え方に沿ってPDCAサイクルで実施し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
分野別計画等との連携の推進	地域福祉の視点で、分野や公民の枠組みを超えた保健福祉の事業や活動を推進するよう、各分野別計画の策定や計画における情報共有や、事業実施における協働などを推進します。
地域福祉活動計画との連携の推進	活動計画に基づく取組を支援し、公民協働で地域福祉を推進するよう、事務局を担う社会福祉協議会と連携して取り組みます。

第2期鈴鹿市地域福祉計画の体系

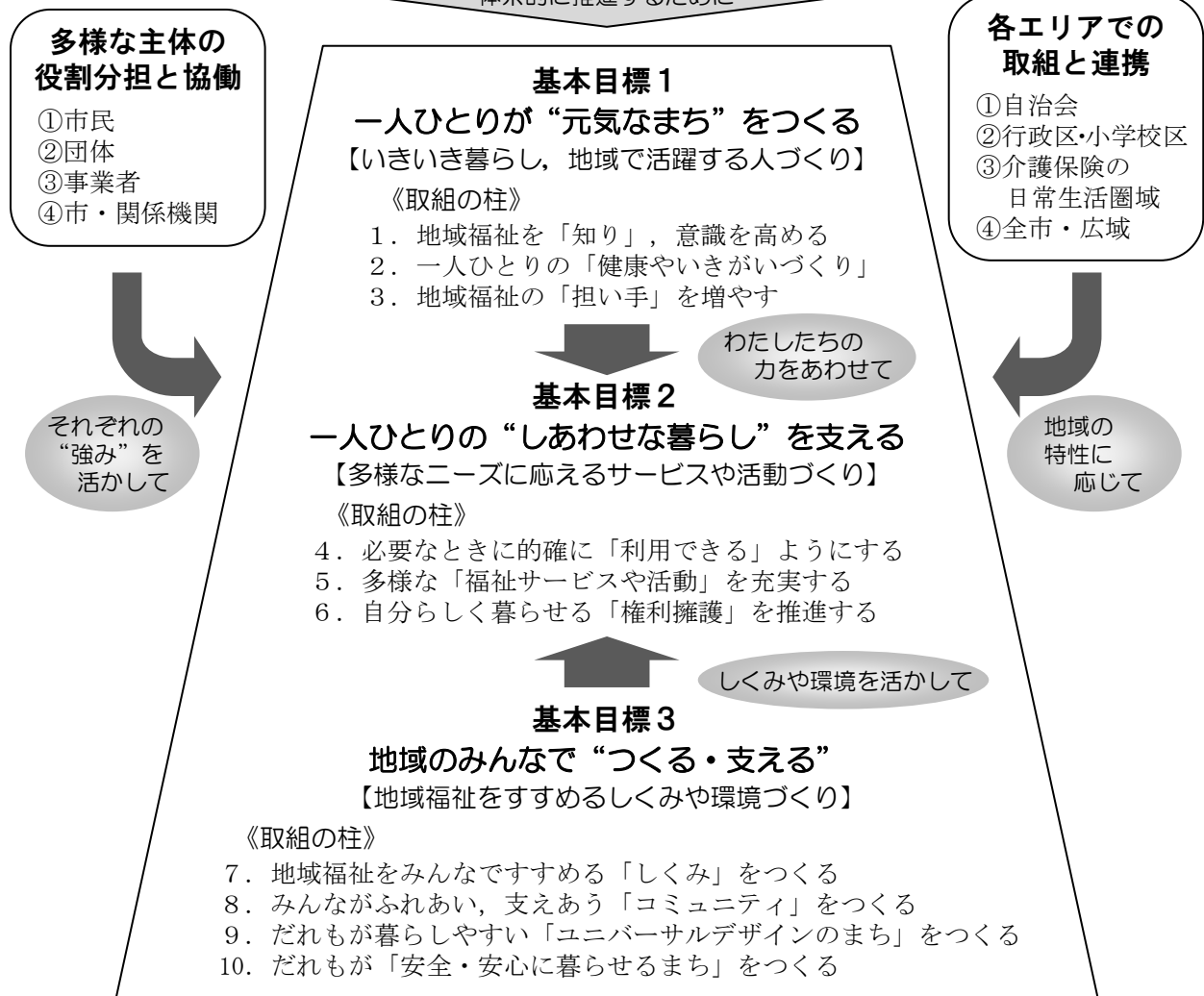
【鈴鹿市の地域福祉をすすめるうえでの課題】

- さまざまなニーズを解決するための取組の充実
- そのための、多彩な担い手づくりと支援の充実
- これらを効果的に推進するための、しくみや環境の充実

これらを効果的に解決するために

わたしたちが共有する「地域福祉推進の基本理念」
 一人ひとりが“元気なまち”をみんなで作る
 一人ひとりの“しあわせな暮らし”をみんなで支える

体系的に推進するために



効果的に推進するうえで

先導的に取り組む事項

- (1) 多様な地域福祉活動の推進と支援するしくみの充実
- (2) 総合的に対応する窓口と協働して解決するしくみづくり
- (3) だれもが安心して暮らせるように支えあうしくみと環境づくり

資 料

計画の策定経過

(1) 策定委員会

回	年 月 日	内 容
第1回	平成26年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱・紹介について 鈴鹿市地域福祉計画策定委員会について 鈴鹿市地域福祉計画について
第2回	10月14日	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について 施策の進捗状況について 委員の皆様が地域福祉に関連する取り組みについて 鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)
第3回	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員の取り組みと課題について 市民アンケート調査について 鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)
第4回	平成27年 2月23日	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査中間集計について 次期計画「理念・方向性等」の骨子(案)について 鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)
第5回	3月23日	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査結果及び中学生・団体アンケート中間報告について 次期計画骨子(案)について 鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)
第6回	5月21日	<ul style="list-style-type: none"> 中学生・団体アンケート調査結果について 第2期地域福祉計画骨子(案)について 第2期地域福祉計画の「取り組みの方向性」の検討について 鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)
第7回	8月31日	<ul style="list-style-type: none"> 自治会アンケート調査結果について 第2期地域福祉計画素案について 鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)
第8回	9月7日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域福祉計画素案について
第9回	12月2日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 第2期地域福祉計画案について 鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)
第10回	平成28年 2月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域福祉計画について 第3次鈴鹿市地域福祉活動計画について (※)

(※) 地域福祉活動計画策定委員会と合同開催し、社会福祉協議会の提案に基づき審議しました。

(2) 庁内検討部会

回	年月日	内 容
第1回	平成26年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内検討部会について ・ 地域福祉計画について ・ 現計画の施策の方向性の確認依頼について
第2回	9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期計画に基づく事業等の実施状況と課題について ・ 各課の計画や事業に関連し、次期地域福祉計画で検討すべき事項について
第3回	11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員の取り組みと課題について ・ 市民アンケート調査について
第4回	平成27年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査中間集計について ・ 次期計画「理念・方向性等」の骨子（案）について
第5回	3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査結果及び中学生・団体アンケート中間報告について ・ 次期計画骨子（案）について
第6回	5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生・団体アンケート調査結果について ・ 第2期地域福祉計画骨子（案）について ・ 第2期地域福祉計画の「取り組みの方向性」の検討について
第7回	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の柱と方向性について ・ 先導的に取り組む事項について

(3) 市民参加の取組

内 容	実 施 時 期	備 考
市民アンケート調査	平成27年1月～2月	調査方法と結果は p. 56～77に記載
団体アンケート調査	平成27年2月～3月	
中学生アンケート調査	平成27年2月～3月	
自治会アンケート調査	平成27年7月	
商工会議所青年部との懇談会	平成27年8月19日	商工会議所には 紙面での意見聴取を実施
青年会議所（JC）との懇談会	平成27年8月26日	
パブリックコメント	平成27年10月16日～11月16日	意見提出者1名
鈴鹿市各種計画周知イベント	平成28年1月30日	地域福祉講演会・パネル展

計画の策定体制

(1) 第2期鈴鹿市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同, 敬称略, ◎委員長 ○副委員長)

選出区分	氏名	所属団体・役職	
学識経験者	貴島 日出見	鈴鹿医療科学大学	◎
地域福祉関係者	吉田 四郎	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会	○
地域福祉関係者	渥美 秀人	鈴鹿市社会福祉協議会	
地域福祉関係者	安藤 美香子	地域包括支援センター	
地域福祉関係者	磐城 直次	鈴鹿市福祉施設連絡協議会	
地域福祉関係者	西村 みち子	鈴鹿私立保育連盟	
地域福祉関係者	橋爪 幸子	NPO法人	
地域福祉関係者	松本 昭子	鈴鹿市身体障害者福祉協会	
地域福祉関係者	吉田 武	鈴鹿市ボランティア連絡協議会	
商工関係団体	田中 彩子	鈴鹿商工会議所	
自治会	山本 峯生	鈴鹿市自治会連合会 (平成27年5月20日まで)	
自治会	杉本 隆男	鈴鹿市自治会連合会 (平成27年5月21日から)	
市民	亀田 佳子	公募市民	
市民	白岡 和雄	公募市民	

(2) 第2期鈴鹿市地域福祉計画庁内検討部会 委員名簿

部	課	氏 名	
		平成26年度	平成27年度
	防災危機管理課	山 中 尚 美	豊 田 洋
企画財務部	企画課	中 瀬 達 也	小 林 真 也
生活安全部	地域課	原 口 直 也	高 崎 知 奈 美
	人権政策課	平 塚 公 也	
	男女共同参画課	渥 美 裕 子	
環境部	環境政策課	福 中 正 道	
保健福祉部	保護課	山 路 哲 也	
	長寿社会課	平 井 則 光	
	障害福祉課	田 之 上 勉	
	児童保育課	岩 田 泰 司	山 田 一 郎
	子ども家庭支援課	杉 田 一 暁	白 木 敏 弘
	健康づくり課	益 川 雅 代	清 水 か づ き
都市整備部	住宅課	藤 田 直 樹	
教育委員会事務局	教育支援課	森 丈	

事務局

保健福祉部	福祉総務課	長谷川 玲子	
		坂 良直	
		中上 陽子	
		渡邊 大地	

アンケート調査の結果

地域福祉に関する意識やニーズを把握し計画に反映するため、市民や団体等に対するアンケート調査を実施しました。

調査の対象や回収状況等は下表のとおりです。

調査名	対象	発送数	回収数	回収率
市民アンケート	18歳以上の市民4,000人	3,978	1,711	43.0%
自治会・団体 アンケート	自治会	402	332	82.6%
	地区民生委員児童委員協議会	23	21	91.3%
	社会福祉協議会登録ボランティア団体	107	63	58.9%
	サロン実施主体	53	41	77.4%
	福祉活動を行っているNPO法人	50	20	40.0%
中学生アンケート	市内の中学校3校の2年生全員	—	554	—

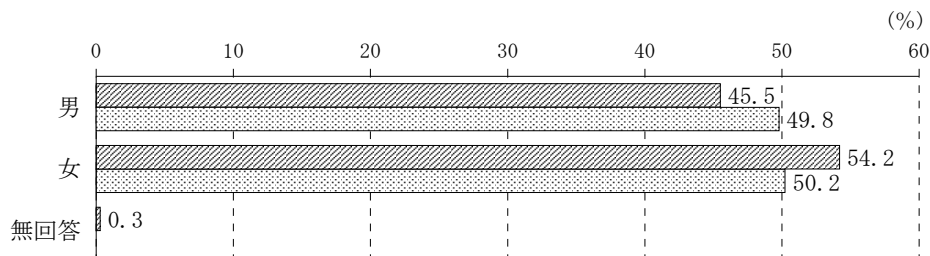
(※) 各調査の分析結果は、鈴鹿市ホームページに掲載しています。

市民アンケートの結果

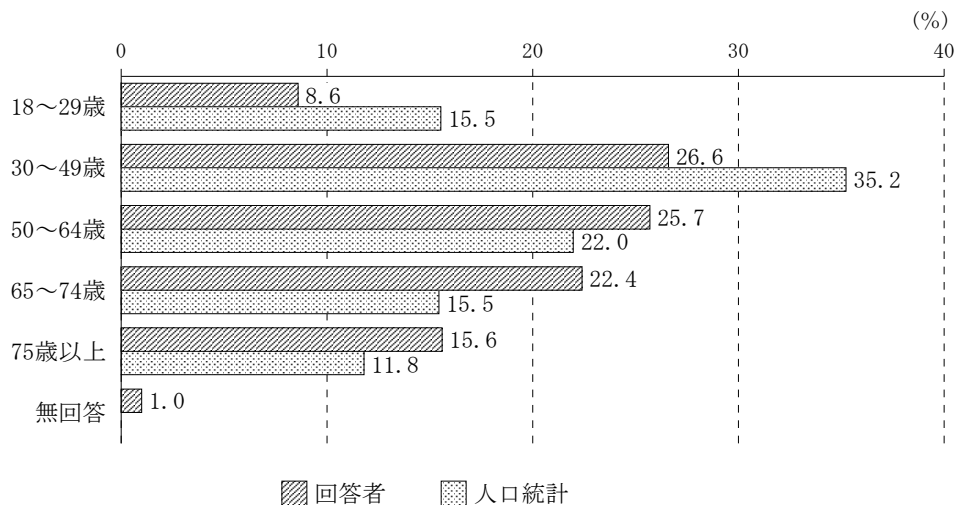
1. 回答者の基本属性について

問1 あなたの性別・年齢は。

【性別】

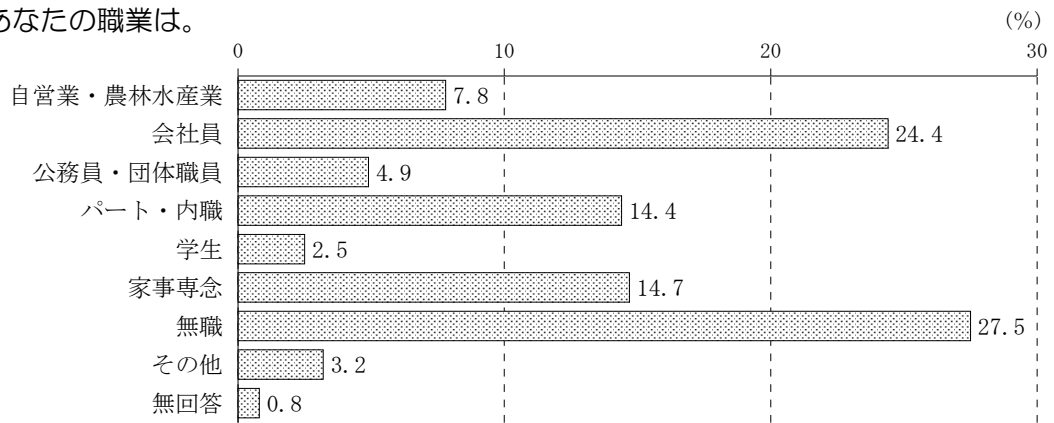


【年齢】

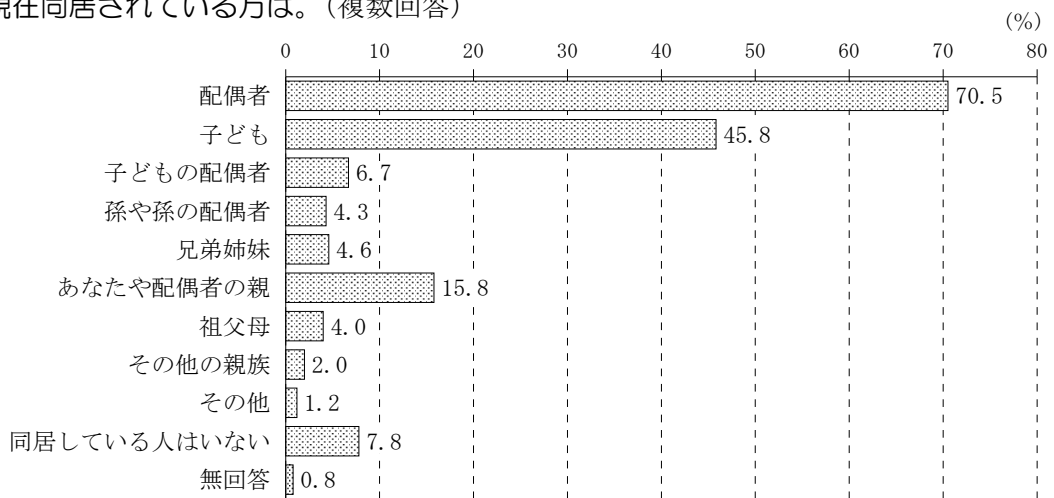


(※) 「人口統計」は、平成26年12月31日現在の住民基本台帳人口です。

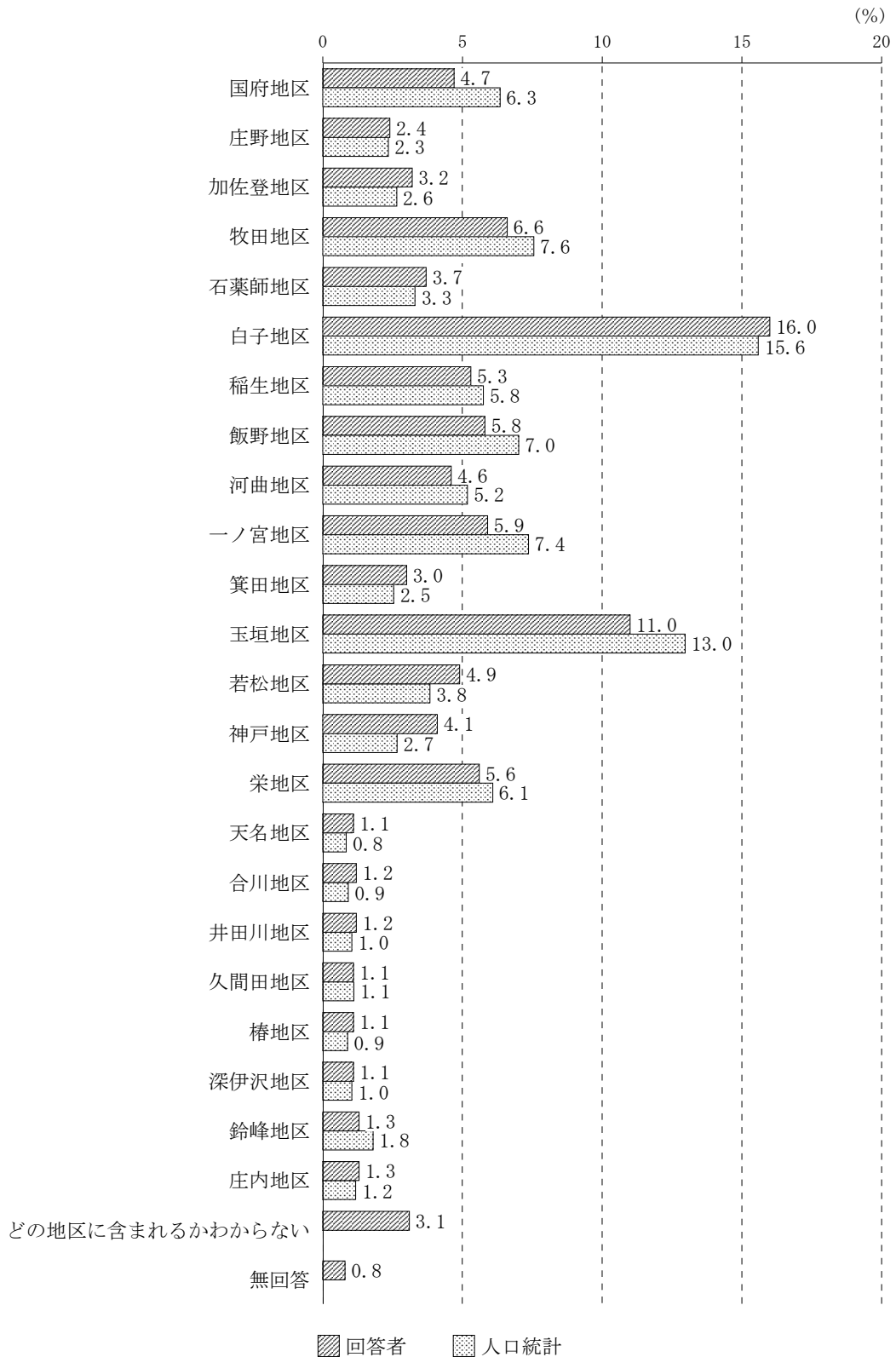
問2 あなたの職業は。



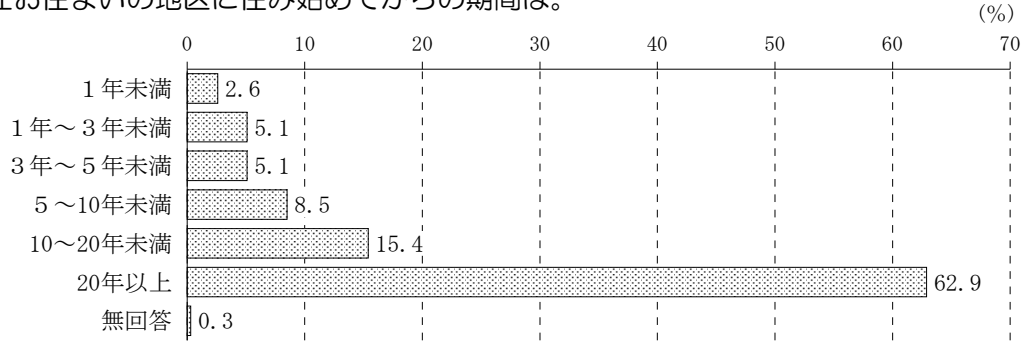
問3 現在同居されている方は。(複数回答)



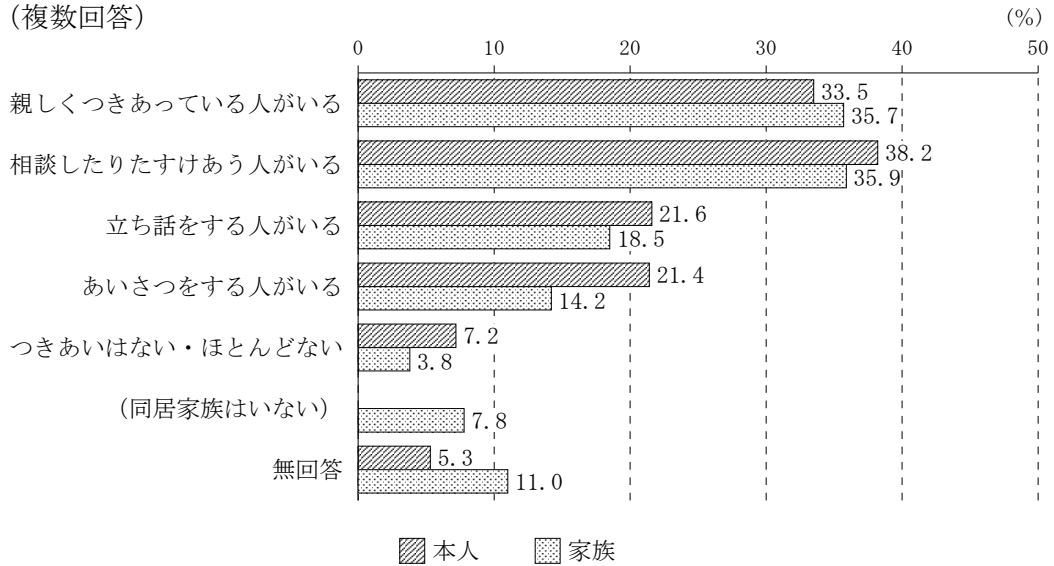
問4 あなたがお住まいの地区は。



問5 現在お住まいの地区に住み始めてからの期間は。

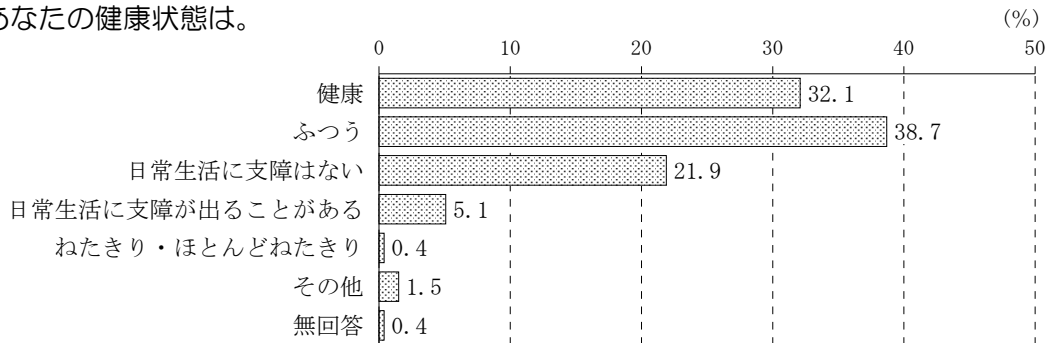


問6 あなたや、同居されているご家族は、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。
(複数回答)



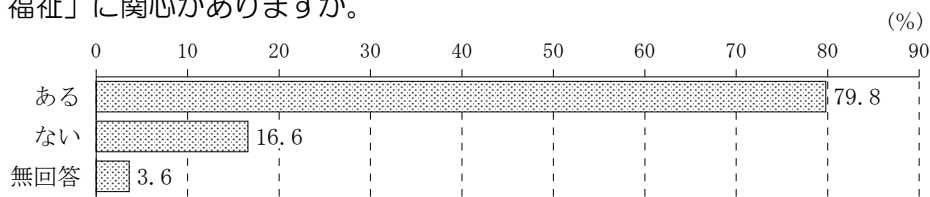
(※)「立ち話をする人がいる」は、立ち話をする人、あいさつをする人のみがいる人、
「あいさつをする人がいる」は、あいさつをする人のみがいる人を集計しています。

問7 あなたの健康状態は。



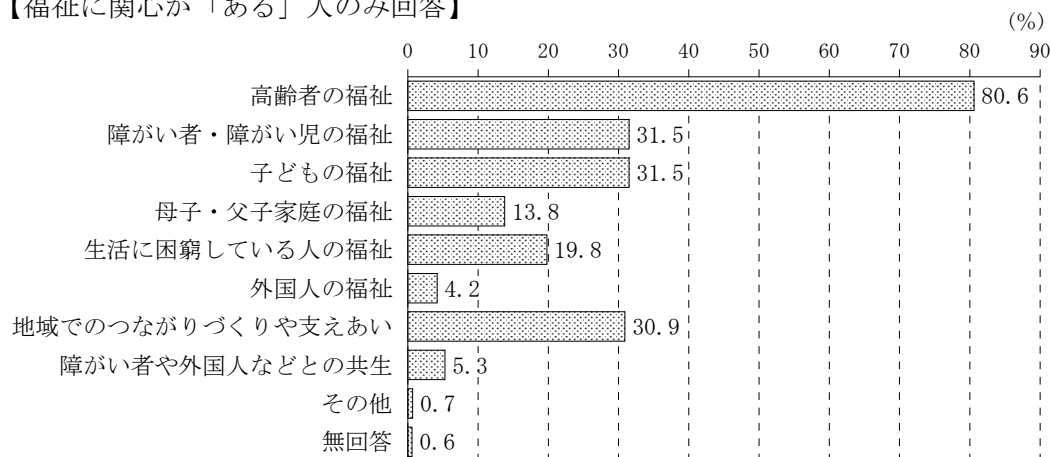
2. 福祉に対する関心や理解について

問8 あなたは「福祉」に関心がありますか。



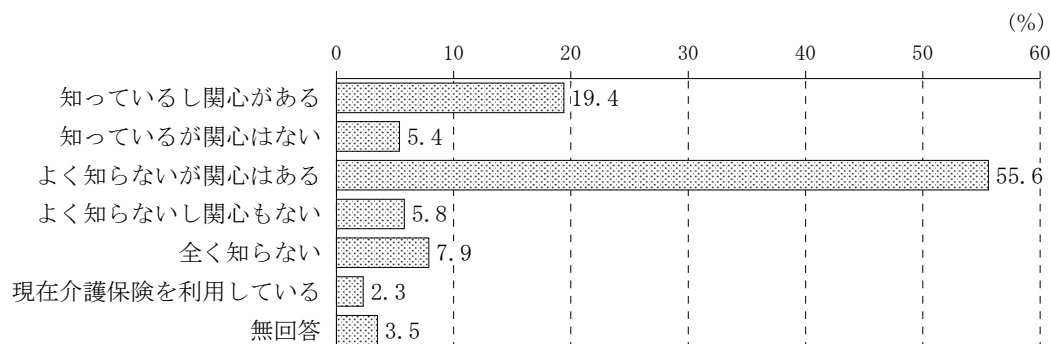
問9 福祉に関心が「ある」方は、どのようなテーマに関心がありますか。(複数回答)

【福祉に関心が「ある」人のみ回答】

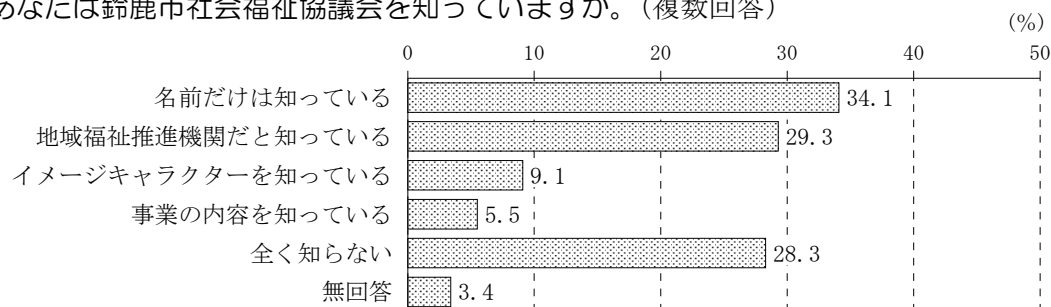


(※)「福祉に関心がある人」1,365人での割合です。

問10 あなたは介護保険の内容や利用方法を知っていますか。また、関心がありますか。



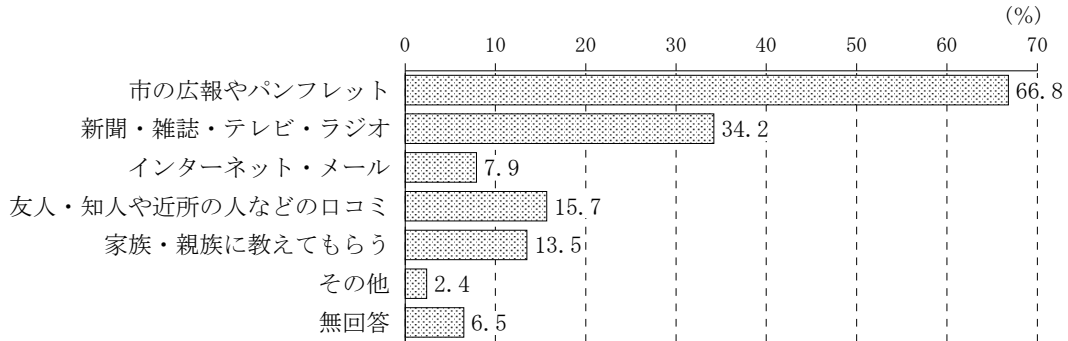
問11 あなたは鈴鹿市社会福祉協議会を知っていますか。(複数回答)



問12 あなたは民生委員・児童委員や主任児童委員を知っていますか。

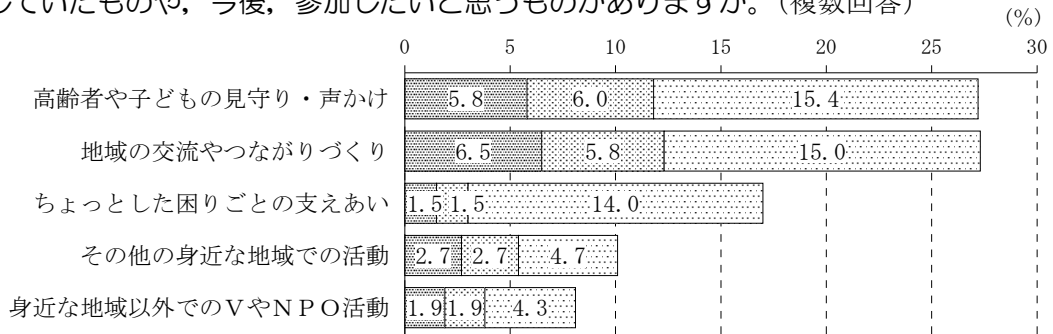


問13 あなたは、福祉に関する情報を、主にどのような方法で得ていますか。(複数回答)



3. 福祉に関する活動への参加や意識について

問14 あなたは、身近な地域の福祉に関する活動などで、現在、参加しているもの、以前に参加していたものや、今後、参加したいと思うものがありますか。(複数回答)

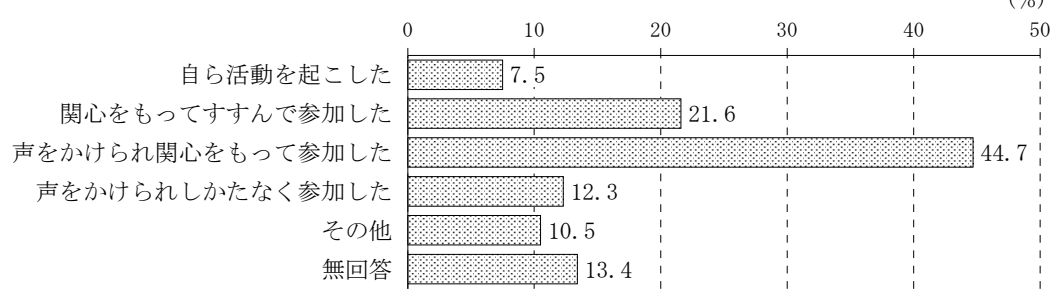


■ 現在参加している ■ 以前に参加していた ■ 今後参加したい

(※) グラフの項目以外に、「現在参加している」は 「特にない」27.6%、「無回答」60.1%
「以前に参加していた」は 「特にない」17.4%、「無回答」70.5%
「今後参加したい」は 「特にない」17.7%、「無回答」53.9%

問15 最初に参加したきっかけは、どのようなことでしたか。(複数回答)

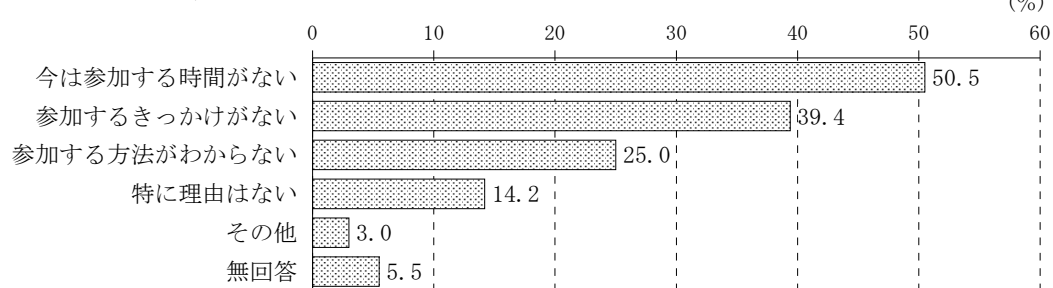
【活動に「現在、参加している」、「以前に参加していた」人のみ回答】



(※)「福祉に関する活動などに現在または以前に参加した人」389人での割合です。

問16 これまで参加していないのは、なぜですか。(複数回答)

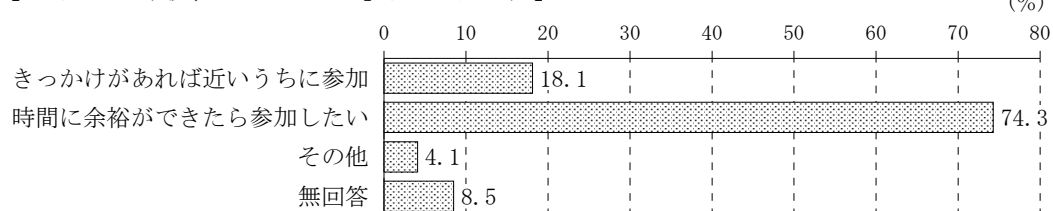
【活動に「今後、参加したい」人のみ回答】



(※)「福祉に関する活動などに現在参加していないが、今後参加したい人」436人での割合です。

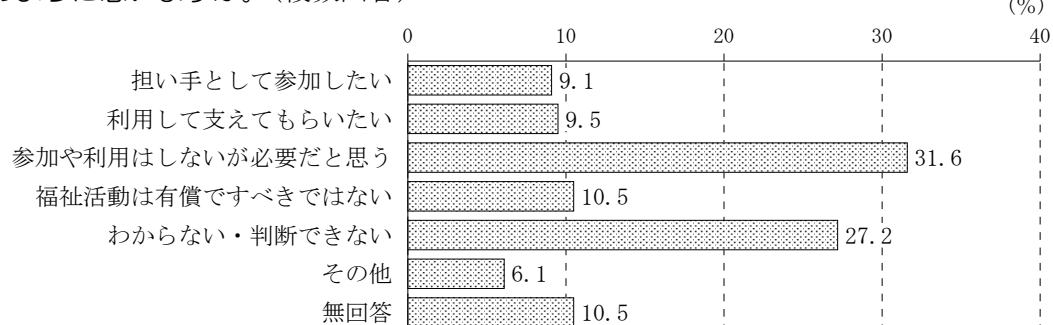
問17 いつごろ、参加したいと思いますか。(複数回答)

【活動に「今後、参加したい」人のみ回答】



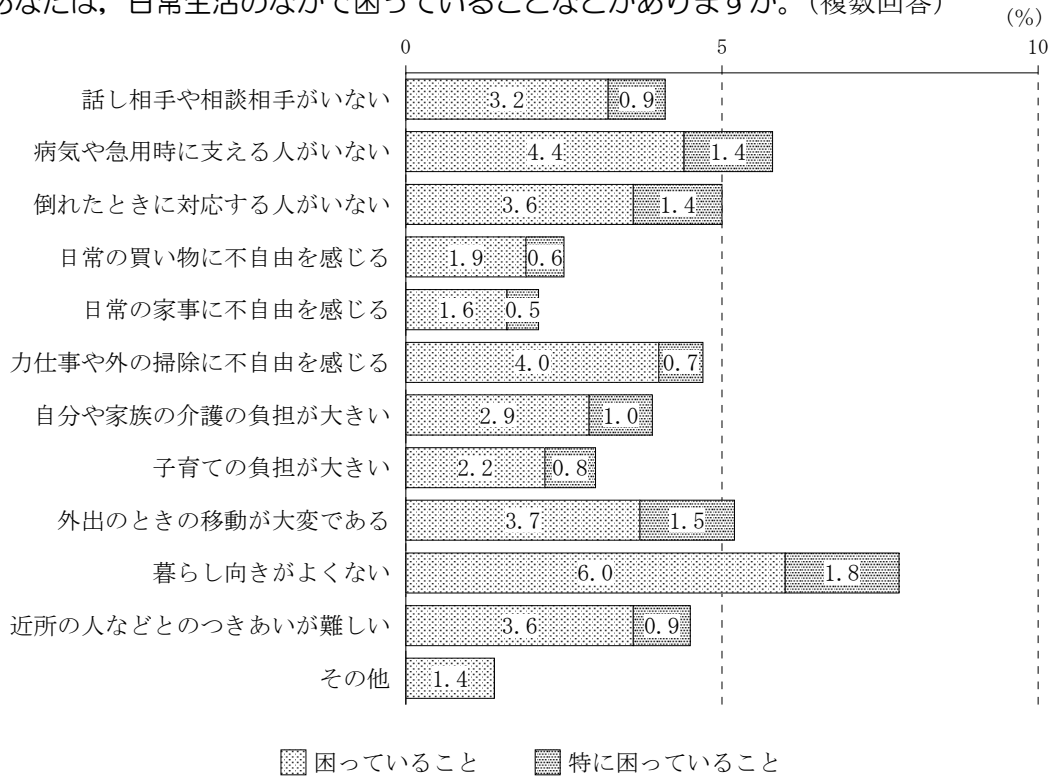
(※)「福祉に関する活動などに現在参加していないが、今後参加したい人」436人での割合です。

問18 あなたは、日常的な支えあいなどの福祉活動を有償（1時間800円程度）で行うことについて、どのように思いますか。(複数回答)



4. 日常生活で困っていることや相談などの状況について

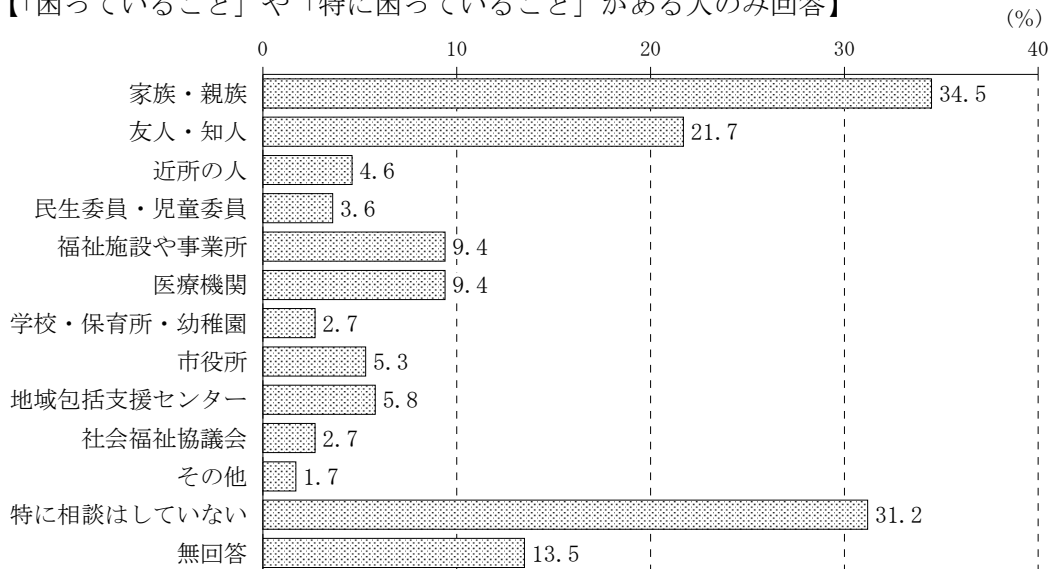
問19 あなたは、日常生活のなかで困っていることなどがありますか。(複数回答)



(※) グラフの項目以外に、「困っていることはない」52.6%、「無回答」24.8%

問20 それらについて、どこかに相談したことがありますか。(複数回答)

【「困っていること」や「特に困っていること」がある人のみ回答】



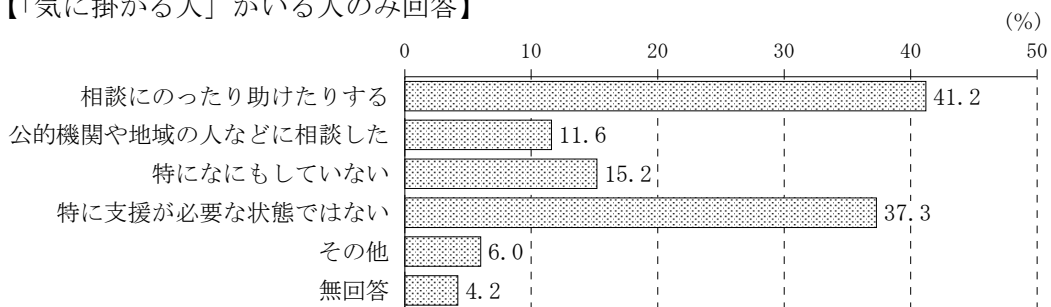
(※) 「困っていることまたは特に困っている人がある人」414人での割合です。

問21 あなたは、家族・親族以外の身近な人で、日常の生活に支援が必要だったり、災害時にひとりでは避難できないなどの理由で「気に掛かる人」がいますか。



問22 その人を支援するために、なんらかの行動をしましたか。(複数回答)

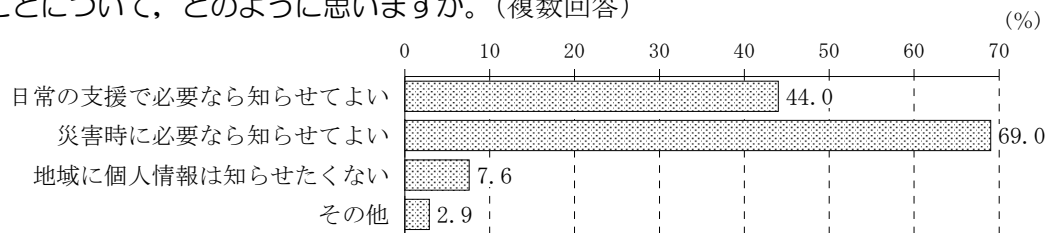
【「気に掛かる人」がいる人のみ回答】



(※)「気にかかる人がいる人」335人での割合です。

5. 個人情報を知らせることについて

問23 地域での支えあいをすすめるために、家族のお名前・年齢・連絡先、地域で支えてほしいことの有無や内容などの一定の範囲の個人情報を、自治会や自主防災組織などに知らせることについて、どのように思いますか。(複数回答)



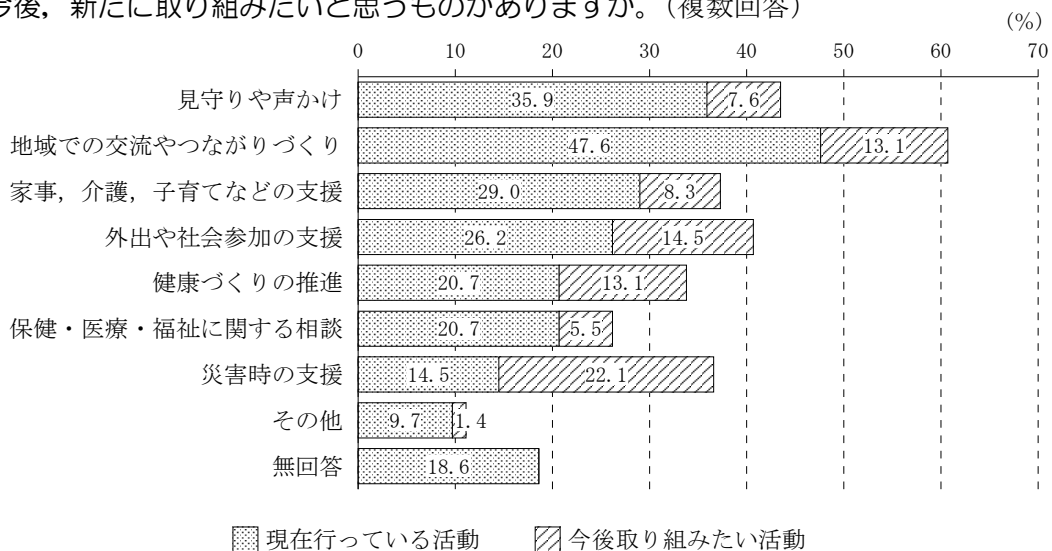
自治会・団体アンケートの結果

1. 団体の活動や組織について

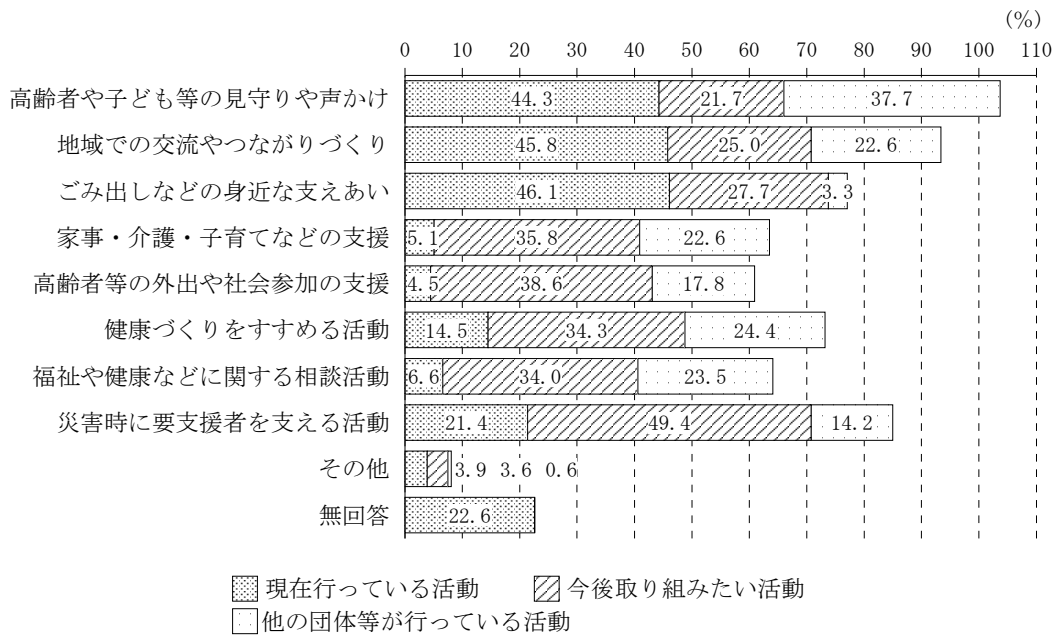
問1 貴団体ではどのような活動をされていますか。また、特に力を入れている活動や、今後、新たに取り組みたい活動がありますか。(複数回答)



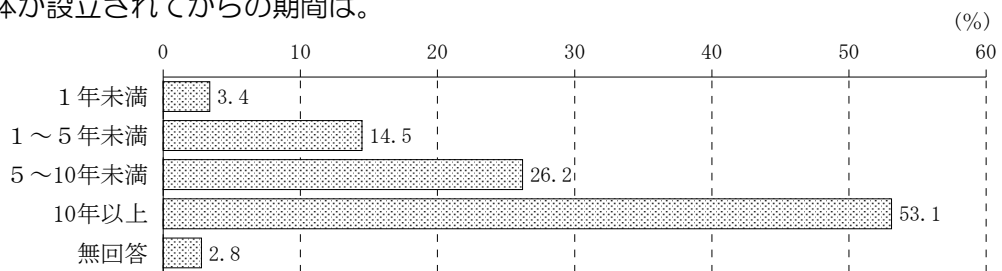
問2 貴団体では、地域の福祉や保健・医療に関するつぎのような活動を行っていますか。また、今後、新たに取り組みたいと思うものがありますか。(複数回答)



【自治会】問2 貴自治会では、地域の福祉や保健・医療に関するつぎのような活動を行っていますか。また、今後、新たに取り組みたいと思うものがありますか。他の団体やグループなどが貴自治会のエリアで行われている場合は、分けてご回答ください。（複数回答）

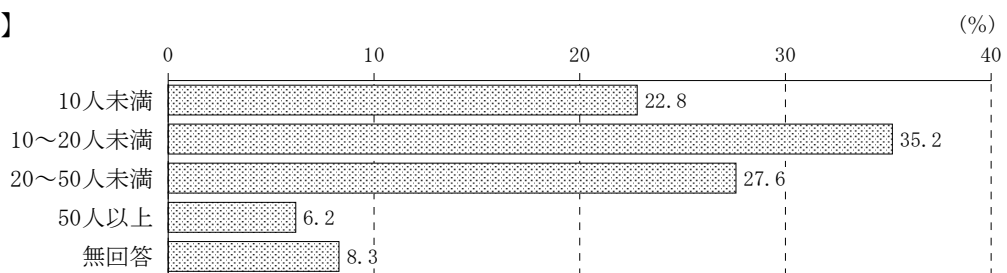


問3 貴団体が設立されてからの期間は。

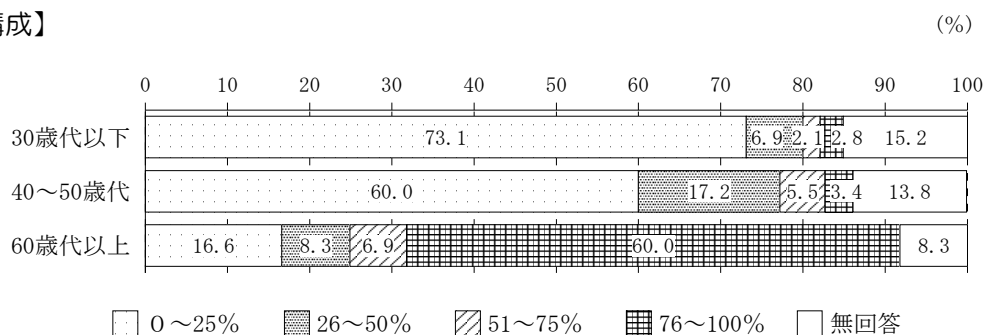


問4 貴団体のメンバーは何人ぐらいですか。また、年齢構成は、概ねどれぐらいの割合ですか。

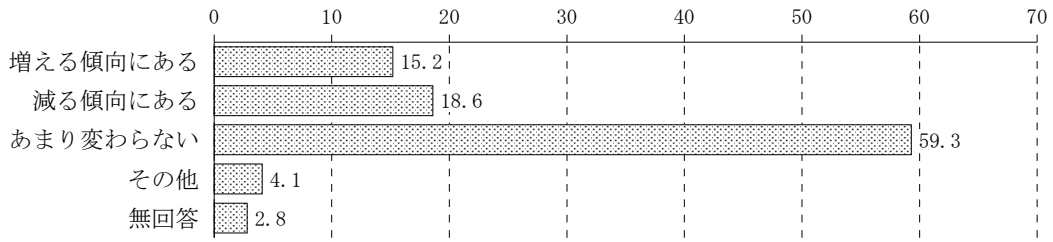
【人数】



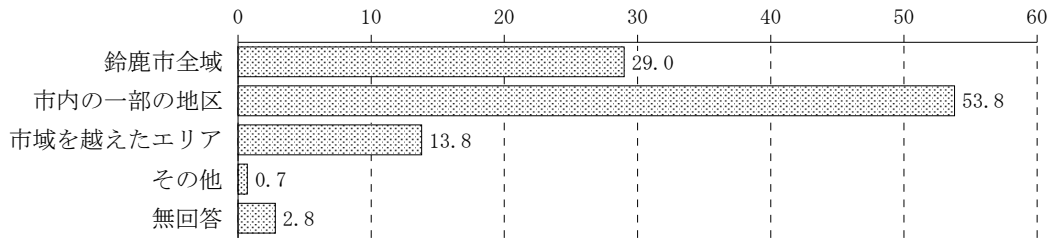
【年齢構成】



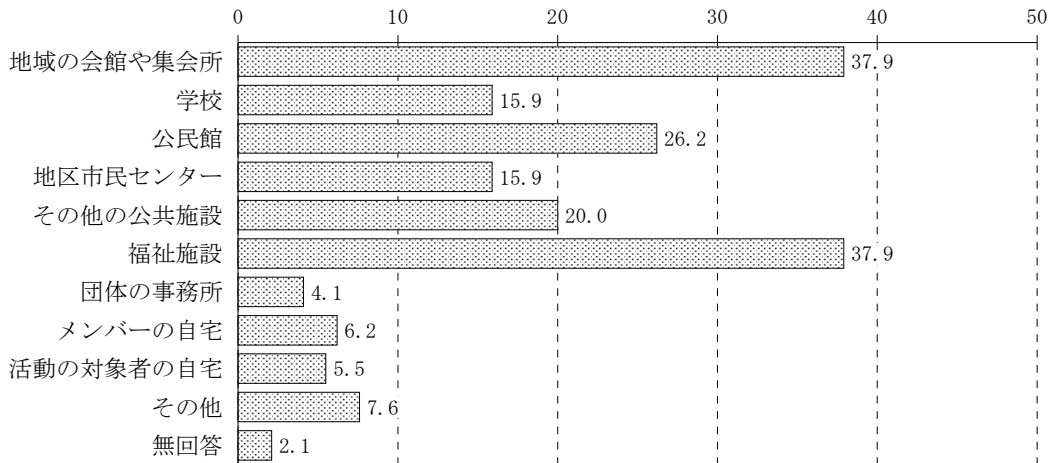
問5 貴団体のメンバーは、増える傾向にありますか、減る傾向にありますか。(%)



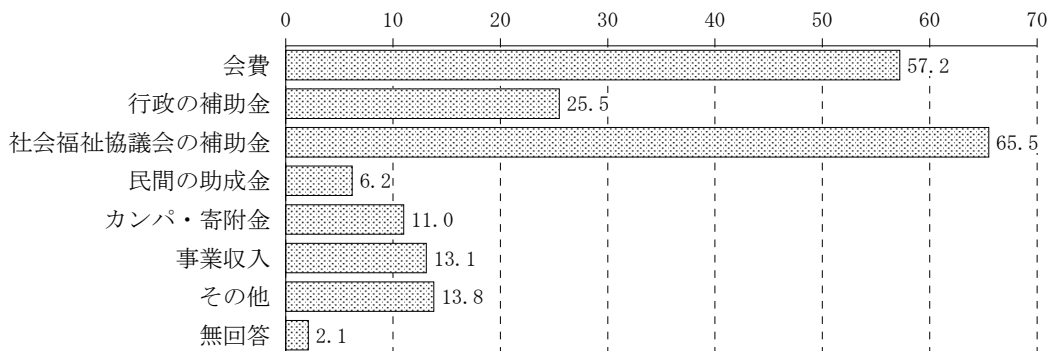
問6 貴団体は、主にどのエリアで活動していますか。(%)



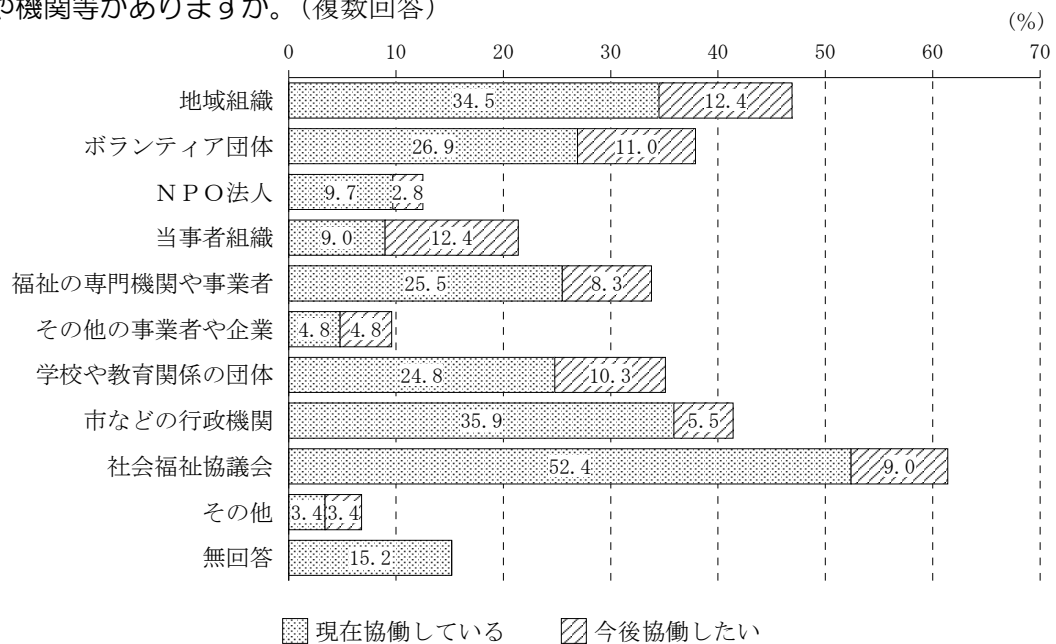
問7 貴団体は、主にどのような場所で活動していますか。(複数回答)(%)



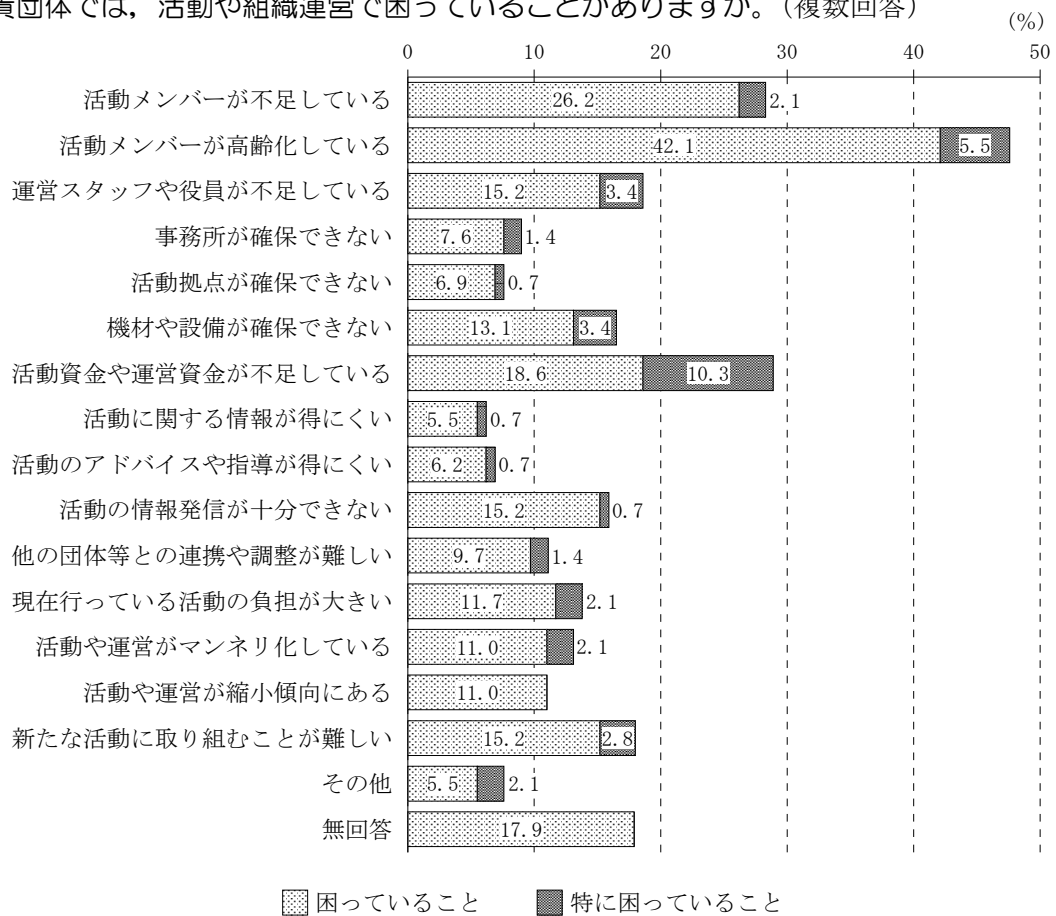
問8 貴団体は、活動や運営に必要な資金をどのように得ていますか。(複数回答)(%)



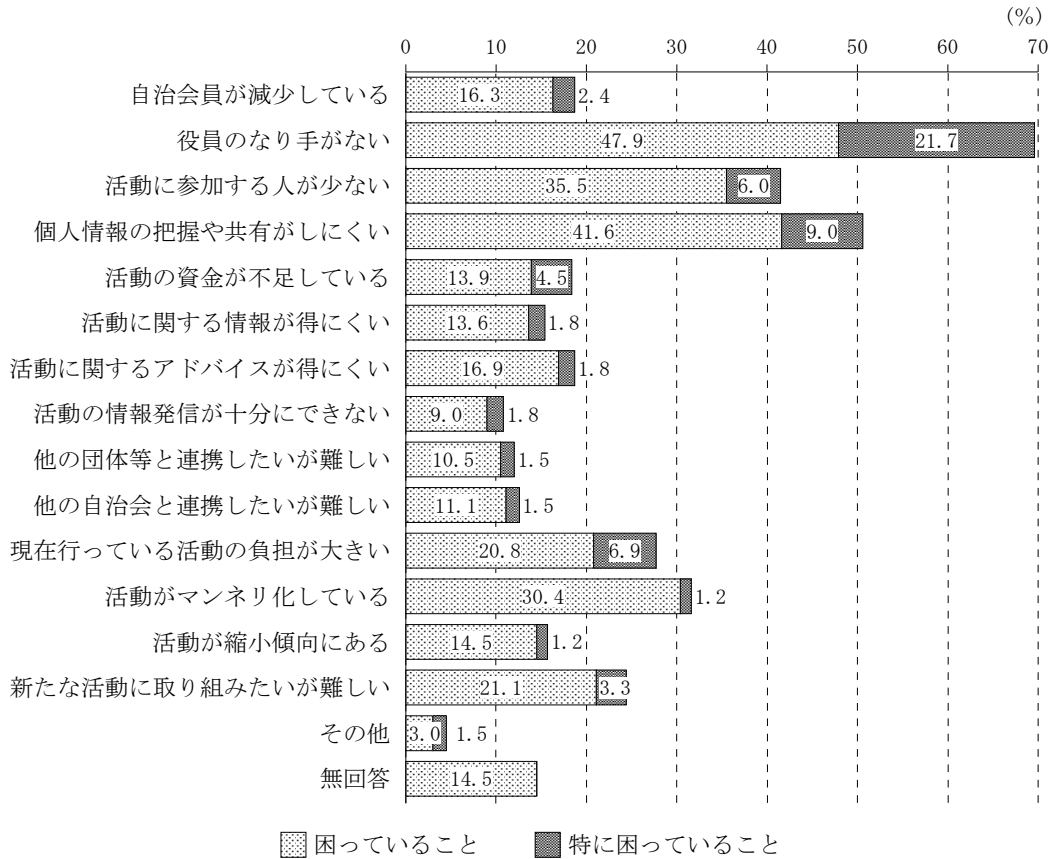
問9 貴団体は、活動を行ううえで、現在協働していたり、今後、新たに協働したいと思う団体や機関等がありますか。(複数回答)



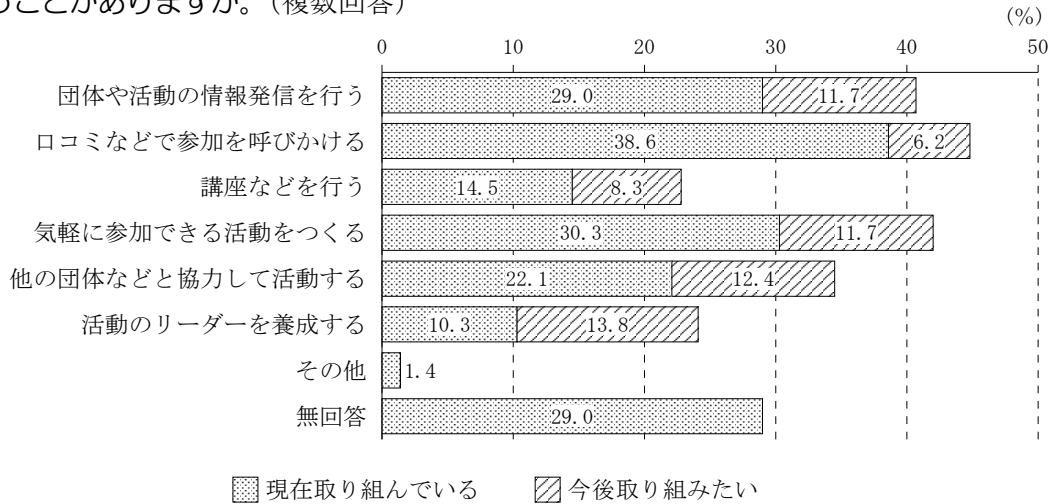
問10 貴団体では、活動や組織運営で困っていることがありますか。(複数回答)



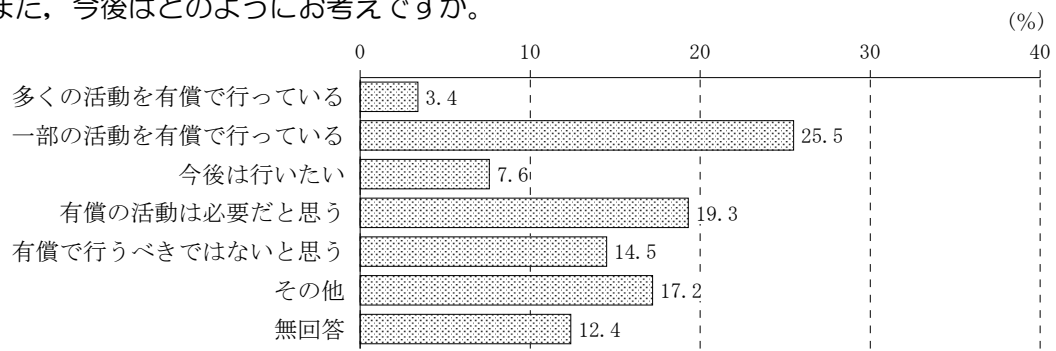
【自治会】問3 貴自治会の活動や組織運営で困っていることがありますか。(複数回答)



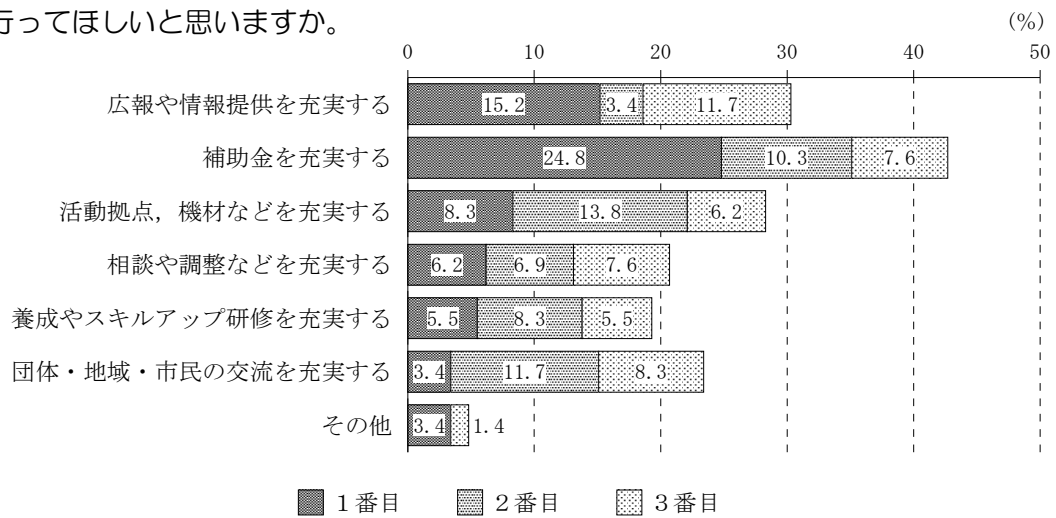
問11 貴団体では、活動の担い手を増やすために取り組んでいることや、今後取り組みたいと思うことがありますか。(複数回答)



問12 貴団体では、活動した人に一定の報酬や謝礼などを支払う「有償活動」を行っていますか。また、今後はどのようにお考えですか。

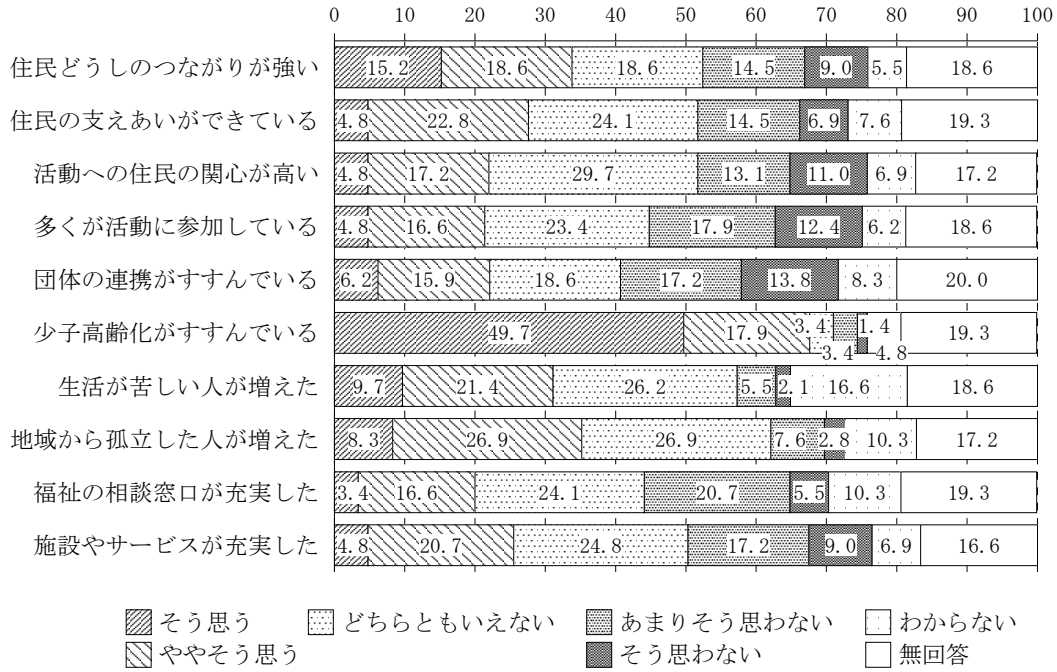


問13 活動や組織運営を充実するための支援として、市などの公的な機関にはどのようなことを行ってほしいと思いますか。

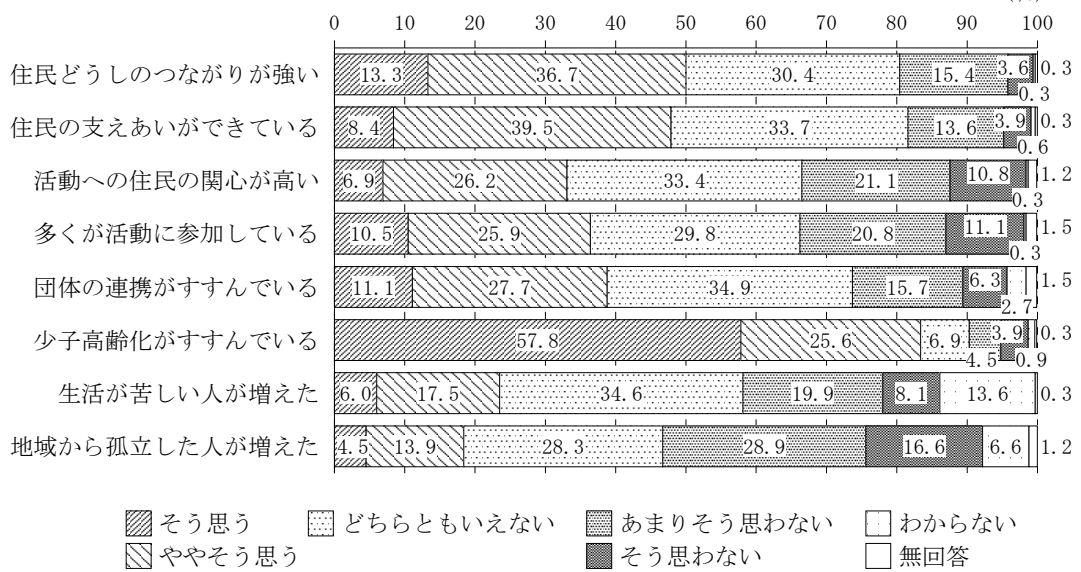


2. 活動を通じて感じている地域福祉の状況や課題について

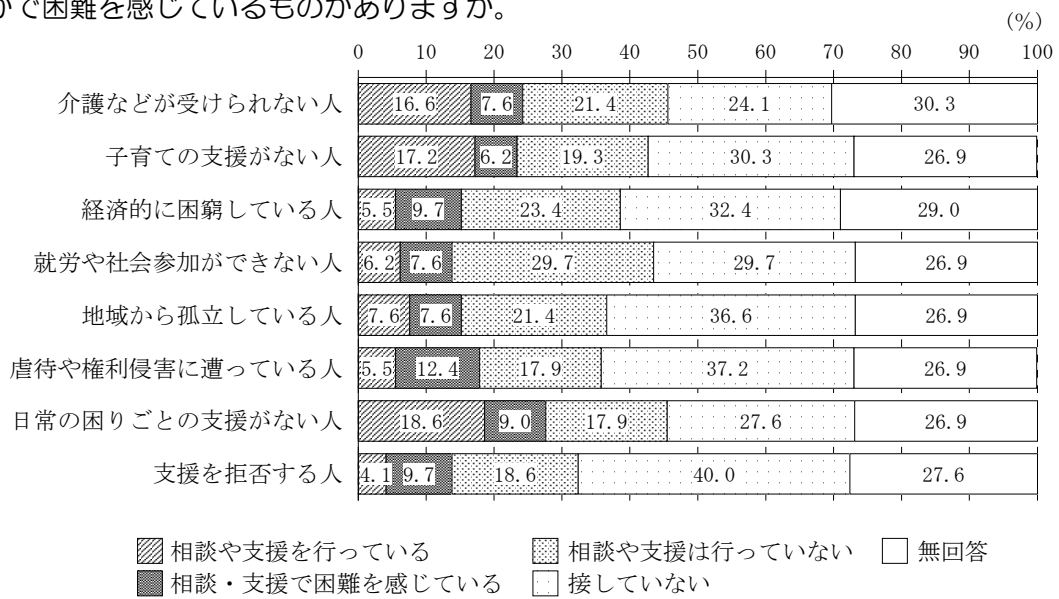
問14 貴団体が活動しているエリアの状況について、どのように感じていますか。(%)



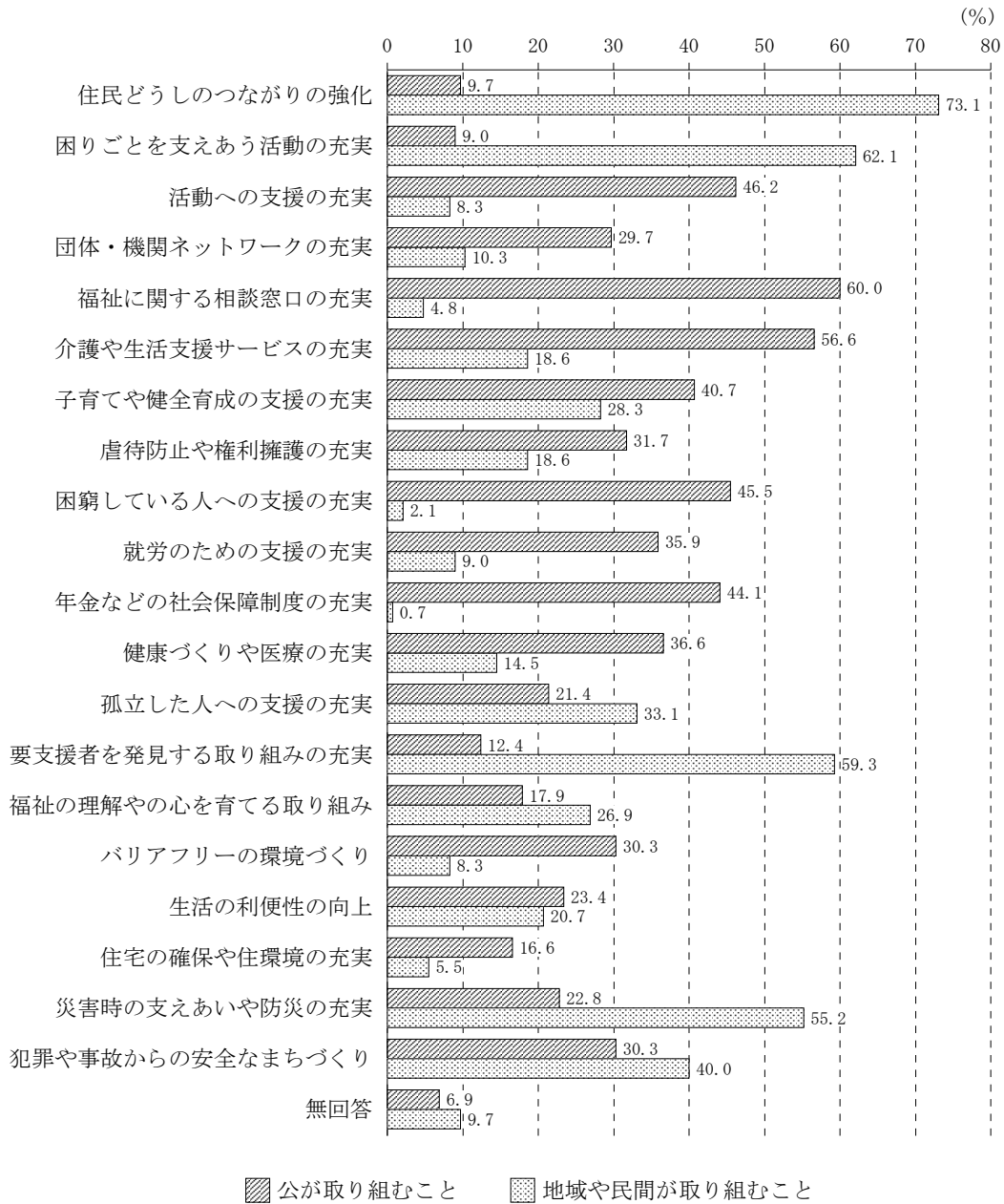
【自治会】問1 貴自治会の地域の状況について、どのように感じていますか。



問15 貴団体では、次のような人への相談や支援を行っていますか。また、相談や支援を行うなかで困難を感じているものがありますか。

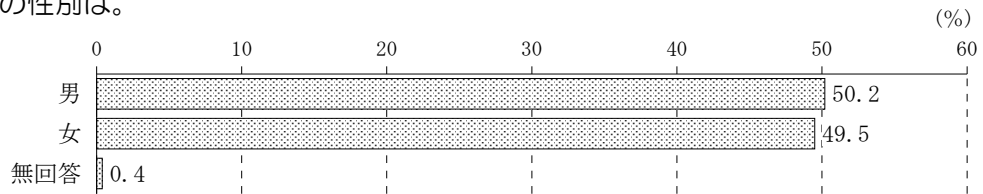


問16 地域の福祉を充実するために、行政などの「公」、地域や民間の団体・事業者などはどのようなことに特に優先的に取り組むべきだと思いますか。(複数回答・7つまで)



中学生アンケートの結果

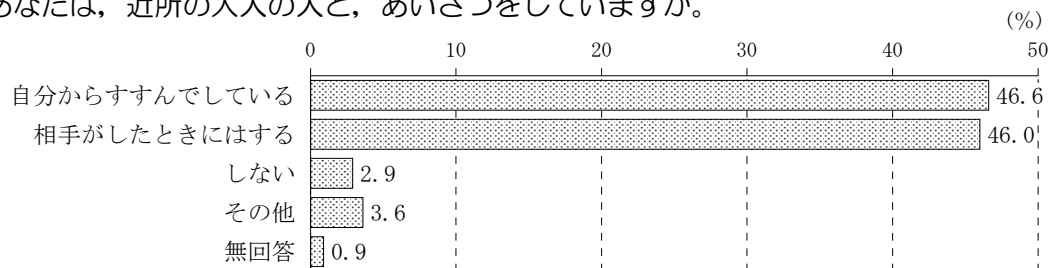
問1 あなたの性別は。



問2 あなたは、生まれてからずっと鈴鹿市に住んでいますか。



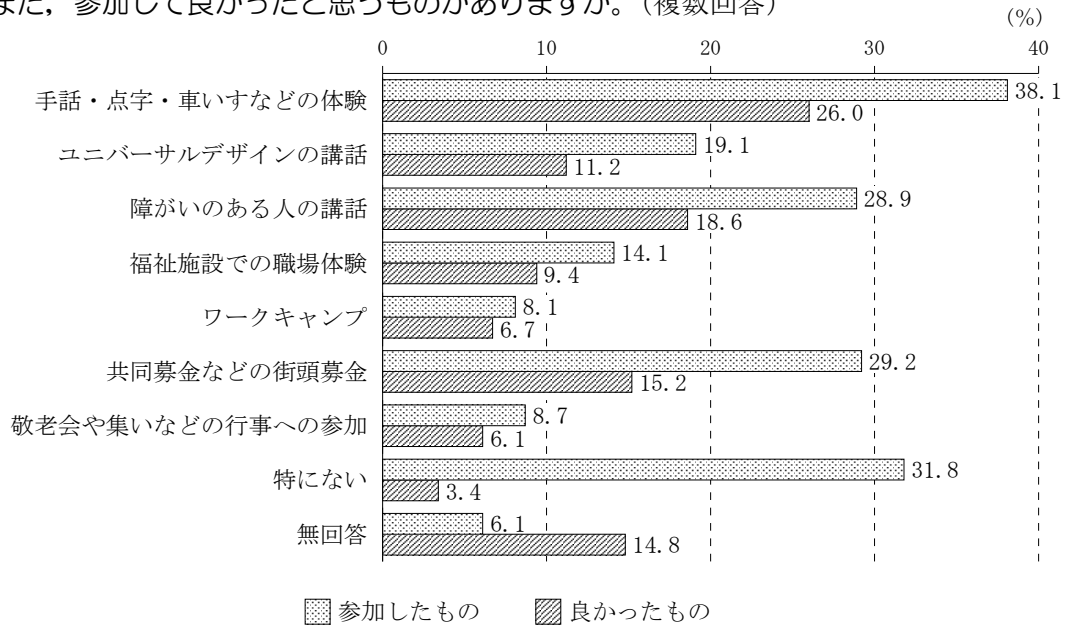
問3 あなたは、近所の大人の人と、あいさつをしていますか。



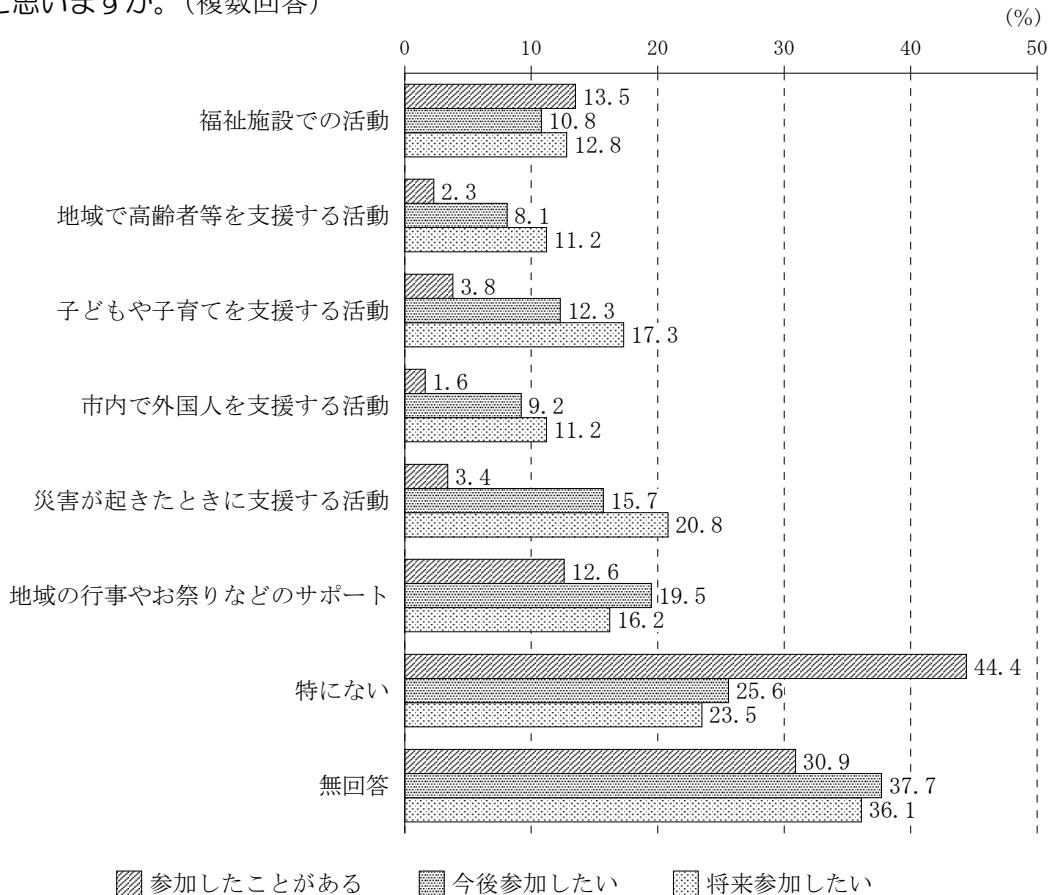
問4 あなたは、地域の行事や活動に参加したことがありますか。(複数回答)



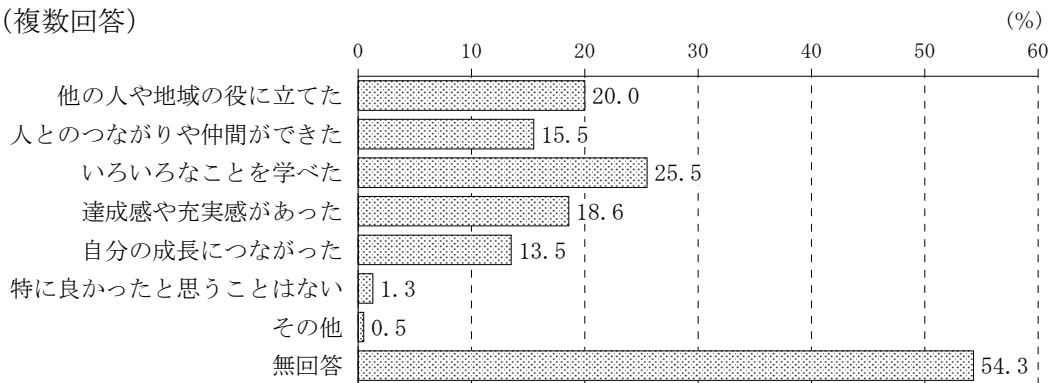
問5 あなたは、学校や地域の福祉教育として、つぎのような活動に参加したことがありますか。また、参加して良かったと思うものがありますか。(複数回答)



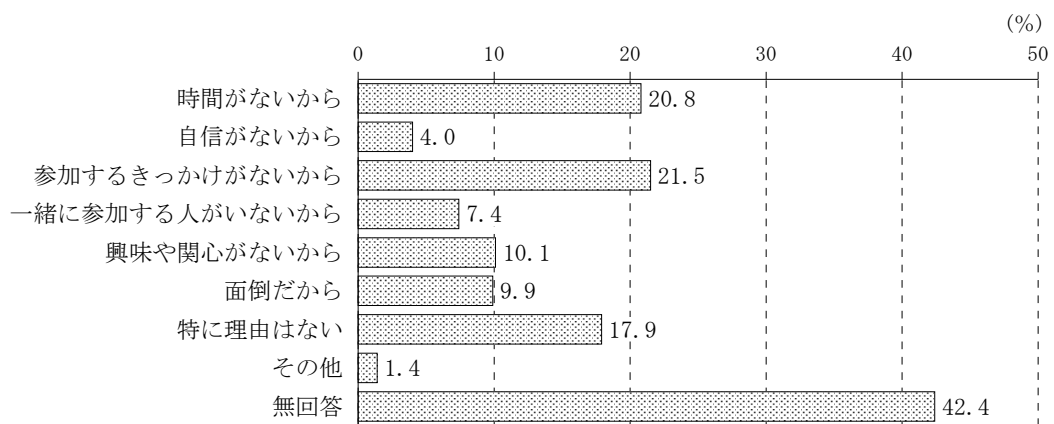
問6 あなたはこれまで、福祉教育以外で、つぎのようなボランティア活動に参加したことがありますか。また、今後(中学・高校ぐらいの間)や将来(大人になってから)、参加したいと思いますか。(複数回答)



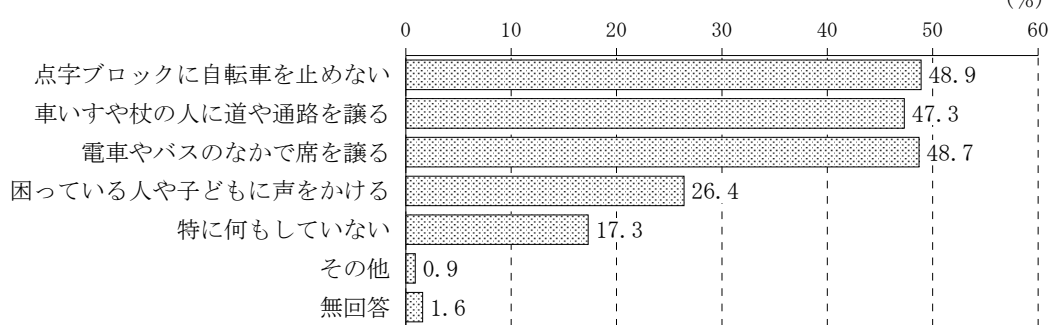
問7 ボランティア活動に参加したことがある人は、参加して良かったと思うことがありますか。
(複数回答)



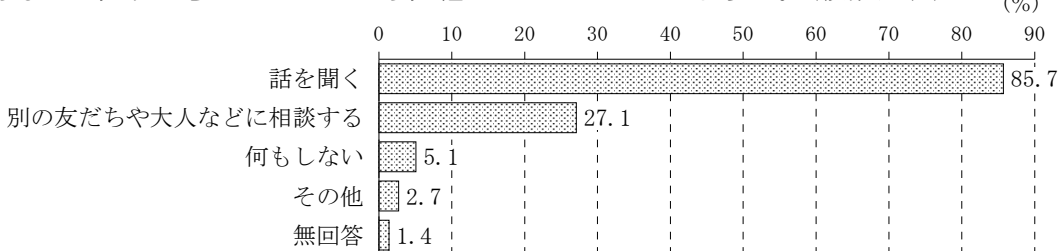
問8 ボランティア活動に参加したことがない人は、どのような理由ですか。(複数回答)



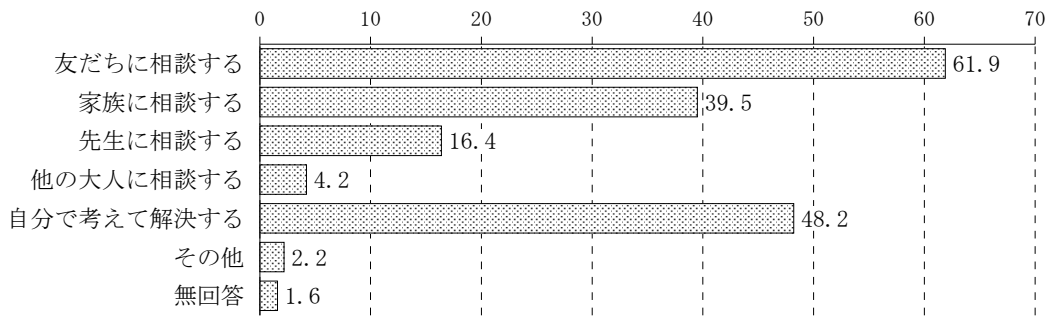
問9 あなたは、まちなかで、つぎのようなことに心がけていますか。(複数回答)



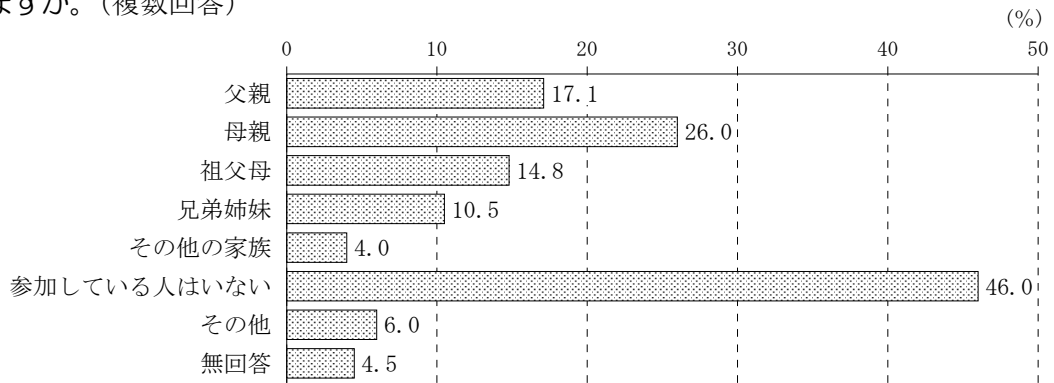
問10 あなたは、友だちが困っていたり、悩んでいたらどうしますか。(複数回答)



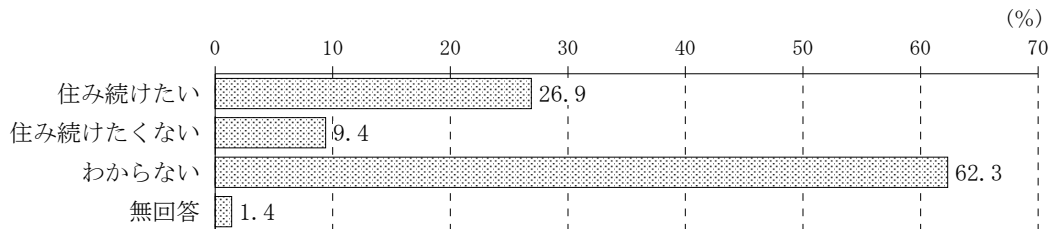
問11 あなたは、自分が困ったときや悩みがあるときは、どうしますか。(複数回答) (%)



問12 あなたの家族（あなた以外）で、地域の活動やボランティア活動に参加されている方がいますか。(複数回答)



問13 あなたは、大人になっても鈴鹿市に住み続けたいですか。



第1期計画の実施状況と課題

第1期の鈴鹿市地域福祉計画に基づいて市および鈴鹿市社会福祉協議会が実施した事業の概要と、第2期計画に向けた検討課題を、平成26年8月現在で下表のように整理しました。

基本目標1 地域福祉の土壌づくり

(1) 社会福祉の理念の養成及び浸透に向けた福祉教育の推進

1) 人権尊重意識の醸成

計画項目	事業等の実施状況（担当課）	検討課題
①人権啓発活動の推進	（人権政策課） ・広報すずか毎月5日号に啓発記事「ひろげよう人権尊重の輪」を掲載しています。 ・講演会などのイベントの際に、啓発ポスターの掲示やパンフレット等の配布を行っています。	*時代の変化による新たな人権・福祉課題なども含めた、幅広い啓発・学習活動の推進 *学校と地域の連携をはじめ、多様な場での効果的な啓発・学習活動の推進
②人権に関する学習機会の提供	（人権政策課） ・人権尊重まちづくり講演会を地区市民センター、公民館、人権尊重まちづくり推進会議などと共催しています（認知症の講演や障害当事者の講演なども行っています）。	
③学校における人権教育の推進	（教育支援課） ・中学校区人権教育カリキュラムを作成し、人権教育実践交流、公開授業、人権フォーラム、生徒会研修会、人権教育研修会を実施しています。人権作文に取り組んでいます。	

2) 地域や家庭における福祉教育の推進

計画項目	事業等の実施状況（担当課）	検討課題
①地域での福祉に関する学習機会の提供	（長寿社会課） ・認知症になっても安心して暮らせるよう支えあうまちづくりをめざし、認知症サポーター養成講座を開催しています。 （障害福祉課） ・12月の障害者週間に市民ギャラリーで作品展示や啓発等を行っています。 ・就労マルシェを開催し、障害者雇用促進のための理解を推進しています。 （人権政策課） ・人権尊重まちづくり講演会を共催しています（再掲）。	*より多くの住民等の参加の促進 *家庭での福祉教育を推進するための手法の検討
②家庭における福祉教育の推進	（生涯学習課） ・家庭教育学級の子育て支援として、参加者が希望するテーマでワークショップを行う「親なびワーク」を、幼稚園、小中学校、公民館で実施しています。	

3) 学校における福祉教育の充実

計画項目	事業等の実施状況（担当課）	検討課題
①小中学校における福祉体験学習の推進	（教育支援課） ・総合的な学習の時間や職場体験を通じた福祉体験学習として、自助具作成・手話・点字・アイマスク・車いすの体験、障害者からの聞き取り、収集活動、保育所・特別支援学校・敬老会・福祉施設との交流活動などを行っています。 （長寿社会課） ・認知症サポーター養成講座は、小学生も対象として開催しています。	*多くの児童・生徒の主体的な取り組みの推進 *地域のボランティアの拡大や地域コーディネーターの育成による、学校と地域の協働の推進

②地域との連携による福祉教育の充実	(教育支援課) ・教育振興基本計画「鈴鹿五策」に「地域ぐるみの教育の推進」を位置づけ、学校支援ボランティアの積極的な活用、全小中学校でのコミュニティ・スクールの実施と地域コーディネーターの配置などを行っています。	*教職員の理解の推進や、取り組みに対する支援の充実
③福祉協力校としての活動の充実	(教育支援課) ・全小中学校が福祉協力校の指定を受けて福祉教育を推進しており、ワークキャンプ、ドラえもん募金、地域や関係機関と連携した福祉活動を行っています。これらを児童会・生徒会等の活動と位置づけ、啓発や環流学習を行うとともに、中学生は事後学習会を通じた交流学习も行っていきます。 (社会福祉協議会) ・福祉協力校を指定し、共同募金による助成や当事者講師の派遣を行うとともに、ワークキャンプを実施しています。 ・地域性に応じて取り組まれており、外国人児童が多い学校での多文化共生の活動なども行われています。	

4) 男女共同参画の意識づくり

計画項目	事業等の実施状況 (担当課)	検討課題
①男女共同参画社会に向けた意識の啓発	(男女共同参画課) ・市民と協働で編集・発行する情報誌「今・ima」や男女共同参画センターホームページを通じて、啓発や情報発信を行っています。 ・講演会等では、若い世代の人などをはじめ多様な人が参加しやすいよう、託児や手話通訳を行っています。 ・男女共同参画の視点で施策を推進するよう、市職員への研修や男女共同参画推進員を通じた通信の発行を行っています。	*男性や若い世代などの参加の促進 *情報発信の充実

(2) 福祉意識の形成に向けた魅力ある研修会・講演会の実施

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①地域での福祉に関する自主的な学習の推進	(長寿社会課) ・地域包括支援センターが介護者のつどいを開催し、介護者の学習を支援しています。 ・認知症サポーター養成講座を実施しています (再掲)。 (人権政策課) ・「人権尊重まちづくり講演会」を共催しています (再掲)。	*学習を自主的な活動につなぐ取り組みの充実 *若年層や働く世代の人なども利用しやすい拠点の確保
②既存施設等の活用による学習場所の確保	(地域課) ・コミュニティセンターを4か所設置し、地元自治会や住民による運営委員会に指定管理を委託しています。 (生涯学習課) ・公民館31館 (1館はふれあいセンター) は、講座、自治会や社会教育団体等との共催事業、サークル活動による趣味・文化や地域課題の解決のための学習の場を提供しています。 (男女共同参画課) ・男女共同参画センターは使用料を低額にし、地域住民の学習の場として広く提供しています。	*公平な利用のための検討 *施設の老朽化への対応

(3) 地域福祉推進の担い手としての責務の確認

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①住民参加促進を図る規程の検討	(地域課) ・市民と行政の協働に関する考え方やしくみ、ルールを定める「(仮称)協働推進指針」を、27年4月の公表を目標に、市民委員会で検討しています。	*協働推進指針を活かした公民協働の推進

②地域福祉における協働意識の醸成	<p>(福祉総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会を社協と共催で毎年開催し、福祉功労者の表彰と地域福祉に関連した講演会を行い、協働意識の醸成を図っています。 ・市民対象の地域福祉講演会を社協と共催で毎年開催するとともに、会場にパンフレット等を配置し、地域福祉の情報提供と啓発に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> *地域福祉の担い手としての意識づくり *地域福祉活動のリーダーや多様な担い手の養成
③地域ボランティアリーダーの養成への支援	<p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の地域リーダーを養成する講座を、今後開催します。 	

基本目標2 地域における生活関連サービスの充実

(1) 児童・障害者・高齢者等に対する福祉施策の充実

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①個別福祉計画との連携による施策の推進	<p>(福祉総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画は、分野別の個別計画に基づく施策を推進するうえでの共通理念と基本的方向性を定めたものであり、各施策の展開に応じて、情報共有を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> *現状と課題をふまえた分野別計画の見直しと、総合計画、地域福祉計画との連携の検討
②基本理念に基づいた個別福祉計画の推進	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者福祉計画」は、総合計画、地域福祉計画と整合性を図り、介護保険事業計画と一体のものとして策定し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活をおくることができる社会の実現をめざしています。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策全般の理念や方針等を定める障害者計画と、数値目標を定める障害福祉計画を包含した「ハートフルプラン」を策定しています。 ・第4期計画を策定するよう、数値目標が達成できていない項目等の現状と課題をふまえた見直しを行っています。 <p>(児童保育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援行動計画」は、地域福祉計画との整合を図りながら、総合計画の個別計画として実施しています。本年度に計画期間が終了するため、総合評価を外部団体に委託し、総括を行う予定です。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくり計画」は、福祉とともに保健の充実が重要という視点で推進しており、年齢や環境に配慮した主体的な健康づくりを家庭、地域、行政など社会全体で支援するかたちでの事業実施をめざしています。 ・健康づくり推進協議会で実績を共有し、事業実施の参考にしています。 	<ul style="list-style-type: none"> *すべての市民の自立生活と健康を推進する取り組みの推進 *地域や関係機関・団体等との連携による取り組みの推進 *地域包括ケアシステムの構築
③既存事業の利用促進 (利用者主体によるサービスの提供)	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近親者の支援がないため成年後見制度が利用できない人に、市長による後見開始審判の申立を行っています。 <p>(社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援に関する事業として、地域福祉権利擁護センターと後見サポートセンター「みらい」を運営しています。 	<ul style="list-style-type: none"> *権利擁護ニーズの増加に対応した支援体制の整備 *成年後見制度等の理解と利用の推進

(2) 相談活動の充実

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①身近な場所での相談機会の充実	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区市民センターでの相談を4か所で試行的に行います。結果を検証し、今後の施策に反映することとしています。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合相談支援センター「あい」を設置し、身体、知的、精神に加え発達障害や難病患者の支援、障害者の就労支援を行っています。 ・ 障害者相談員による出張相談をコミュニティセンターで実施しましたが、ほとんど利用がありませんでした。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話や来所の相談に随時対応するとともに、公共施設などに定期的に出向いて相談会を実施しています。 <p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の電話相談を実施し、希望や内容に応じて面接・弁護士相談や関係機関につないでいます。 <p>(市民対話課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、地区市民センター、公民館等で各種市民相談を実施しています。 <p>(住宅課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅確保に配慮が必要な人への相談会を、県の居住支援連絡会が公共施設やショッピングセンターで実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> * 身近なところで相談ができ、適切につながるしくみの充実 * 地域で相談活動を担う人材の養成と活動の推進 * 相談窓口に出向くことができない人などへの配慮 * 生活における多様なニーズの把握
②関係機関による相談体制の充実	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4か所設置されている地域包括支援センターと連携して、高齢者の総合相談やネットワークづくりなどを行っています。 ・ より身近なところで専門的な助言が受けられるよう、9か所の相談窓口を介護保険事業所に委託して設置しています。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定相談支援事業所10か所、障害児相談支援事業所7か所で、サービス等利用計画を作成しています。 <p>(児童保育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センター「りんりん」等の地域子育て支援拠点で各種相談を受け、相談内容に応じて関係部局等と連携し、適切な支援が行える体制をとっています。 <p>(子ども家庭支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待や養護相談ケースは個別ケース会議を開催し、関係機関で認識の共通化を図っています。 <p>(保護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護や生活困窮に関する相談において社協との勉強会を通じて業務への理解を深め、お互いの制度を紹介するなどの協力体制を築いています。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談に関して関係課への照会・申し送りや協議などを行っています。 ・ 福祉サービス等が必要な場合は、担当部署や地域包括支援センター等の専門機関を紹介するなどして、連携を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> * 多様な生活問題に対応する相談機能と、地域とも連携した課題解決のしくみや資源の充実 * 相談機関のネットワークの充実による総合的な対応の推進 * 相談員のスキルアップと関係機関との連携強化
③生活総合相談窓口の設置検討	<p>(福祉総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所新庁舎の建設にあたり、窓口のワンストップサービスの検討が行われましたが、現状は関係各課の連携による相談体制となっています。 ・ 高齢者、障害者の総合相談窓口として、地域包括支援センターと障害者総合相談支援センターが設置されています。 	

④福祉サービス 評価方法及び 苦情受付、処 理機関の充実 検討	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鈴鹿亀山地区広域連合が行う介護保険事業計画を見直しに際し、共同して日常生活圏域ニーズ調査を実施し、市民のニーズを把握し、調査結果の検証による評価を行っています。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定時にアンケートを実施し、結果を反映しています。 ・ 自立支援協議会の各専門部会で課題等を洗い出し、施策推進協議会に諮って、サービスの改善等に努めています。 ・ 苦情対応は、障害福祉課で行うとともに、事案によって県社協の福祉サービス運営適正化委員会を案内しています。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の声には、ユニバーサルデザイン（だれでも利用できる）の視点で改善できないかという視点で対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> * 課題等を施策に反映する体制づくり * 福祉サービス等の質の充実 * サービス評価を行っていくうえでの「自律」の考え方の共有
---	---	---

(3) 情報提供サービスの充実

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①だれにでもわかりやすい情報提供	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスが必要な人には、ケアマネジャーが情報を提供しています。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の取得やサービスの問い合わせ時に、内容をまとめた冊子を渡しています。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書はユニバーサルデザインで作成し、専門用語を減らしたり、理解しやすいレイアウト、年代に応じて関心をもてる工夫などを行っています。 ・ 出生届・転入届のときなどの機会に情報提供を行っています。 <p>(人権政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会の情報保障として、手話や要約筆記を行っています。 <p>(地域課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区市民センターを経由し、自治会に広報配布や回覧を依頼しています。 <p>(住宅課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住支援団体やあんしん賃貸住宅協力店の一覧表を掲載した冊子を、県の居住支援連絡会がスペイン語と平易な日本語で作成しました。 	<ul style="list-style-type: none"> * ユニバーサルデザインの情報提供の充実 * 必要な人に効果的に情報を伝達する方法の検討 * 関係課や関係機関との連携による情報伝達
②広報、ホームページ等での情報提供の充実	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の情報を広報に掲載しています。 ・ 「地域包括支援センターだより」を広報折り込みで全戸配布し、センターの周知を図っています。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の就労に焦点を当てた特集記事を広報に掲載し、市民や企業への周知を図っています。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やホームページは短い文章や図表の活用などに配慮しています。 ・ 回覧板を利用しています。また、掲示板、公共施設や店舗にポスターを掲示し、回覧板が届かない人にも配慮しています。 <p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画センターのホームページで、講演会の案内などの情報提供を行っています。 <p>(地域課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会に広報配布や回覧を依頼しています（再掲）。 	<ul style="list-style-type: none"> * 文字離れや広報が届かない世帯などに配慮した情報提供の多様化 * ホームページを利用した情報発信の充実 * インターネットを使わない人などへの情報提供

③メディアを活用した情報提供の促進	<p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点を置いている障害者の就労に関するイベントは、広報だけでなくCNSやFMなどの各種媒体を利用して周知を図っています。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 記者発表、関係団体への報告、テレビ・ラジオ広報などで周知を図るとともに、若い世代などにはTwitterやFacebookも利用しています。個別案内も実施しています。 <p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会等の情報提供を報道機関に行っています。また、情報誌「今・ima」は自治会に依頼して回覧を行っています。 	
④新たな制度についての説明会等の開催	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度に限らず、講師派遣や事業実施等で周知に取り組んでいます。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度が大きく変わる場合は、利用者対象の説明を実施しています。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座や個別通知、回覧やチラシの配布を行っています。 子育てに関する新制度などは、訪問や健診の機会をとらえて周知に努めています。 	*制度の複雑化をふまえた伝達方法の検討
⑤情報交換の場としての公共施設等の活用促進	<p>(福祉総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区市民センター等にポスター掲示やチラシの設置を依頼したり、掲示板にポスターを掲示しています。 <p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉計画のパブリックコメントでは、地区市民センターに素案を配置しました。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館で、出前講座や、ポスター掲示、チラシ設置を行っています。 保健センターでは、子育てに関する他機関のチラシも設置しています。 <p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターに関係団体の情報提供コーナーを設置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> *効果的に情報伝達するための掲示やチラシ配置などの検討 *出前講座の利用の推進

(4) 健康・予防施策の充実

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①既存施設におけるデイ・サービス事業の充実	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の通所介護は、市内に77事業所(26年8月)が設置されています。 	*介護保険制度改正をふまえた介護予防事業実施体制の整備
②生きがい活動の内容充実及び参加促進	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業を事業所に委託して実施しており、閉じこもり予防にもつながるよう、必要に応じて送迎を行うなどの配慮をしています。 <p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教室を、ニーズに対応するためのメニューの検討も毎年行いながら、保健センターや公民館等で実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> *地域とも連携した健康づくりや介護予防の推進 *働く世代なども含めた幅広い年齢層が参加できる健康教室の開催
③各種健(検)診事業の充実	<p>(健康づくり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診は、職域との連携や受診期間の延長などの環境整備により、受診率の向上に努めています。また、国保加入者に対し、特定健診結果を活用した健康相談・健康教育を行っています。 乳幼児健診は、未受診者への対応や通訳の配置などの環境整備により、受診率の向上に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> *健診、精密検査や保健指導の受診の推進 *健康づくりに無関心な層へのはたらきかけ

④生活習慣病予防事業の充実	(健康づくり課) ・生活習慣病予防教室等は、男女別の時間設定や開催場所を増やすなど、働く世代の人が受講しやすい環境づくりを行っています。 ・多くの市民の動機付けのために、保健センターや市役所ロビー等で啓発活動を行っています。	*かかりつけ医の推進と、急病時の対応体制の充実 *医療と介護・福祉の連携
⑤介護予防事業の充実	(長寿社会課) ・地域包括支援センターと連携し、二次予防事業を実施しています。 (健康づくり課) ・一次予防事業と二次予防事業を系統立てて実施しています。	*発達障害を含めた早期発見から早期支援に確実につなぐシステムの構築
⑥各対象に合わせた健康づくり講座・相談事業の充実	(健康づくり課) ・年代や性別などに応じた健康づくりの普及啓発事業を実施しています。	
⑦医療機関等との連携	(健康づくり課) ・かかりつけ医をもつよう、また、お薬手帳を活用して服用している薬の内容が他の医師と共有できるよう、さまざまな機会に周知を行っています。	
⑧難病・疾病に対する情報提供及び相談の充実	(健康づくり課) ・県が実施している医療費助成や相談の情報提供を行っています。 ・疾病のある乳幼児の保護者への情報提供や関係機関と連携してスムーズに療育が受けられるような支援を行っています。	
⑨障害児(者)のフォロー体制の充実	(障害福祉課) ・療育センター等で児童発達支援事業を、各事業所で放課後等デイサービス事業を実施しています。 ・各種相談を障害福祉課や総合相談支援センター、相談支援事業所で推進しています。	

(5) 雇用・就労支援の充実

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①仕事と家庭の両立及び子育て支援に関する講演会・講習会等の充実	(男女共同参画課) ・男女共同参画の意識を高めるよう、子育て世代の男性向けの講演会等を実施しました。男性料理教室やワークバランスの講演会も開催しています。 (子ども家庭支援課) ・発達に関して保護者が支援を求めている親子を対象とした親子教室を実施し、保護者どうしの交流や助言を通じて育児不安の軽減を図っています。	*若い男性の意識づくり *企業に対する啓発の推進
②ニーズに合わせた計画的な保育所の施設整備の検討	(児童保育課) ・公立保育所の整備は、行財政改革アクションプランに基づき幼児教育と一体的に提供する環境整備を行うよう、市立幼稚園の再編整備計画と調整しながらすすめています。	*子ども・子育て支援事業計画に基づく整備の推進
③企業における子育て支援の取り組み促進	(男女共同参画課) ・国・県の制度の情報を、ホームページやチラシに掲載しています。	*企業に対する啓発の推進
④集会所等、身近な施設を活用した放課後児童クラブの整備	(児童保育課) ・放課後児童クラブの開設をすすめており、27年4月に全地区に設置される予定です。また、対象年齢を6年生までとするよう指導を行っています。	
⑤障害者・高齢者等の雇用に対する支援	(障害福祉課) ・障害者雇用を推進するため、関係機関と連携したイベントの開催や、企業での職場体験実習、福祉的就労の支給決定を行っています。	*障害者雇用や就労支援 *高齢者の就業の場づくり

⑥授産施設等の 経営促進	(障害福祉課) ・障害者就労施設等から物品等を優先的・積極的に購入するよう、市としての調達方針を作成しました(年度終了後に実績を公表します)。	*生活困窮者自立支援と連携した取り組みの推進
⑦失業者に対する 支援	(保護課) ・離職者の住宅確保と就職支援を行う住宅支援給付事業を実施しています。	

(6) 緊急時・災害時の施策の整備・充実

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①地域での自主的な防災組織づくりの促進	(防災危機管理課) ・自主防災組織に資機材の配備等の支援を行っています。 ・地区地震防災訓練を実施しています。	*自主防災組織への多様な市民の参加の促進
②地域における防災講座・教室等の開催	(防災危機管理課) ・防災への理解を深めるために、各種の取り組みを行っています。	*防災意識を高めるための防災啓発・教育の推進
③地域住民による声かけ・見守り活動の促進	(教育支援課) ・学校支援ボランティアの積極的活用、地域住民との交流行事や学校行事への参加促進を行いながら、パトロール活動、見守り活動、あいさつ運動を推進しています。 (児童保育課) ・放課後児童クラブへの通所の安全を確保するよう、経路の安全確認を行うとともに、地域の人に見守り活動に協力を得ています。 (福祉総務課) ・民生委員児童委員が日常的に地域の高齢者世帯を訪問し、声かけ、安否確認や見守り活動を行っています。また、主任児童委員は、赤ちゃん訪問や要保護児童の見守り活動を行っています。 ・登下校の安全を確保する見守り活動等が、地域で行われています。 (長寿社会課) ・老人クラブで、さまざまな交流が行われています。 (障害福祉課) ・ひとり暮らし等の障害者を障害者福祉サービス事業所が月1回程度訪問する安心生活応援事業を実施しています。	*地域ぐるみの健全育成の機運の醸成 *学校と地域の双方向の連携の推進 *関係者の連携による高齢者・障害者等の見守り・安否確認活動の推進
④安全・安心なまちづくりに対する啓発活動の推進	(健康づくり課) ・急病やけがの際の医療機関の検索方法や家庭できる応急手当について、啓発を行っています。 ・乳幼児のいる家庭の防災や救急時の対応についてのチラシを作成し、全戸訪問で説明しています。	*防災や救急に関する情報の周知
⑤緊急時における医療体制の強化	(健康づくり課) ・救急医療体制を区分し、医療機関への支援を行っています。 ・医療体制を守るため、時間外受診での配慮について啓発を行っています。 (消防課) ・救急法の講座を実施しています。 ・救急箱を置いて災害時に処置を行う「市民救急の家」を行っています。	*救急医療体制の周知

<p>⑥災害時における情報提供システムの構築</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報を屋外スピーカーで伝えるデジタル防災無線を整備しています。 ・携帯電話の緊急速報メール，メルモニあんしんメール，コミュニティFM，CNS，市ホームページ等で緊急情報を発信しています。 ・市民の情報を投稿・閲覧できるすずか減災プロジェクトを開始しました。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時誘導マニュアル（当事者用，事業所用）を作成・配布しています。 ・視覚障害者，聴覚障害者には，日常生活用具として情報通信支援用具等を支給しています。 	<ul style="list-style-type: none"> *災害時の情報提供システムの構築 *平時からの訓練と，災害時要援護者の地域での支援体制づくり *地域での支え合いでの個人情報のあり方の検討
<p>⑦障害者・高齢者等への緊急・災害時ケア体制の構築</p>	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等を災害時要援護者台帳に登録し，避難時の声かけや平常時の見守りを行うしくみづくりを推進しています。 <p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心生活応援事業により，災害時に支援が必要な人と事業所のネットワークを構築しています。 ・災害時誘導マニュアル（当事者用，事業所用）を作成・配布しています。 	

(7) 防犯施策の充実

1) 関係機関との連携による防犯体制の整備

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
<p>①登下校時等の安全対策の充実</p>	<p>(教育支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心ボランティアの協力を得て，青パトによるパトロール等を実施しています。事業者などの各団体への協力依頼も行っています。 ・ハザードマップや安全安心マップの作成，防犯教育に取り組んでいます。 <p>(地域課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯団体への支援を充実するため「犯罪のない安全で安心なまちづくり規則」の制定に向けて検討を行っています。 ・青パト活動などを行っている団体の通信に情報提供を行い，活動の活性化を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> *自分の命は自分で守る意識を高める教育の充実 *安全・安心の地域づくりの推進 *安全安心ボランティアの拡充 *自主防犯ボランティアへの支援と協働の推進
<p>②高齢者等を狙った悪徳商法等の予防対策</p>	<p>(広域連合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿亀山消費生活センターを設置しています。 ・消費者被害防止のための啓発活動として，出前講座やチラシの全戸配布，広域連合広報への掲載を行っています。 ・振り込め詐欺等の相談があった場合は，未遂であっても警察に届けるよう指導しています。 	
<p>③警察によるパトロール強化の働きかけ</p>	<p>(地域課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官と地域住民がペアで巡回することは現実的ではなく，実施されていません。 	
<p>④地域における防犯パトロール組織の整備</p>	<p>(地域課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の防犯団体に対して，物品支援を行っています。 ・「犯罪のない安全で安心なまちづくり規則」を検討しています（再掲）。 	

2) 非行・問題行動の防止施策の充実

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①児童虐待防止対策の充実	(子ども家庭支援課) ・関係者で構成された要保護児童等・DV対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を行っています。 ・児童虐待防止の取り組みとして、11月の啓発推進月間に街頭啓発を実施するとともに、電柱看板の設置や広報すずか、ラジオ放送などの各種媒体による啓発、相談窓口の周知を行っています。	*虐待やDVに関する市民の意識を高めるための効果的な啓発の実施 *潜在化している虐待ケースの掘り起こしと、関係機関の連携による対応体制の整備
②学校・地域における健全育成活動の推進	(教育支援課) ・学習ボランティアや住民の協力を得て、体験学習やあいさつ運動を行っています。 ・子どもの健全育成推進基本計画を推進しています。	*養護者支援の充実
③青少年の非行防止・被害防止対策の充実	(教育支援課) ・小学校パトロール隊を組織化するとともに、長期休業中のPTAや地域によるパトロール、愛の一声運動、非行防止教室、研修会・講演会などを実施しています。 ・児童会・生徒会活動を充実するとともに、環境美化活動を行っています。	*学校、家庭、地域の双方向の連携の促進と保護者世代の参加の促進 *児童生徒主体の健全育成活動の充実
④高齢者虐待、DV等の防止施策の充実	(長寿社会課) ・地域包括支援センターとの連携を密にして、高齢者虐待の早期発見とケアの充実に努めています。 (男女共同参画課) ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、関係機関と連携した街頭啓発やパネル展示を行っています。 ・デートDVの出前講座を、市内の大学で実施しました。 ・女性のための電話相談でDVがある場合は、関係機関につないでいます。 (子ども家庭支援課) ・要保護児童等・DV対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を行っています。 ・DV防止に向けた相談体制の充実、被害者の自立支援、関係機関との連携強化を図っています。	

(8) 安全・安心な物的環境の改善

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①障害者・高齢者等向けの住宅改善及び整備の促進	(住宅課) ・市営住宅の福祉型改善として、段差解消や手すりの設置を行っています。 ・住宅セーフティネットとして住宅確保に配慮を要する人の入居を条件に、民間賃貸住宅の改修工事の費用の一部を国が補助しています。 (長寿社会課) ・認知症グループホームの整備を介護保険事業計画に基づき推進し、必要整備数を確保しています。 ・住宅改修補助制度は国・県の支援終了により廃止しました。	*地域包括ケアの推進も含めた“住まい”の確保 *バリアフリー化への理解の推進 *高齢者や子ども等が安心して通行できる歩道や交通安全施設の整備
②民間施設等のバリアフリー化の促進	(障害福祉課) ・県のユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、民間事業者の建築確認申請時に事前協議を行い、適宜指導を行っています。 (建築指導課) ・建築計画の事前相談または確認申請時に通知書の案内を行い、ほぼ100%が届出を行っています(基準を満たして適合証を発行するのは約35%)。	*地域生活や社会参加を促進するための外出支援の推進 *身近なところでの交通安全教育の推進

	(長寿社会課) ・介護保険の地域密着型サービス施設の整備は、県のユニバーサルデザインのまちづくり条例の遵守を補助金交付の条件としています。	
③交差点、歩道、自転車道等の安全確保の推進	(道路保全課) ・歩道整備や交通安全施設の設置について、学校・警察との通学路の合同点検、自治会・関係機関との現地調査を実施し、優先順位を付けて順次事業を推進しています。	
④ボランティア等との連携による障害者・高齢者等の外出支援	(長寿社会課) ・福祉有償運送を6法人が実施しています。 (障害福祉課) ・移動支援等のサービスを支給しています。	
⑤交通事故予防対策	(地域課) ・研修を受けた市民が指導員となり、学校、地域、企業等での交通安全教室を行っています。	

(9) 既存制度の対象から漏れる諸問題に向けての生活関連サービスの整備

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①新たな福祉ニーズの把握と対策の検討	(福祉総務課) ・民生委員児童委員の地域での聴き取り活動をもとに、災害時要援護者台帳の整備をすすめています。 (長寿社会課) ・新たな制度として、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が継続できることをめざす、地域包括ケアシステムの構築が規定されました。 (障害福祉課) ・自立支援協議会や専門部会で出された課題をふまえ、新しいサービスなどを施策推進協議会に諮っています。 (児童保育課) ・子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、保護者を対象としたニーズ調査を実施し、潜在的なニーズも含めた分析を行っています。 (子ども家庭支援課) ・養護相談、発達相談、教育相談の課程で、家庭を取りまく状況や保護者の困り感を聞き取っています。	*現状分析をふまえた施策の推進 *課題を施策になぐしくみの構築 *課題に対応する新たな社会資源の発掘 *制度の狭間にある課題への対応 *生活困窮者や地域から孤立した人への支援の推進 *在宅医療と福祉サービスの情報共有や連携体制の推進
②外国人に対する生活支援の検討	(市民対話課) ・外国人への支援として、ホームページの多言語対応、外国人向け広報紙の発行、通訳による広聴・市民相談、諸手続きの補助などを行っています。ホームページは自動翻訳を導入し、対応言語を増やす予定です。 ・日本語教室を実施している団体に補助を行っています。	
③ホームレス等に対する生活支援の検討	(社会福祉協議会) ・ホームレス自立支援事業を実施し、関係機関や地域等と連携して生活や就労に関する相談支援などを行っています。 (福祉総務課) ・社協が実施するホームレス自立支援事業に対し、補助を行っています。	
④関係機関との連携による重複障害者に対するサービスの充実	(障害福祉課) ・退院後の福祉サービス利用についての医療ソーシャルワーカーとの調整などを、必要に応じて行っています。	

基本目標3 地域福祉推進のための仕組みづくり

(1) 住民参加による地域福祉推進のための推進体制・組織づくり

1) 地域住民による支え合いのネットワークづくり

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①ボランティアネットワークの充実	(社会福祉協議会) ・ボランティアセンターで、ボランティアの登録やコーディネート、ボランティア通信の発行などを行っています。	*途切れない連携のしくみづくり
②地域における子育てネットワークづくり	(児童保育課) ・子育て団体や行政が連携して子ども支援ネットワークを設置し、情報交換を毎月行っています。 (健康づくり課) ・児童の分野ハブ会議や子ども支援ネットワーク会議への参加、乳幼児家庭全戸訪問事業等を通じて、関係機関等と連携を図っています。	*ネットワークを推進・支援する機能の強化
③高齢者等による地域支援体制づくり	(地域課) ・地域住民による自主的・主体的な地域活動を活性化するため、地域づくり協議会の設立を支援しています。	

2) 地域福祉活動の推進

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①民生委員・児童委員活動への支援	(福祉総務課) ・民生委員児童委員協議会連合会に、研修事業等のための補助金を交付しています。 ・民生委員の一斉改選にあたり、新任委員への研修会を行いました。 ・市民児協の例会に関係各課の担当者が出席し、情報提供を行っています。	*民生委員の負担増をふまえた連携・支援の推進 *民生委員の確保と、研修等のサポートの充実
②民生委員・児童委員との連携による情報の収集	(福祉総務課) ・高齢者、障害者、児童の見守りや相談活動や行政や各種社会資源への橋渡し役を担っている民生委員児童委員の活動をサポートするよう、情報共有と連携に努めています。 (長寿社会課) ・災害時要援護者台帳は、民生委員の協力により毎年加除を行っています。 (子ども家庭支援課) ・主任児童委員に要保護児童等・DV対策地域協議会への参加を得るとともに、ケース情報を共有や状況観察の依頼などを行っています。	*ニーズの発見・通告や協力体制の強化
③各種団体との連携	(福祉総務課) ・民生委員児童委員協議会連合会、遺族会等の団体事務局を担うとともに補助金を支出し、連携を図っています。 (長寿社会課) ・老人クラブ連合会、単位老人クラブと連携し、高齢者の社会参加や文化活動、健康づくりを支援しています。 (障害福祉課) ・障害者団体5団体への運営補助を行い、自主自発的な活動を促進するとともに、市の取り組みに協力を得ています。 (子ども家庭支援課) ・児童虐待に関する研修をNPO団体やJC会員などを対象として実施し、理解の促進と「虐待を許さない」気運の醸成を図っています。 (健康づくり課) ・老人クラブやサロンへの出前講座等を通じ、地域組織と連携しています。 ・乳児家庭全戸訪問事業の訪問員や母子保健地域推進員を主任児童委員に依頼し、子育て支援環境づくりに取り組んでいます。	*より効果的に連携する方法や取り組みの検討 *地区社協の方向性と活動の提示と、参加・協力の推進 *地域福祉活動の財源となる共同募金への理解の推進

	(地域課) ・地域づくり協議会の設立を支援しています(再掲)。 (社会福祉協議会) ・行政区単位で地区社協を設立し、自治会、民生委員、学校、PTA、警察等を構成員として地域の福祉課題に取り組んでいます。	
--	--	--

3) 市社会福祉協議会への支援と連携の強化

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①市社会福祉協議会の活動支援	(福祉総務課) ・運営と事業実施に補助金を交付し、地域福祉活動を支援しています。 ・共催事業として、福祉大会、地域福祉講演会、ふれあい広場鈴鹿などを連携して実施しています。	＊多様な主体の連携の場としての機能の充実 ＊小地域福祉活動の計画的な推進
②活動計画との連携の強化	(福祉総務課) ・地域福祉活動計画の策定委員会、部会別活動委員会に参加し、協働して推進しています。また、評価委員としても参加しています。 ・第2期地域福祉計画は第3次活動計画と策定委員の多くを同じ人に委嘱して計画の整合性を図り、協働で地域福祉に取り組むこととしています。	

(2) 総合的ニーズに応えるための行政関連情報の提供

1) 庁内組織及び関係機関の連携強化

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①福祉に関する既存組織・団体の情報整理	(健康づくり課) ・乳幼児の訪問や相談等で、親の会などの情報提供を行っています。 (男女共同参画課) ・男女共同参画センターに関係団体の情報提供コーナーを設置しています。	＊地域福祉の情報の集約・発信の充実
②庁内地域福祉推進委員会の創設検討	(福祉総務課) ・平成19、20年度に評価推進委員会を設置し、答申を行いました(その後は具体的な評価は行っていません)。	＊評価の実施方法の検討

2) 民間事業者等との連携強化

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①民間事業者を対象とした研修会等の開催	(長寿社会課) ・民間事業所の依頼を受けて、従業員を対象にした認知症サポーター養成研修を行っています。 (障害福祉課) ・自立支援協議会の専門部会に民間事業者の参加を得て、情報共有や課題等についての話し合いを行っています。研修会も実施し、共通の課題に対応するためのスキルアップを図っています。	＊日々の業務に活かせる実践的な研修の推進 ＊幅広い事業所へのはたらきかけの推進 ＊民間事業所が実施するサービス等の把握
②民間事業者と連携した福祉サービスの提供	(長寿社会課) ・食事の個別配送時に安否確認を行う配食サービスを実施する事業者に、経費の一部補助を行っています。 (障害福祉課) ・必要に応じて、宅配サービス業者の案内等を行っています。 (健康づくり課) ・乳幼児の訪問や相談等で把握したニーズに応じて、民間の福祉事業者を紹介するなどの連携を図っています。	＊地域における連携の推進方策の検討

	(社会福祉協議会) ・あんしん賃貸支援事業では、不動産関係団体、民間居住支援団体、行政、社協が連携し、住まいの確保に特別な配慮が必要な人の支援に関する情報交換や活動を行っています。	
③民間事業者との連携による地域活動の推進	(社会福祉協議会) ・警察署や公共機関・商業施設等の事業所の協力を得て、行方不明の人を早期発見する徘徊高齢者等のための安心ネットワーク活動を行っています。	
④民間事業者による福祉関連情報の紹介	(長寿社会課) ・三重県が実施する介護サービス情報を参考にしています。 (障害福祉課) ・障害福祉課や総合相談支援センターで、情報提供を行っています。	

(3) 生活関連サービスに関わる情報の提供

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①生活関連サービスに関する情報収集及び発信	(福祉総務課) ・福祉に関する制度や施設をまとめた「ふくしべんりちょう」を社会福祉事務所が発行しました(「暮らしの便利帳」やホームページ等での情報入手が容易になったため、更新はしていません)。 (長寿社会課) ・介護サービス提供事業者などの情報発信は、鈴鹿亀山地区広域連合と連携して行っています。また、介護保険料に関する情報提供を行っています。 (障害福祉課) ・障害福祉課や総合相談支援センターで情報提供を行っています。	*地域で生活するうえでの多様なニーズをふまえた情報発信
②ホームページにおける地域福祉コーナーの設置	(福祉総務課) ・ホームページの「生活ガイド」の「生活便利帳」のひとつのカテゴリとして「福祉」のコーナーを設け、地域福祉を含めた情報を提供しています。	

(4) 地域活動への支援

1) 市民・ボランティア・NPO等の活動支援

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①市民・ボランティア・NPOに対する情報提供	(男女共同参画課) ・男女共同参画センターに関係団体の情報提供コーナーを設置しています。	*市民活動、ボランティア活動、NPO活動の役割の共有と伝達の推進
②地域ぐるみでの福祉のまちづくり活動との連携	(社会福祉協議会) ・ボランティアグループと協働し、企業、団体、学校等での福祉講座を開催しています。 (長寿社会課) ・認知症サポーター養成講座を行っています。(再掲)	*多様な地域福祉活動の担い手づくり
③ボランティア活動への支援	(社会福祉協議会) ・ボランティア連絡協議会が「ボランティアの集い」を毎年開催し、ボランティアの交流や活動紹介を行っています。 ・ボランティア団体に共同募金を財源とした活動補助金を交付しています。 ・ボランティア連絡協議会への支援を行っています。 (健康づくり課) ・地域で介護予防に自主的に取り組むリーダーを養成する研修会を実施しています。また、リーダーが円滑に活動できるよう、物品の貸出、相談、活動の場の紹介などの支援を行っています。	*リーダー養成と、地域での活動みを普及するための物的・人的支援の充実 *ボランティア活動のコーディネーターの充実 *有償やビジネスの視点なども含めた多様な活動の推進

④ボランティア活動への参加促進	<p>(社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを養成するための市民対象の講座を、毎年テーマを変えて開催しています。 ・「ボランティア通信」を毎月発行し、ボランティアや学校、福祉関係機関に郵送するとともにホームページに掲載し、活動を促しています。 	<ul style="list-style-type: none"> *新たな団体（NPO等）の育成と連携の推進 *先進的に取り組みの、全市への普及
⑤福祉関係のNPOの育成、指導	<p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体（5団体）に運営補助を行い、自主自発的な活動を促進しています。 <p>(社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による支え合いとして、住民参加型福祉有償サービスの導入を検討しています。 	

2) 地域における活動の場づくり

計画項目	事業等の実施状況	検討課題
①地域活動の場としての公民館の有効活用	<p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館では、地域の福祉団体（地区民生委員会・地区社協等）や福祉事業者（地域包括支援センター等）との連携事業や貸館を行っています。 	*公共施設や、民間施設も含めた地域資源の効果的な利用方法の検討
②公共の未利用施設等を活用した活動場所の提供	<p>(障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者関係団体の活動場所として労働福祉会館の一室を確保し、提供しています。 <p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターは使用料を低額にし、地域住民の学習の場として広く提供しています（再掲）。 	
③民間施設との連携による活動場所の確保	<p>(長寿社会課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業を実施する事業者の一部が、地域の集会所を主会場にして、地域に密着した取り組みを行っています。 <p>(児童保育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公・私立保育所(園)の地域活動として園庭開放や遊ぼうデーなどを行い、子育て情報紙「バンビーキッズ」やホームページで周知して、地域の交流を積極的に図っています。 	
④地域福祉コミュニティ施設の在り方の検討	<p>(男女共同参画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターは、一部に市民活動センター機能ももたせた施設であり、利用者との情報共有に努めています。 	

第2期鈴鹿市地域福祉計画

平成28年3月発行

発行 鈴鹿市

[担当] 鈴鹿市 健康福祉部 健康福祉政策課

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

Te1 059-382-9012

Fax 059-382-7607

E-mail/ kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp

組織機構改革により平成28年4月から
健康福祉部 健康福祉政策課が本計画の担当課となります。

